

356
275



始



昭11

A

485

川崎卓吉文庫

日本風俗志

上

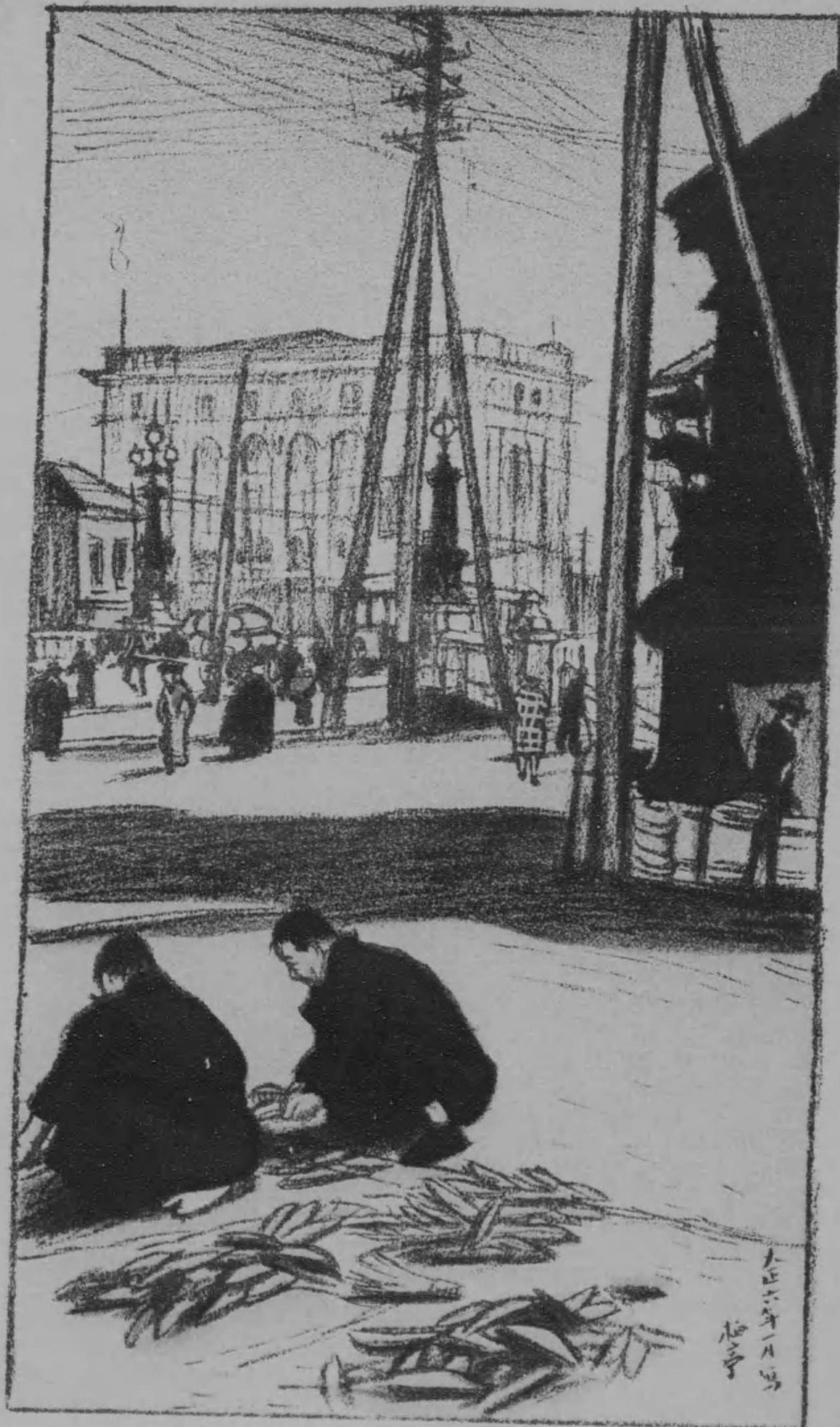


356
275



目錄
卷一
三卷

735901



大正六年一月
繪

筆氏亭柏井石

橋本日



筆氏穗百福平

〔民農方地北東〕

自序

理想と現實との調和は一般施設の綱格にして、高遠の理想も現實に副はざれば施すに地なく、善美の現實も理想の導きなくんば墮落頽廢の外あるなし。此の國民を啓發し、此の國民を指導せんには、須らく先づ此の國民の現實状態たる風俗習慣を視察し、一切の立論を此の根據に置かざるべからず。今の弊は理高くして實に合せず、實卑うして理と相背き、二者の間調和を缺き施設、民情に外れ、立論、正鵠を逸し、徒らに泰西の風を移植せんとするものあれば、妄りに固有の弊を保持せんとするものありて、一は日本を知らず、他は世界に通ぜず、兩者懸隔、千の設計も施すに策なく、百の考案も時務に適せず、空しく相背くにあり。幸に日進の大勢は時々刻々、我が國民を覺醒して眼を世界に注がしむると雖も、脚跟下を見

るの明は日に疎く、三千年の歴史によつて醗酵せられたる風俗習慣の如きは多く忘失せられ、變轉定りなき都會文明に眩惑して流風遺俗の尙ほ昔ながらの面影を存する地方農村の實狀を逸却せんとす。此の如くにして豈に能く理想と現實とを調和し得むや。予多年各地を旅行し之れを故老に質し、之れを古書に探りて此小冊子を成す。取材多からず、見聞も亦廣からず、敢て現實狀態を悉くせりと云はざるも、國民生活の實狀は略ぼ其の間に髣髴するものあらむ。讀者若し之れによつて民情視察の出發點を捕捉し、風俗研究の端緒を得、更に廣く觀、更に深く考へて、之れを辨正し指導するの計を立つるあらば、予が此の述作も亦無用の閑事業たるに終らざるべし。

丁巳三月桃の節供の前一日、代々木莊に於て

著者識

緒言 五則

一 日本人は日本を知らざるべからず、之れ予が本書述作の動機にして、二十餘年の旅行生活に見聞する所を基礎とし、更に之れを書に問ひ人に質し、其の探り得たる口碑傳説、奇風異俗並に地方的色彩を示すに足るべき諸種の事項を集めて本書を成す。見る所廣からず、聞く所も多からずと雖も、日に移り行く風俗の今にして蒐集し置かずんば、終に忘れ去らるべきを思ひ、不備を顧みず、こゝに梓に上す、杜撰の罪は免れざるも、本書若し郭隗となつて他日優良の書を出すの媒たるを得ば、著者の望み之れに過ぎたるなし。

一 風俗の義、含む所頗る廣く、本書蒐集する所も亦多般に亘るが故に、各章ゴチック型活字を以て其の綱目を舉げて叙述の散漫を防ぎ、其の細目を逸せざらしむるが爲め、釐頭に之れを挙げたるも尙ほ甲の國に詳述するものは乙の國に略し、乙の國に詳述するものは甲の國に略したるもの少からざれば、讀者は一國一國に於て見ることなく、一應全篇を通讀し更に下卷付する所最後の索引によつて相互の關係を見られんこ

とを望む。

一本書は讀者研鑽の便を計り其の大要を引用せるものは本文中括弧を付して出處を明にし、原文の儘を引用せるものは或は行を改め又は「印」を付して本文と分てり、讀者其の煩を咎むる勿れ。

一本書の題書は辱知石井柏亭平福百穂二氏の特に揮毫せられたるものにして、挿畫は總叙並に關東の部は片山春帆氏、奥羽の部は戸部隆古氏専ら筆を執られ、本書に幾段の光彩を添へられたり。

一予が本書の上梓を企てたる一再にあらず。しかも此の如きの書世に行はれざるが故に多くの書肆は其需要を慮りて頗る遲疑する所ありて、久しく其志を遂げざりしが、去秋偶、之を友人田村文太郎氏に計る。氏大に此舉を賛し利害を度外し資を投じて本書の刊行を助けられ、友人百目木劍虹氏亦進んで出版發售の衝に當られ、其他の諸友或は資料を寄與し、或は發售の便を計られ、友情集つて茲に筐底を出で、江湖に見ゆるに至りぬ。上梓に際し感謝禁ずる能はず。付記して永く其の厚意を記念す。

丁巳三月

著者再識

日本風俗志 上卷 目次

第壹篇 總叙

第壹章 序 說

第壹節 風俗とは何ぞや

現代の風俗—新舊交錯—和洋混淆—風俗の推移—時風と習俗—推移と不推移—時代と風俗—時代風俗の中心—流行の傳播—流風遺俗—南留別志—昔ながらの風俗—地方と風俗—古風の殘留—各地風俗の差—職業と風俗—變化ある職業と變化なき職業—職業と時代習慣—風俗研究の範圍—風俗觀察の三要點—實用と風俗—風俗研究の困難—交通の便と風俗—述作の覺悟—人情の觀察—國自慢—觀察の要件。

第貳節 日本の風土と人情

日本の國名—「やまと」—倭—大八洲—瑞穂國—花彩島—日本民族—神別—皇別—蕃別—神國—皇國—蝦夷—卑人—萬邦無比の國體—日本の言語—日本語の特色—外來語の數—方言—氣候と方言—地理的影響—火山と地震—水害—風害—大陸の摸倣—外國文明の影響—慈仁の風—東洋の風俗混入の時代—西洋風俗混入の時代—民族の性情—美點長所—義理人情—小兒と老人との樂園—長所短所—地勢と風俗—關東と關西—奥羽と九州—表日本—裏日本—海道と山道。

第貳章 風俗の概觀

目次

一 二七

第壹節 衣食住……………二七

氣候と風俗—氣候風—家のつくり—食物と調理法—風土と食物—肉食禁止—二食より三食—山海の珍味—調理法の發達—料理屋—江戸趣味—牛肉と西洋料理—牛肉の禁—牛鍋—酒と茶—昔の酒—清酒と鴻池—茶の傳來—服装變遷—魏志—月卿雲客—武士風—おあん物語—下よりの流行—衣服の紋—紋の由來—三つ紋—五つ紋—菊の紋—葵の紋—頭髮の事—みづら—月代—女の鬘—女髮結—髮結床—住居の今昔—穴居—佛敎の渡來と建築—禪風と家屋—現代の家屋。

第貳節 生活狀態……………四五

職業の分化—太古の生業—近世の職業種別—職業の種類—同業組合—職工—遊藝稼人—四民平等—士農工商—穢多—非人—華士族平民—政治上の平等—知識上の平等—交通と生活—昔の道路—昔の旅—京と鎌倉—五街道—日本橋の高札—鐵路の延長—村落の都會化—海外交通—海外航路。

第參節 冠婚葬祭……………五八

婚姻の今昔—古の結婚—新造—簀取り嫁入り—後妻打—水祝石打—水祝の由來—水祝の禁令—石打の禁令—結婚—目録—三三九度—床盃—現代の結婚—出産の習俗—産小屋—腹帯—昔の出産—出産後の祝—成年まで—宮詣—喰ひ初—誕生—七五三祝—元服—厄年と還曆—厄年の由來—還曆—喜字—米字—罪儀の風俗—招魂—石棺—土葬火葬—湯灌六道錢—寺檀關係—葬—服忌年回—忌服令—中有—年回。

第四節 年中行事……………七六

大祭祝日—四方拜—紀元節—天長節—新嘗祭—新年の風俗—注連飾—門松—雜煮—重詰—鏡餅—七草粥—小豆粥—寶船—一富士二鷹三茄子—左義長—節句—雛祭—端午—七夕—重陽—菊慈童—佛敎と行事—佛生會—彼岸

第五節 趣味娛樂……………九七

盃蘭盆—大祓井に雜事—六月祓—惠比壽講—四時の行樂—春の行樂—夏の登山—月と蟲—虹葉と菊—雪。歌垣と盆踊—歌垣の歌—盆踊歌—文藝趣味—和歌—漢詩—狂詩—連歌—俳諧—發句—川柳—冠り付—狂歌—地口—雅遊趣味—香道—蹴鞠—茶湯—插花—圍碁—將碁—舞樂趣味—神樂—田樂—能樂—幸若—音曲の趣味—琵琶—淨瑠璃—聲曲の分派—祭文語り—芝居と角力—白柏子—人形芝居—芝居の臺と能の面—角力—行司の事—講談落語—太平記讀。

第參章 民間信仰……………一二五

第壹節 日本の宗教……………一二五

神の國—神代の傳説—天孫降臨—八百萬の神—神社の由來—建國と祭祀—伊勢の神宮—春日—二十二社—社格—神社數—氏神と産土神—鎮守—佛敎の傳播—神佛の衝突—聖德太子—佛敎各宗の開祖—各宗と風俗—寺院數—門跡寺院—神佛の調和—三教一致—本地垂迹—山王神道—兩部神道—修驗道—山伏—守り本尊—神道物興—神本佛迹の説—唯一神道—神道と易—吉川惟足—垂加神道—國學の勃興—宗教神道—基督教の勢力—切支丹禁制—切支丹の吟味—現今の基督教—基督降誕祭。

第貳節 信仰の對象……………一四六

盛行せる神々—神社に對する思想—稻荷—八幡—天神—天王—盛行せる佛菩薩—大日と不動—藥師—觀音—地藏—彌陀—聖德太子—弘法大師—雜多の神佛—福の神—七福神—貧乏神—疫病神—道祖神—自然崇拜—天然崇拜—動植物崇拜。

第參節 俗信の状態

信仰の形式：交換的祈願—日限りの信仰—斷食—御百度—妖怪憑依—死靈—生靈—丑時参り—天狗—狐憑—憑依と地方—諸種の怪—口寄せ—符咒禁厭—神符—守り札—疫神差紙—天狗と高札—面白き貼り札—九字—俗間禁厭—運命と俗信—干支—九星—方位—日の吉凶—神託—米占石占—辻占—卜筮—神圖判斷。

第貳篇 關東地方

第壹章 總說

關東と關西—東西の代表者—史と地と—言語と氣風—兩地方風俗の接近—同中の異—髮の結び振り—關東八州—總の國—毛野—日高見路—あづまの國—相模武藏—東國の經營—國府と國分寺—關東と異民族—先住民—土蜘蛛—蝦夷—防人—新羅人—高麗人—吉見百穴—霸業の地—平將門—坂本八平氏—源氏の勢力—頼朝の霸業—新田足利兩氏—南朝と常陸—東國管領—古河公方—北條早雲—徳川氏の入國—關東の文學—金澤文庫—足利學校—大椿の逸話—太田道灌—關東の領地—關東の諸大名—關東の幕領—關東の氣質—都會—農業—養蠶と機業—關東の氣風—任侠の風—關東べい—宗教と社寺—寺院數と信仰狀態—基督教會—一の宮—有格社。

第貳章 東京

一國風俗の源泉—首府と風俗—二個の中心—江戸の創設—武藏野—太田道灌—家康の入國と江戸—江戸の建設者—江戸の好尚—金平物—江戸の芝居—江戸の相撲—江戸の鶯—江戸の風紀—遊廓—風呂屋—新吉原—遊廓と風紀—江戸藝妓—町奴—金を散ずる風—江戸の花—蕪の者—江戸ッ子—江戸趣味—魚河岸—市の概観—山の手

と下町—市の範圍—人の掃き溜め—金と罪—風俗に關する營業—市民の生活—移動頻繁—着倒れ食倒れ—口入業—質屋と金貸—烏金—淺草觀音—修正會—流鏑馬—亡者送り—四萬六千日—菊供養—福の神—縁起祝—七福神—寶船—稻荷の風行—王子稻荷—猪守穴守豐川—初午—俗間信仰—鼠小僧の墓—石神—妻戀稻荷—花開稻荷—澤藏司稻荷—無聲蛙—縛られ地蔵—鼻欠け地蔵—縁切榎—杖銀杏—鯉寺—久米平内—牛御前—千體荒神—槍持勘介の墓—客人大權現—七不思議—本所七不思議—靈戶島の七不思議—七不思議の斷片—神使と追儂—愛宕の神使—龜戸神社—鬼と問答—桃の弓—鶯換と西の市—鶯換—鶯抓み—大鷲明神—東都の祭禮—山王と神田—天王祭—生妻祭—槍祭と田遊祭—王子の田樂—餅祭—農具祭—報恩寺の組開—報恩寺—飯沼天滿宮の化身—長久の鯉—年中行事—一月—惠方と初卯—消防出初—寒詣—二月—節分—雛市—三月—彼岸と六阿彌陀—四月—花御堂—五月—端午—六月—胎内寶り—七月—薬細工の蛇—草市—閻魔—川開き—八月—川施餓鬼—九月—菊供養—十月—十夜と會式—十一月—報恩講—べつたら市—十二月—冬至—年の市—東京の傳説—梅若傳説—鏡が池—姥が池—石枕—お玉の池—中野長者の傳説—委見す橋—蛇が池—角筥—洒落と俚語—地名と洒落—手鞠歌—尻取文句—現代的。

第參章 武藏、相模

武相二國—武藏人—相模人—武相の人物—横濱及横濱人—横濱の發展—横濱の闇黒面—横濱の貿易—横濱人氣質—横須賀—鎌倉—鎌倉の字義—鶴岡八幡宮—龍と辨天—辨天と北條氏—杉山檢校—白菊の淵—蛇ヶ谷物語—鎌倉と土牢—箱根の傳説—開山の三仙—温泉傳説—温泉と地獄—二子山—大山の石尊—大和舞—深砂大王—道了權現—了庵和尚—大師と帝釋—厄除大師—鬼子母神—帝釋天—庚申考—日本武尊の傳説—日本武尊と武藏—金嶺神社—鷲の宮—堀兼の井—目黒不動—吾婿の森—松原ひ—松飾忌—妻沼の聖大—傳説の地蔵—蟲商地蔵—頓兵衛地蔵—地藏奉公—水に關する口碑—五水十井—星月夜井—河童の井—水無瀬川—人柱傳説—傳説と雜信—喜多院の傳説—鴻の巣—大太法師—七不思議—祭祀佛會—里神樂—獅子舞—六所の夜祭—川越の馬祭—

九品佛の面破り―風俗と俚語―新年風俗―婚姻の奇―葬式と立白―俚語―秩父風俗―秩父の俚語―大口眞神―お犬の借用―お犬様―子の権現―酒と飯の振舞。

第四章 安房、上總、下總

三二一

房總の人情―八國記の評―安房人―安房と紀伊―上總の誇―下總人―房總の人物―千葉縣と日蓮宗―誕生寺と妙の浦―法華經寺―七里法華の由来―成田の不動―千葉縣と眞言宗―成田山縁起―成田の豆撒き―宗吾靈堂―日本武尊と大友皇子―上總の三かはり―遺水城―禁忌と俗信―香取明神―軍神祭―田植祭―神田耕式―人形送り―香取の鮭―祭祀奇習―小鷹の田植式―英越山神社―坂戸の香祭―南總の傳説―神崎の森―龍の三片―梶貫塚―清水の岩屋―將門と桔梗―坂田の池の人柱―手古祭―白紙大明神―水神社―流れ山―鴻の臺―奇風異俗―千葉笑―七夕と重陽―一度喰―鯛褒め詞―木挽の山入―トリパーホックリ―松忌―掣の水入―乗掛馬と松明―テントウ念佛―鬼堂。

第五章 常陸

三四一

常陸及常陸人―上古の常陸―食蟹人と大太法師傳説―日本武尊と常陸―佐竹氏―八國記―水戸の學風―水戸義公―弘道館―水戸學の精神―水戸の士―新八國記―義公と佛教―水戸と土浦―磯節と潮來節―磯濱―潮來―菖蒲踊―鹿島神宮―歳山祭―常陸帶―踏歌祭―神軍祭―日月星―御物忌―鹿島の事觸―明神と鹿―要石―七不思議―息栖の瓶―彌勒踊―筑波金砂等の陰陽山―富士と筑波―筑波の名―御幸原―陰陽山―金砂山―金砂の田樂―言兩山の龍―雄龍雌龍―九頭龍―女化原の狐―女化稻荷―傳説と迷信―鐘が淵―十三塚―頭白上人―産兒の足―おまん塚―乙女の松―道鏡宮―澤邊の山王―神事奇習―惡懸祭―泣き祇園―岩船―磯前明神の奇習―歳時風俗―鳥小屋と爆竹―鉄入―賽の神―果樹賣―鎌倉と鳥追―天道念佛―サナブリ―鹿島大助―盆綱―面白き呪

第六章 上野、下野

三七七

文―婚姻其の他の習俗―迎火と萱笠―掣押―自葬祭―喘息賣渡。

兩毛の氣風―兩毛の武人―下野―上野人―上州のベイ―兩毛人の比較―上州盗人―娘天下の説―長脇差との關係―廢娼の實施―基督教―機業地―桐生の織物―伊勢崎と足利―日無達摩―倭文神社―俚語―妙義―榛名、赤城の三山―妙義權現―武尊權現―百合若大臣―滿行大權現―榛名の水貫い―富士と榛名―沼の神―日光山―宇都宮と日光―勝道上人―日光御領―延年舞―天狗の強飯―古峰ヶ原と天狗―走り大黒―殺生石と文福茶釜―玉藻前―源翁禪師―尾先狐―茂林寺の守鶴―動植物に關する傳説―雀宮白鷺明神―日光と蜂―猿が淨土―吞龍上人―尾曳城―形見の躑躅―梅忌―石に關する俗信―榛名の石―岩船―子種石―巫石―牛石―夫婦石―金精權現―七不思議―雙林寺―大中寺―祭祀其他の風俗―神軍―利仁公の神事―御渡祭―新年風俗―盆踊―結婚風俗―歌念佛。

第參篇 奥羽地方

第壹章 總説

四一一

奥羽と蝦夷―蝦夷の風俗―阿倍比羅夫―多賀城―坂上田村麿―奥羽の豪族―賴義、義家―藤原三代の榮華―南朝と奥羽―伊達政宗―奥羽の舊藩―諸侯の封土―幕領―奥羽諸藩と維新―奥羽の國々―陸の奥―石城石背―行政區劃―國分寺―著名の神社―奥羽の産業―面積人口―都市―交通と氣候―鑛業―馬の奥羽―牧馬の沿革―馬の地方色―馬と風俗―異國馬神―古風の殘留―文化遲緩の原因―陋風俗―東遊記―中奥民間の信仰―歌垣の遺

風—額鳥帽子—奥羽の宗教—佛教—基督教—奥羽の人情—人國記の奥羽評—風土記—東北人の共通思想。

第貳章 磐城、岩代、陸前……………四三七

新日本の曙光—藩祖政宗—林子平—蘭學と仙臺—養賢堂—仙臺人—會津氣質—會津人—會津の土風—白虎隊と保科正之—仙臺米—仙臺平—會津の漆器—福島郡山地方—蠶糸地—其の氣風—安積原邊香沼の傳説—黒塚—觀音の靈驗—人身御供—盤司盤三郎—山神—日光と盤司盤三郎—日本武尊、田村麿等の傳説—八槻—篁峰寺—源義家—箕入柳—義經傳説—常陸坊海尊—笠島の道祖神—實方中將—鹽釜と松島—庭鳥權現—志波道上宮—鹽土翁—瑞巖寺—天台と禪—火鈴—金山寺の火事—傳説と俗信—信夫文字摺—虎清水—狐と蛇と狼—寶珠の玉—椿明神—子種五郎—甞の大助—機織の始祖—錦代の皇女—機織御前堂—相馬の野馬追—相馬の妙見—野馬追の狀況—四つ倉の火打—正月と盆—かせとり—ざつとな—燈籠流—燈籠踊—盆燈籠—結婚に關する奇習—紙製の笠—乗掛馬—水祝—搦打—俚諺方言—さんき時雨—流山—方言歌。

第參章 陸中、陸奥……………四七一

南部人と津輕人—南部藩—津輕藩—地方感情—作人館—稽古館—東奥義塾—風俗の概説—民情—家屋—衣服—飲食—駿河名—大河一里—南部の繪曆—南部富士と津輕富士—岩手と早池峰と姫神との三山—岩木詣—丹後人忌—丹後人調—丹後との關係—津輕の倭武多—扇燈籠—人形倭武多—喧嘩—ねぢけ—倭武多の由來—祭事奇習—火防祭—大日堂—籠祭—イブリ—獅子踊と劍舞—義家と風俗—劍舞—蘇民將來の祭—鬼子祭—祕事念佛—祕事源流—空左衛門の漆刑—おとり上げ—十字架場—壺の碑—千曳神社—三ッ石—石文—錦木—是津親王—矢越神社—平泉の祭事と口碑—御一つ馬—路舞—金鶏山—乗掛沼—傳説と童話—善知鳥安方—善知鳥—杜鵑傳説—瓜子姫子—掃部長春—北奥の俗信—登壇の奇神—オクナイサマ—オシラサマと蝦夷—ゴンゲサマ—鮭食はず—又次郎長才—胸形の神—地藏車—恐山—歳時并に結婚風俗—もちきり—花つ子見—馬繫ぎ—風雨祭—樺火と盆

踊—結婚の奇風—俚諺と方言—山金踊—方言歌—蝦夷人の影響—奥淨瑠璃—奥羽に跨る傳説—黒神と赤神—十和田傳説—南祖坊—七座山の風。

第四章 羽前、羽後……………五二四

八郎湯と男鹿半島—男鹿の赤神—男鹿の女湯と八郎—田澤湖の傳説—美人辰子—木尻鱒—八郎湯と田澤湖—南祖坊と田澤湖—御條目—秋田縣及秋田人—日本—秋田の學風—秋田氣質—秋田名物—三吉靈神—はたらく—秋田音頭—本藏追分—竿燈—能代の七夕祭—茂木さくら—山間と海濱—家屋と厩—仙北の山間—田澤の大葉子節—大目出鯛—獨木舟—生剥ぎ—蔓茶糺—傳説の鳥海山—丸子親王—鳥海の神車—手長足長—有耶無耶の關—大物忌祭—兩所宮の物忌祭—月山、湯殿、羽黒の三山—三山縁起—能除太子—月山禪定—湯殿山—羽黒の松—勸進—位上と先道—黒川能—庄内と山形と米澤—庄内觀—庄内人—庄内の教育—藏座敷—山形人—米澤藩—上杉鷹山公—米澤織—山形名物—紅花染—阿古耶の松—實方朝臣と中將姫—おぼこ節—山寺と浮島—慈覺大師—盤司盤三郎—芝祭—浮島とト占—傳説と祭祀—唐の火事—與次郎稻荷—雌黃木—七不思議—祭祀奇習—味噌煮—東湖八坂神社の祭—庄内の日吉祭—市神祭—歳時并に結婚風俗—なるかならぬか—鳥追ひ—佛送り—土洗—墨塗—水祝—方言に就て。

挿繪目次

昔の交通……………五四
 結婚の風俗……………六一
 雛のいろ／＼……………八五
 芝居の臺と能の面……………一九
 諸種の怪……………一六三
 髪結び振り……………一八〇
 王子の槍祭……………二四三
 愛宕の神使……………二四六
 手古舞……………二四六
 蒼換へ……………二四五
 倭舞と大山道者……………二八五
 サ、ラ獅子舞……………三〇〇
 嫁入の杵跨ぎ……………三〇四
 成田の豆撒き……………三一八
 香取の田植祭……………三二三
 女房の轡取り……………三三五

軍神祭……………三五四
 日月祭……………三五四
 みろく踊……………三五四
 日光天狗の強飯……………三九四
 奥羽地方の葬儀……………四三一
 相馬の野馬追ひ……………四六一
 南部の繪曆……………四七八
 倭武多祭……………四八四
 岩木山詣……………四八四
 大日堂の舞……………四九〇
 蘇民將來……………四九四
 盛岡の盆踊……………五一六
 秋田市竿燈……………五三五
 能代七夕祭……………五三五
 モンベ美人……………五六〇

日本風俗志 上卷

加藤 咄 堂 著

第壹篇 總叙

第壹章 序 說

第壹節 風俗とは何ぞや

現代の風俗 時代は歴史の縮寫、現代は過去の積集、三千年來の流風遺俗は悉く現代の中に保留せられ、宇内は一家萬邦は比隣、東西各國の習慣儀禮は皆な滔々として我が日本に入り、一方に歐米風の舞踏ダンスが行はるゝかと思へば、他方には昔ながらの盆踊が其の面影を存し、クリスマスが新日本の年中行事に加へられんとするかと思へば、灌佛會も亦益々盛んならんとし、帝都の中央には巍然たる煉瓦や石造の大厦高樓櫛比して、歐米の都市と其の壯觀を争ふも

新舊交錯

序 說

和洋混淆

のあれど、一步郊外に出れば昔物語に遣れる如き藁葺の家屋は田圃林樾の中に認めらるゝのである。風俗はかく一面に保守的傾向を有すると共に、他面に於ては新奇を好む人心ウツクミに支配せられて、日に改り月に變りて殆んど古人の想到せざりし新らしきものを作り出して、新舊交錯、和洋混淆の奇風俗を發現して居るのが現代の状況である。これを吾等が日常生活に見るも、刺身シカや椀盛はピフテキやオムレツと同一食卓の上に列び、洋風の應接間に隣りては和風の座敷あり、フロック、コートと羽織袴とは共に通常の禮服と見られ、人生の大禮たる結婚葬祭の如きも、洋風あり、和風あり、和洋折衷あり、新式あり、舊式あり、新舊混淆あり、人により家により、國により思ひくゞの風俗習慣を辿つて定れる形式なく、其の神を祈り佛を祀るも、たゞ因襲的なるものあれば、新らしき様式によるもあり、一方に原始民族の遺物たる自然崇拜が行はるゝかと思へば、他方には哲理的根柢に據らずんば信じ難しと揚言するものもあつて、千差萬別、異種異様の状態を呈露して居るのが現在に於ける我が日本の風俗である。

時風と習俗

推移と不推移

風俗の推移　かく風俗には保守性と進歩性とあつて、其の保守的なるものは深く人心の秘奥に泌みて牢として抜く能はずして多數は唯だ無意識的に模倣して次ぎから次ぎへと遺傳し、過去幾千年の風俗を現代に持續し來るのであるが、其の進歩的なるものは時代の變化に伴うて其の風尚を異にし、或は外社會との接觸に促され、或は時代の權力者の好尚に動かされ、意識的に之れを模倣して、時代時代に其の趣を異にするもので、學者此の二者を區別して前者を習俗といひ、後者を時風といふ。習俗は保守的であり、時風は進歩的であり、保守的なるものは無意識的に模倣せられ、進歩的なるものは意識的に模倣せられて來るのが大體の形勢であるが、其の時風も時を過ぎては習俗となり、其の習俗も亦時と共に變化を免れないので、保守的といふたのは其の推移の遅緩なるを指し、進歩的といふたのは其の推移の急速なるを指したに過ぎない。さて如何なるものを推移の速なるものとし、如何なるものを緩やかなるものとするかといふに、その飲食遊戯の如く新を好む人心の趨向に應じ且つ社會の根本性と密接の關係を有せざる外形的部分に屬するものは急速に變

化するが社會結合の根本性と密接の關係ある宗教儀禮等の部分は比較的變化に乏しく、時に大改革の行はれて變化を促すことがあつても、それは主として外面的で、内部には古き習俗が多額の權威を持つて居るものである。

時代と風俗 現代の風俗と徳川時代の風俗とを比較して其の外形を見るならば、衣に於ても、食に於ても、住に於ても、其の變化の著しきに驚くであらうが、其の祭祀の風俗を見れば依然同時代の儘に繼承せられて神官僧侶の服裝も、神社寺院の建築も、神佛に饗する供物も何の變化はない、吾等が社交の状態には幾多の變化はあつても、國家の儀禮は古きを失はじとして居るので、足利の昔、鎌倉の代更に遡つて奈良平安の古式を探り、更に遠く神代の儀式を其の儘に遺さんとして居るのである。時と共に推移する風俗は、主として皮相的外形的のもので、それが社會性と結合するまでには、比較的長日月を要するものである。それが社會性と結合するやうになつても、従前の風俗は悉く消え失せたのでなく、多少の變形を以て社會の裏面に影を留めて居るのである。吾等は史を讀んで時代々々に異なる風俗の色彩を見るのであるが、それは主

として權勢の中心となれる階級若くは權勢の中心となれる地方に現はれたる色彩で、政權と縁遠き下級のものや、中心地とかけ離れたる地方に於ては依然として前代の風俗を保留して文華燦然たる王朝の代にも、邊陲の地には大宮人の風習なく、武家全盛の鎌倉の代にも百姓町人は彼等と俗を異にするものゝあつたやうに、江戸趣味勃興の徳川の中世にも、京都は矢張昔ながらの王朝の面影を存して居つたので、流行は水の低きに就く如く權勢の中心より次第／＼に地方に傳播し、其の中心地の風俗の改まつた後にも、地方には前代の流風遺俗を保留して居つて、邊陲の地に入れば入るほど昔の風俗は遺つて、大正の今日にも遍く國內を探らむか、古代の風俗を眼前に展開し來るの感あるもの少なくない。

流風遺俗 荻生徂徠は其の著、南留別志に於て、源氏物語を見れば、病に藥用うることは少くして、おほかたは祈禱をのみしたるやうなり。今も田舎のものはかくの如しと。風俗の推移の甚だしきは主として知識階級にして凡俗の徒は古風を保守して時變り星移るも昔ながらの流風異俗は下層に存留し

昔ながらの風俗

他の刺戟を受け易き都會は變遷常なきも、村落の地は變遷少く、交通の頻繁なる平原地方は歴史の舞臺となつて此の變遷の渦中に投ずるも、山間地方にあつては山は自然の障壁となつて一たび入たる風俗を數代の後まで保留して、都は電車の縦横に通ずる今の世にも、山駕籠や馬の背を主要の運搬具とし、鐵橋虹の如くに大河に架せらるゝ今日にも、籠の渡しや蔓橋の溪谷にかゝれるあつて、一事が萬事其の生活状態に於ても、飛彈の白川村の如く一族七八十人の同棲して古代生活の面影を遺せるあれば、羽後の仙北の山間には日本紀の國棲を説きて其の人と爲り甚だ淳朴、毎に山菜を取りて食ひ、亦蝦蟇を煮て上味と爲すの風を保てるあり(日本風俗新研究)阿波の祖谷、越後の秋山、遠州の京丸、肥後の五家莊等世の平氏の落武者の遁竄所とせるもの、必ずしも平氏にあらざるも、これらの地方に古風の殘留して平原生活の人々と相異なる甚だしきに至りしは主として地理的關係に由るのである。

地方と風俗 風俗變遷の中心は都會で、其の都會風俗の中心となるものは上流階級で、古人が風は上の化する所俗は下の習ふ所なりといへる如く上よ

古風の殘留

各地風俗の差

り漸次下に向ひ、首府より地方地方の都會に入り、都會より村落に及び其の村落も平原地方より山間に及ぶといふ風で、首府の風俗が山間にまで徹底するには幾世紀をか經過して、其の頃には首府の風俗は已に一轉して居るのが普通の状態であるから古風はいつも山間に殘留するとなる。勿論今日の如く交通の便開けて汽車や電信の運ぶ文明の風は直に野の末、山の端まで訪るゝのであるが、交通不便にして、しかも國內分裂し、幾多の諸侯其の封疆を守つて容易に他の風俗を輸入せなかつた久しき歴史を持つて居る我が國の風俗の地方地方に其の趣を異にするものあるは已むを得ない事情で、殊に其の諸侯が各自思ひ／＼の政策は、思ひ／＼の風俗を各地方に馴致せしめて甚しきは社交の要具たる言語も御國言葉とて殊更に其の推移を妨げて同じく日本の中でありながら南方と北方とは相通ぜなかつた有様であつた。これら地理上歴史上諸種の事情は舉國一様であるべき風俗の各種各様の状態を呈するに至つた原因である。即ち風土氣候、産業状態、人口の多寡、爲政の状態、外社會との關係等が地方風俗醸成の主因を爲すものである。

變化ある
職業と變
化なき職
業

職業と時
代習慣

職業と風俗 諸種の原因によつて各地方風俗を異にすると共に、同一地方に於ても亦職業によつて風俗を異にし、中央と密接の關係ある官吏の風俗は時と共に改るが、中央との關係薄く、其の地方に土着して自然を相手とする農夫の風俗は時と共に變ること少く、此の農夫の土着にして自然物を相手とするに比して直接に人を相手とし、其の仕入販賣等他の地方との交渉頻繁なる商人の風俗の時風を追ふは云ふまでもなく、其他時代の要求によつて生れ出でたる職業には其の時代の風習ありて、刀鍛冶には武家時代の面影を存し、弓師には弓師の習慣があり、保守的なる習俗の繼承者たる神官僧侶の服裝は時と共に異なること少く、時風によつて變化する理髮店には昔の髮結床の面影を失へる、或は農夫に蟲送りや豊年踊りあるに對して、商人には恵比壽講の風習遣り、大工左官に太子講あれば鍛冶屋に糶祭ふしまつりあり、縁起を祝ふ客商賣の習俗は、それを超越せる學者文人の思ひも及ばざるものあつて、等しく日本の風俗といふも、其の地方によつては殆んど異邦の風俗の如きあると共に、同じく現代風俗といふも職業によつては隔世の感あるものも少なくない。

風俗視察
の三要点

實用と風
俗

風俗研究の範圍

かく地方によつて異り、職業によつて同じからざる此の風俗は如何なる意義を有するかといふにも、風俗なるものは社會自然の發生に基き無意識的又は意識的模倣によつて繼承せられたもので、彼の儀式や制度の如く判明なものではないが、暫く其の主要なるものを尋ねんか、一は社會人衆の心と連結する所の言語によつて知らず識らずの間に發生したる俚諺俚語の類、更に進んでは當該社會の趣味の發現たる口碑傳説、二は其の社會の生活状態たる衣食住、三は其の社會人が一生を通じての儀式又は社會人が共同に行ふ祭祀のやうなもので、其の複雑なるものは國家の儀式となつて社會を規制し、其の單純なるものは各地おもひ／＼の風習を爲して當該地方の共同執行となるもの等で、或は源を宗教に發し、又は政治關係に基き若くは社會生活の必要より起つて、今はたゞ意義なき習俗の如く思はるゝものも、曾ては其の存在を必要とした時代のあつたので、今はたゞ風景に美觀を添ふる外、實用には適せざる古代の城寨が、其の時代にありては尤も必要なるものなりしが如く、昔は必要なりし習俗の今は僅に昔を偲ぶ料となつて社會に生き殘

つて居るものも少くないので、時代の風俗の中には過去を積集し、地方の風俗の中には全國を縮寫して居つて、單に風俗といふものゝ含む所頗る廣汎で、これが觀察は容易なことではない。

交通の便
と風俗

風俗研究の困難 推移は風俗の特性、其の甚しきものは我が筆を下すの間にも變化して曾て有りしものゝ今は無く、今有るものゝ曾て無かりしものゝあり、舊記にのみ存して今其の跡の尋ねべきなく、故老の腦裏にのみ止つて今日早や已に忘れ果てられたるものもあり、且つや交通の日に開け行くにつれ、地方的色彩は次第に薄らぎて全國其の風を一にせんとし、爲政者の干涉は奇風遺俗をして影を潜めしめ表面の時風裏面の習俗と其の趣を異にせるものも少なくない。此の時風と習俗とを觀察せんとする困難は一通ではない。されば本書所載の事項も必ずしも今存するといふことが出来ず亦本書所載の以外に新らしき風俗の現出して居らないとも云ひ得ないが、今よし行はれずとも曾てかゝる風俗の行はれたりといふ一事は當該地方の人情を觀察する上に効果なしとは云ひ得ないから古書載する所のものも今之れを引用し

述作の覺
悟

て當該地方の地方的色彩を見るの一助とすることとし、且つ新に見聞する所を加へて其風俗の一斑を知らしめんとしたので、不備不完は免れ得ないが、吾等が本書述作の目的は日本各地に於ける流風遺俗を尋ねて當該地方の風土人情を視察せんとするので、それには表面に現れたる地理歴史の事實よりも裏面に潜める風俗習慣俚諺民謠、さては口碑傳説を視るを恰當なりとし、敢て史實に照して口碑傳説を品騭せず、修辭の鑑輔にかけて俚諺民謠を是非せず、傳説は傳説のまゝ、民謠は民謠のまゝに記述してこれを當該地方の思想の投影、趣味の結晶として見んとするのである。

人情の觀察 風俗と人情とは互に映發して居るものであるから吾等は風俗の觀察と共に人情を見なければならぬが、此の地方地方の人情といふものは其の觀察者の立脚地によつて、各々見解を異にし、伊勢乞食と蔑むものあれば、伊勢子正直いせこしやうぢまと辨明するものもあり。或る者は、あづま男に京女といへば或る者は、江戸の女に大阪の酒と見るもある。國自慢は他郷を罵り、罵らるゝものは之れを辨明し、いづれも耳目に馴れたるを可とし、馴れざるを不可として

國自慢

鯛と鮎とは全國何れの地方も多くは日本一と稱し、北國の人は荒海ならねば、肉締まらずとして日本海の鯛を誇れば、中國の人は瀬戸内海の鯛に過したるはなしといひ、阿波の人は鳴戸鯛を味佳しとし、静岡の人は興津鯛は又一種優秀の味ありといひ、京は桂川の鮎を無類とすれば、美濃は長良の鮎を推し、同じ美濃にても揖斐川の鮎は長良と異りといひ、東都は多摩川の鮎をいへば、下野には思ひ川の鮎を推す等、一事が萬事、東京者が京や大阪の女の髮の結び振りを見て奇態に感ずれば、京阪の人は東京者の殺風景なる物の云ひやうに驚く如く、人情も關東の意氣を喜ぶあれば、京の優雅を貴ぶもあり、精到に之れを観察せんとするには、氣候風土の關係や天然の風景が人事に及ぼす影響や、さては其の地方の歴史的發達の徑路を辿りて、古今の盛衰や治蹟の關係を察し、昔を今に傳ふる口碑傳説に徴し、俗間の信仰に問ひ、更に郷土の人物並に産業の狀態を検し、流行の中心點たる都會との距離、他地方との交通、當該地方の趣味娛樂をも究めて、其の一斑を推すべきである。本書は敢て悉くこれらの要件を具備して觀察したとは云ふことは出來ないが、聊かこれらを參酌して略ぼ

觀察の要件

地方的色彩を現はさうとしたのである

第二節 日本の風土と人情

日本の國名 各地方の風土と人情とを視察する前に先づ總括して日本風俗なるものを大觀するの必要がある。抑も我が日本は如何なる國であらう外人は評して極東フレイシストといひ、我れも亦古來東方日出るの國と稱した如く、東半球の極東にあり、日先づ我が日本を照らして亞歐に及ぶといひ得るのであるから、其の日本と呼ぶは偶然でない。蓋し我が國號は「やまと」といひ、神武天皇建國奠都の國名に取りたるものにして、支那人は呼んで倭國といひ、又時に耶馬臺(魏志)耶摩堆(隋書北史)等の字を充てたりといへども、古くより日本の字を之れに充て、推古天皇の朝、隋に遣したまひし詔書にも日出處天子の語あり(隋書)、孝德天皇の大化三年の詔には神明御宇日本天皇(日本書紀)の語あり、之れより先き韓人の我れを呼んで、日の本とせしは、日本紀垂仁天皇三年の條に天日槍の語に「日本國聖皇あり」とあり、古くより彼の國人の我れを指してかく云ひしを我

「やまと」倭

總叙

れの終に之れを用うるに至りしか、古人も國朝の大號を日本と公定せるは孝德天皇大化改新の日かといひ、神皇正統記には大日本とも大倭とも書くは漢學を傳へて後、國の名字をは大日本と定め、しかも耶麻土と讀ませたるなり。大日靈の御國なれば其の義をとるか、又日の出る所に近ければか、義はなけれど、字のまゝに日の本とは讀ます、耶麻土と訓せりといふ。かく初めに、やまとと訓せしものも、漢字の世に弘るに従ひ日本と音讀し、終に大日本と呼ぶに至つたので此の國名は最も好く我が國の世界に於ける地位を表はしたもので、西人の呼んでジャバンと爲すも、もと伊太利人マルコ・ポーロの日本國の支那音によりてジバングー (Jipangu) と呼びしに基くといふ。其の呼んで大八洲といふは海上に散在したる島國たるを示し。

大八州

瑞穂國

古事記に、伊邪那岐命、伊邪那美命、御合、生子淡道之穗之別島、次生伊豫之二名島、次生隱岐之子島、次生筑紫島、次生伊岐之島、次生津島、次生佐渡島、次生大倭豐秋津島、故因此八島先所生、謂大八島國とあり
 豐葦原の千五百秋瑞穂の國は國土の豐饒を示したので我が國は全く溫帶圈裡に屬し氣候溫和、五穀豐饒眞に其名に背かない、これらの國號は國人自ら

花彩島

呼んだのであるが、古く支那人の呼んで東方の君子國として禮儀の敦行を賞したのは稍々過賞の傾きがあるが、近く歐米人の稱して東洋の花彩島として其の風景を賛したのは、決して過賞ではない。蜿蜒として長く伸びたる本州を中心として大小の島嶼其の間に散點し積翠を罩めて春は花、秋は紅葉之れを彩るあり、波洗ふ岸は或は奇岩怪石と觸れて飛沫雪を吐き、或は長汀砂白うして青松其の間を縫ふ、風光の明媚は實に我國の誇りである。

日本民族 此の國土の上に棲息せる日本民族が何れの地より來り、又如何なる人種に屬するものなるやは諸家各々其の見る所を異にし、或は言語の系統を辿りて泰西諸國と同一系統に屬するアールヤ族なるべしといひ、或は滿蒙地方と其の祖を共にすといひ、又は南洋の習俗の傳はれるを見て南洋と其の先を一にすといひ、諸説紛々歸一する所はなく、又近き將來に於て確定を期することが出來ないであらうが、吾等の此に云はんとするは現に存續せる我が民族が如何なる人種によつて生成せられたか、それには萬多親王の新撰姓氏錄に我が國民の系統を分ちて、天神地祇の胄、之れを神別といひ、天皇皇子

神別
皇別
蕃別

神國 皇國 蝦夷 隼人

の派之れを皇別といひ、大漢三韓の族、之れを諸蕃といふとあるに、憑據するを一番便利であると思ふ、之れによれば皇別三百三十三氏、神別四百四氏、蕃別三百二十八氏、未定雜姓百十七氏、合せて一千百八十二氏とある。此の中神別と皇別とは所謂大和民族なるもので、我が日本は此の神によつて開かれ、皇によつて繼承せられたので、呼んで神國といひ、皇國といふもそれに因るのである。さて蕃別の中には支那朝鮮の歸化民族の外に、我が先住民族とも云ふべき蝦夷、土蜘蛛、熊襲、隼人の諸族もあつて、前二者は北に、後二者は南にあつて土蜘蛛と熊襲とは早く史上に名を絶つたが、蝦夷は長く我が大和民族と交渉し、今も尙ほ北海道に残留して居るアイヌ族であり、熊襲と隼人とは同一のものであるか、又此の二族は蕃別の中に屬せしむべからざる者なるかは、學者に研究の地を剩して居るので、本居宣長は、熊とは其の國人の勇猛強悍なるをいひ、襲とは勇男いさをの約よりなるにして、佐乎の約は則ち曾となるなりといひ、八田知紀は、熊とは其の國人の勇猛なるをいひ、曾とは於曾の約りにてこの地方の山岳重疊せる形より起りしものなりといひ、隼人に就ては本居翁は、隼人とは今

の大隅薩摩二國の人にして其の國人は絶れて敏捷オビトく猛きが故に此の名あるなりと。尙ほ此の事は其の國々の條下で語ることにするが、兎に角北に蝦夷あり、南に隼人ありと雖も、中つ國は我が大和民族の血族的國家によつて統治せられて居つたので、日本は同一血族に成る國家にして、血統の中心が政權の中心となり、こゝに萬邦無比の國體を建立して、縦には義は則ち君臣にして、情は父子たるの親みあつて、權利義務の如き冷やかなる結合でなく、義理人情の溫さを以て結ばれ、横には其の字の如く四海兄弟即ち同一血族なりといふ思想が、國民相互を結びつけて一切の風俗習慣も皆な之れが源泉となつて流れ出たのである。

日本の言語 我が國の異名の一つに「言靈ことたま」のさきはふ國といふのがある。これは言語の功德を表出したので、我が國の言語は柔婉なるを旨として、信僣硬澁なるを避け、緩やかに滑かなるを旨とし、五十の清音を本として、拗音促音の如き急迫せるものをも緩徐とし、濁れる音を嫌ひて清める音に移す。されば優雅といへば優雅であるが、音韻の變化は少く、且つ其の語法は他の多くの國

國の如く動詞が主格と資格との間に介まることなくして必らず文の終りにある如きは我が言語の特色に數へることが出来るであらう。併し現に行はるゝ我が國の言語は決して純日本のものばかりではない。大槻博士の「言海」によると總計三萬九千〇三の中、和語と云はるゝものは、漸く半數以上たる二萬一千八百十七語で、漢語一萬三千五百四十五、和漢熟語二千七百二十四、梵語百二十、唐音語九十六、和蘭語八十五、英語七十二、其他韓語二三、アイヌ語二〇、西班牙語一七、葡萄牙語一二、羅旬語一〇、佛蘭西語一三、琉球語九、南洋諸島の語一七、和語と外國語の混じて成れるもの二三五、漢語と外國語の混じて成れるもの二一七、和漢洋三國の混じたるもの一三、等が算せられて居る。此の言語の不純なるが如く我が風俗も亦雜駁で、半ば以上は純日本の習俗を保つて居るであらうが、その外に支那の風俗や印度の風俗が混入し、又知らず識らず西洋の風俗も入つて居るので、こゝにも風俗研究の困難がある。吾等は此の外來語が日本の如何なる地方に最も多く存せるかを見やがて其の風俗との關係を視察するのを忘れてはならぬ。日本語は即ち日本の言語で、新領土は暫く

外來語の
數

方言

別としても、國內は到る所に通用すべき性質のものであるが、山脈の起伏して地方を區割して居る地理的原因や藩政の交通を杜絶して居つた歴史的の事情は地方地方の方言を生じて特に土地南北に長くして其の間氣候の差異甚しき我が國に於て其の方言の差を生ずるは已むなき事實で、高橋龍雄氏の「應用言語學」には、

暖國の人は常に口を開いて發聲する傾があるから喉音が多くて、言語が明晰である。然るに寒國の人は、口をあけると、冷たい空氣が腹の中までしみわたるやうに感ずるので、常に口を閉ぢつゝ鼻音で發音しようとする。また常に口の邊を布類で巻いてゐて、鼻でばかり發音する癖がついてゐるので、喉音が少なく、常に鼻音が多くなつてくる。九州土佐あたりの人と、青森仙臺あたりの人と比較して見れば、この道理がよく知れる

と。吾等は此の方言によつて地方的色彩を見る事をも逸却する事は出来ない。地理的影響 氣候は溫和、風光は明媚、住民には血族の親みあり、其の言語は優雅なる我が大和民族の性情は優美にして敦厚なるは君子國の名でも知れ

氣候と方
言

序説

るが、されば我が國民の人情は何の缺點もないかといふと、さうは云はれぬ地理や歴史の他の事情がある。私は曾て日本國民の性情を論じて、

我が日本の土地と申すものが、外観は東洋の花彩島で、如何にも風光明媚で美しいのですが、一皮剥けば世界有数の火山國で、其の數二百に近く、現に火を噴いて居るものが六十ほどもあるのです。それに又世界稀有の地震國で、平均一年に六百五十回ほどあつて、東京のみでも六十四より少いことは稀れであると申すのでありますから、動き続けの地盤、しかもそれが火を噴く地質を持つて居るのでありますから、日本人に定着の思想がなく、何事も一時的に動いて行くといふ傾を免れないのはありますまいか。それに我が國の位置は太平洋の颶風帶中にあるのでありますから、年々颶風の襲來を免れることが出來ず、加ふるに、國が細長くて中央に分水嶺なる山脈があるのでありますから、其の颶風の雨を伴うて參りますと、直に家屋を倒し、農作を荒らす風害の外に、道路を破壊し、田畑を流す水害が加はりました。これが國民の心理に影響して、永久とか定着とかいふ思想を奪ひ去る傾

火山と地震

水害
風害

きを生ずるので、日本國民に徹底の氣風の乏しいのは此の地理的原因が多
大の感化を與へて居るといふことを看過することが出來ません。かゝる天
災地妖はありますもの、我が國は温帶圈裡に位して氣候穩和に四面の水
蒸氣の能く植物を養ふて五穀豐饒でありますから、他の大陸諸國のやうに
生活に困難するやうなことがござりません。此の生活に困難がなかつた
が故に堅忍とか努力とかいふ氣風が乏しくなつたのではありますまいか。
(拙著徹底論)

私はこれら地理上の原因によつて我が國民の生活が簡素で、其の衣食住共に
一時的のものが多くて永久的のもの、少いのを認めることが出来るが、此
の外に我が國は一葦帶水を隔て、夙に優秀なる文明を醸成した支那大陸に
接して居つたから、其の文明の輸入に急にして甲から乙、乙から丙と只管に模
倣を事として充分に咀嚼する暇なく、其の爲めに何事も皮相的外觀的となる
の弊を助長し來つたことも亦看過することが出來ない。

外國文明の影響 日本
の文明史は輸入のみで輸出はなし、二千有餘年の歴史

大陸の模倣

慈仁の風

史は大陸文明を受け入れるのみであつた。支那印度の思想は續々我が國に來り制度文物の上に多大の感化を與へ、特に推古の朝に於て盛んに此の二教を輸入せられてより儒教仁義の風佛敎慈悲の教の粗豪なりし我が大和民族を化して温順ならしめたのは事實で、國史眼に聖德太子の功を叙して「天下其德に風靡し、龜豪の俗化して慈仁となる」といへる如く我が人情風俗に多大の影響を與へ、奈良朝の佛教崇敬、平安朝の唐制模倣は我が文明史上絢爛の花を開かした。青丹よし奈良の都は咲く花の匂ふが如く、今盛りなりける都會美觀や、大宮人は櫻かざして今日も暮らしつる「月卿雲客の風流は、日本文明の春であつたのである。印度支那の風習は此の時代に於て縦横に我が國に浸染し、口碑傳説の中にも印度系支那系のものゝ混入し、風俗の上にも上巳端午、重陽等の節句、ト占禁厭等の習俗も皆な大陸系統に屬するもので、今も地方に殘留し、民間に餘命を保つ風俗に此の時代の遺物と目せられるもの少なくない。源平の代を過ぎて鎌倉時代となつては干戈倥傯、大陸との交通も暫時杜絶えしがために武士を中堅とする我が國民獨特の風俗を作つたやうであるが、其の

東洋の風俗混入の時代

西洋風俗混入の時代

間には禪宗の渡來と共に支那の風俗も亦我が國に輸入せられ、足利を経て戰國の時代に入り、新たに來りし西洋の文明は築城や武器の上に應用せらるゝこと少からざりしも、徳川氏の鎖國の制度となつて我が風俗を支配するに至らず、此間は支那の風俗も亦多く感化を我が國に與へず、三百年間我が日本は獨特の風俗を助長せしが、近く西洋文明の渡來となつて、世を擧げて之れが模倣に汲々とし、こゝに西洋風俗混入の時代を現出し、表面の風俗は急轉直下の勢ひを以て變化せしが、未だ其の裏面に浸徹せず、邊陲の地や下層の階級には今尚ほ古き風習を持續して居るのである。

民族の性情 此の地理の上に立ち、此の歴史に育てられたる我が國民は如何なる性情を有するであらう。芳賀博士は其の著「國民性十論」に於て我が國民性の特色を列擧して

- 一 忠君愛國の心強きこと
- 二 祖先を崇び家名を重んず
- 三 現世的實際的なること
- 四 草木を愛し自然を喜ぶ
- 五 樂天洒落なること
- 六 淡泊瀟洒なること

美點長所

序説

- 七 纖麗纖巧なること
- 八 清淨潔白なること
- 九 禮節作法を重んずること
- 十 溫和寛恕なること

といふ。これ我が國民性の美點であり長所である。我が國民は此の風土を慈母とし環海の魚貝と豊饒の地味とに養はれ、明媚の風光秀麗の山水は自然に親ましめ、吟咏多く自然を友とし、信仰も亦多く自然を對象として居る。此の樂園の中に親しき血族が棲居して居るのであるから溫和寛恕の徳は養はれ、義理と人情を以て人と人とを結ぶ楔子として美はしき物語を産み出せるは文藝的作品に於て見る所で、リギョール博士は「日本人特有の習慣は義理人情なり、外人の此國に來りて先づ第一に感ずるは此の義理人情なり、日本人は上下を通じて義理の奴隷なるが如し」といへるは少しく極端に流れて居るやうであるが、これが長所でもあり、短所でもある。亞米利加の一紳士ジュランド、フォルクは「日本人は余が見し人民中尤も深切にして最も濃厚なる國民なり。日本は又小兒と老人とに對し無上の深切と注意とを拂ふ國民なり」と云ひて日本を以て小兒と老人との樂園と評して居る（歐米人の日本觀）以上は寧ろ其の長

義理人情

小兒と老人との樂園

長所短所

所を見たのであるが、西班牙人アルメロは「日本人は天性遊惰無頼の徒なり、これは一目の下に判然たり。彼等は支那人と反對に貯蓄心なく、只一日の生活費をさへ得ればそれにて満足し得るなり、彼等には偽善僞俠の風あり、心中平かならざる時にも、唇邊常に微笑を湛ふ」と（同書）。これは酷評なれど、我が日本人の勞働を輕賤し、金錢を輕賤し體面を作るの弊は確かに存するので他山の石として警むべきである。三人寄れば遊ぶ相談、金錢に頓着せぬを高尚なことと心得て、貧乏を質に置ても體裁をよくせんとする傾きは、淡泊といへば淡泊、洒脱といへば洒脱であるが、又實に我が國民性情の缺點に算すべきものである。此の性情が産み出した我が日本風俗の何れの點に於ても遊戯的分子に富み、美的感想の伴ひ、其の口碑傳説も亦残忍なるものゝ比較的に少いのも亦所由ありと爲すべきである。

地勢と風俗 以上は我が日本の風土人情を大觀しての話であるが、等しく日本の内であつても古き歴史を持つて居る關西と比較的に新らしき關東とは其の趣を異にし、一は王者の地として久しく文教の權を握り、他は覇者の地

關東と關西

序説

奥羽と九州

表日本
裏日本

海道と山道

として武を以て立ち、關東と關西とは風俗習慣に多大の差異を生じ、長く王化に浴せざりし本州の北部なる奥羽と、天孫降臨の地たる本州の南部にある九州島とは歴史の異なる如く風俗を異にし、彼れに蝦夷の遺蹟あれば、此れに熊襲の口碑あり、等しく本州の中に於ても常に歴史の舞臺となれる太平洋岸の表日本と、民族活動の中心を離れたる日本海岸の裏日本とは、其の風土の同じからざるが如く風俗も同じからず。更に地理的にいへば海岸地方と溪谷地方大河汪洋として流るゝ、平原地方と山岳四周せる高原地方とは其の俗を一にせざるは云ふまでもないから、本書に於ては本州を東部中部西部に大別し、東部に於て關東と奥羽とを叙し、中部に於ては太平洋岸なる東海地方と日本海岸なる北陸地方と、其の中間に位せる中仙道(即ち山道地方)とに分ち、西部に於ては通常呼んで關西とする近畿地方と太平洋岸なる山陽地方と日本海岸たる山陰地方とを述べ、別に太平洋方面に位する四國、九州と、主として日本海方面に位置せる北海道を一瞥して地方地方の風土人情を視察することにしよ

第貳章 風俗の概観

第壹節 衣食住

氣候と風俗 風俗は氣候と密接の關係を有し、熱帶地方の民の裸體を常とし、寒帶地方の人の獸皮を被むる皆、其の必要に基く、我が國は亞細亞の東海岸を擁して南北に蜿蜒たる島國なるが故に、南方亞細亞を訪る西南氣候風の地域に屬し、此の氣候風の蒸發盛なる印度洋上の濕氣を含むて陸地に近づき、陰雲漠々たる雨季を醸すや、挿秧の好時節となり、稻は此の水に養はれ、漸く長じて水を要せざるに及べば、雨亦晴れて三伏の炎暑となる。此の氣候の關係が、我が國をして瑞穂の國たらしめ、米食の民たらしめし、主要なる原因である。地理の大家矢津昌永氏曾て氣候風を論じて、詳細に其の消息を説き、且つ

氣候風の及ぶ所、衣は嚴正の服に堪へず、輕薄にして緩濶なるを用ゐ、食は膏味の動物性を採らずして淡泊なる植物質を要し、居は防寒よりも、寧ろ暑熱を避くべき通風の建築とす(地理學小論)

氣候風

家のつく

と、我が國民も亦氣候風國民たるの特質を有するのである。兼好法師が家のつくりやうは夏をむねとすべし。冬はいかなる所にもすまらる。あつき頃わろき住居は堪へがたきことなり。深き水はすゞしげなし淺くて流れたる遙に涼し。こまやかなるものを見るに遺戸（ウツド）は藪（ヤブ）の間よりもあかし。天井の-highは冬寒く燈火くらし、造作は用ふべき所をつくりたる、見るものおもしろく、よろづの用にも立ちてよしとぞ（徒然草）

といへる好みは確に我が國民の住居に對する態度である。勿論我國の地形は南北に延長して今や千三百里に垂んとし、緯度は殆んど三十度に亘つて極南は北緯二十一度四十五分、極北は五十五度十六分といふほどであり、これを舊日本即ち本州四國九州のみに見るも、本州の北部たる青森の一年平均温度九度一たるに對し九州の南部たる鹿兒島は同十六度八、四國高知は十五度六といふのであるから其の風俗も決して一樣ではないが中部を標準として大體の傾向は確に衣は嚴正よりも緩潤、食は濃厚よりも淡泊、家は冬よりも夏に重きを置くやうである。

風土と食物

食物と調理法

五穀豐饒の此の瑞穂の國其の種子は天照大神が青入草の食ひて活くべきものなりと詔りて植ゑしめたまひしと傳ふるほどなれば、米麥、粟、稗、豆の類は早くより食用に供せられ、蔬菜も亦豊かに生長し四方の海は魚介を供給して餘りあれば皆な以て我が國民の食用となり、獸肉も農耕に必要なる牛馬の肉はこれを忌みたれ、山野に多く棲む猪鹿の類は早くより用ひられたのであるが、これは一時佛教の影響によつてしばしば禁令を布かれて稍々衰へたる傾向もあつたが、同じ肉類にても魚肉の方は依然として行はれ、僧侶の如き其の職にあるもの、又は父祖の忌日命日等に當りて此の日のみは僧侶と同じ行ひを爲さんとしたる所謂精進日にのみ食ふを避けられたばかりであつた、此の精進日の習慣は今も尙ほ嚴格なる家庭に於て遺り、僧侶肉食禁止もも佛戒の上より出でたのであるが、今はさまでに勵行せられて居らぬこれも地方により嚴重に墨守せられて居る所もある。

食物の原料は古今大差はないが、其の調理法は時と共に進み、海に遠き山城大和に王城の奠められては清鮮なる魚類よりも鹽漬にせられ又乾されたの

肉食禁止

が多く用ひられたのは地理上已むを得ないことではあるが、其の爲に調理の上には諸種の工夫施され、其の食事も初めは一日二度なりしもの王朝の末には都人士は三食となり、鎌倉時代となりては漸次一般に普及したるやうなれど、東國の武人は舊を守りて二食を常とし、頗る質素の風あり、鎌倉南北の兩時代を経て、足利時代となつては武家の中心も京都に入り、公家も武家化せられ、武家も公家化せられ、殊に此の時代に於て盛んに行はれし茶の湯の料理法にも影響し、料理上の儀式は此の頃に定められ、其の進歩も亦著しきものがあつたのであるが、質素なる古風は矢張維持せられて志賀理齋の三省録に、

小笠原故實聞書に山海の珍味といふは、蕨、梅干、水母くらげなり、國土の菓子といふは柿栗の類なりとあり。因にいふ世俗年中の五節句、或は煤拂、其の外正月三ヶ日のおせちとて煮物には平日奢れる家々にても、此の料理に限り、多くは芋、葫蘿蔔、牛蒡などの野菜に、田作たつちのなまぐさをもて禮儀とするあり。これらの古風の遺れるものともいひつべし。

とあるが如く古式にはかゝる山海の珍味を例としたのであり、それが又江戸

時代にも遺つたのであらうが、世太平にして人は飢渴を醫する以外に食物に興味を有するに至りて調理法は次第に發達し、已に室町時代より行はれ來りし茶の湯懷石料理は禪味を食物の上に應用して深き趣味を寓し、諸國の名産を食膳の上に集め、文化三年五月不味公席披きの會の献立の

- 向(いり酒) 洗鯉、水せんじのり 汁(ゆは) 飯中酒、椀うしほ煮 小鯛、五びかれ 引物(浸もの) きす小しそほい
- 茄子さしげ、こま、山椒、せうゆ 吸物酢さし むき蓮根 香の物 當座漬 取肴(からすみ) 菓子(水羊羹) 紅筋有平糖 (松屋日記) もいたけ

如きは一例である。かく食物趣味の向上と共に昔はなかりし料理屋なるもの現出し、元祿六年頃の板なる西鶴が、置土産に

近き頃金龍山の茶屋に一人五分づゝの奈良茶をしだしけるに、器物きれいに色々とのへ、さりとは末々のもの、勝手のよきことゝなれり、中々上方にもかゝる自由なかりき。

とあるほどなりしに、需要に應じて此茶屋なるもの諸方に出來、明和の頃には深川に京都圓山の左阿彌世阿彌などいへるに倣ひて升屋祝阿彌といへる割

烹店開け、享和の頃に今も遺れる八百善割烹店の流行出して江戸趣味に合ひ、當時の通人が一尾の初鯉に數十金を投じ、一煎の茶の水を遠く多摩川の上流に求めたる如き奇談を遺して單に食ふといふ外に、諸種の趣味の加はりて色彩の配置、器物の詮索等料理法の非常に進歩し、これを業とする家も多く、蜀山人の「一話一言」には「五歩に一樓、十歩に一閣、皆な飲食の店ならずといふことなし」とあるほど江戸の食道樂は盛んになつたのである。

牛肉と西洋料理 明治の代となつてからこれら日本の食物、日本の料理の外に西洋より輸入せられたものが少なくない。勿論徳川氏鎖國以前に於ける西洋との交通又は和蘭陀との接觸により我が國從來なかりし南瓜等の蔬菜の渡り來り、煙草の如き不用品も傳播し、カステラ等の外國製の菓子も傳はつたが維新以後非常な勢ひで日本人の食用に供せらるゝに至つたものは牛肉に過ぎたるはない、先さにもいふ如く牛は古來我が國で食ふを忌むたので、豊臣秀吉は異邦人の我が國に來りて之れを食ふを憤りて、切子丹吟味の一條として「何故に耕作の必用ふる牛を食ふか」(長崎三百年間)詰責した程で徳川の世

には之れを食ふものは穢ケガレを受くと信じ、幕末開港を約されて日本に來りし外國人の第一に困りしは牛肉のことで、之れを内地に求め難く、遠く米國又は支那から輸入して横濱と横須賀とにて屠つて主として居留地だけの用に供せしが、慶應の初め神戸に於て三丹地方の牛を購ひ求めて食用に充て、外國商館出入の商人も亦これが賣込みに従ふこととなり、東京牛肉販賣店も初り牛鍋を以て飲食せしむる家も生じ、國民の嗜好に投じて終に今日は日常生活に欠くべからざるものとなつた。かく獸肉の用ひらゝると共に從來の魚肉と蔬菜に少部分の鳥肉とを専用せし日本料理の外に、獸肉を主とする西洋料理は盛んに行はれ、牛の外、羊豚さては馬の肉も食はるゝに至り、西洋料理の外には支那料理も亦盛んに持囃さるゝに至つた。

酒と茶 飲食物に關する日本の風俗を述べて逸すべからざるは酒と茶とである。中にも酒は國家の大典にも用ひられ、功を賞するにも酒杯を賜ふほどで神代の昔より之れありしに素盞鳴尊が出雲に八岐の大蛇を退治たまふ時に八つの瓶に酒を盛らしめたまひしことあり、播磨風土記には大物主神、酒を

造らしめたまひしことあり。されど古來行はれし酒は彼の白酒しろさけ黒酒くろさけの如きものにて今の濁酒に似て居つたが其後醸造の法は次第に進み濁りは次第に減じたれど純清には至らず今の清酒の如きものゝ世に行はるゝに至つたのは近く慶長年間のこととて攝津鴻の池の酒商山中勝庵の備人某主を怨むことありて灰汁を酒桶に投じて出奔せしが翌日勝庵酒桶を見れば灰は底に沈澱して酒は澄清にして香味頗る美なりしかばこれより大に發明する所あつて清酒の醸造を初めたと傳へられて居る。此の勝庵酒二斗ばかり入る樽二つを一荷とし其の上うへに草履數足おきたるを擔うて江戸に下り諸大名の家々に一升錢二百文にて賣りしに其頃は龜酒のみで未だ彼れが持ち來れるが如き清酒なかりしかば盛んに賣れて江戸と大坂と幾たびか上り下り到底肩の上のみにては需要に應じ難く終に一荷四斗の酒を一樽とし二樽を馬一駄とし、數十駄づゝ持ち下りて商つた(落穂集考)といふことである。鴻の池のことは攝津の部ぶで別に話すことにするがかくて清酒の醸造は日に月に盛んになり行きてこれ又生活上殆んど必須のものとなり來つたのである。

清酒と鴻池

茶の傳來

上戸は酒下戸は菓子あれど此の菓子になくはならぬ飲み物は茶である。茶は王朝の初めにもあつたといふ説もあるがそれは支那から持ち來つたので我が國で造つたのは普通には土御門天皇の頃日本に於ける臨濟宗の開祖とも云ふべき榮西禪師が宋より其の實みを傳へ來つて梅尾の明惠上人が之れを植ゑられたのを初めとする。かく茶は禪と初めより關係し來つて茶の湯なる一種の風流を生じ外國人の殆んど口にし難き濃厚なる茶を喫し抹茶煎茶さまざまに用ひられ。三度の食事にも社交の會談にもなくてならぬものとなつたのである。

魏志

服装變遷 輕快を旨としたる我が國民の衣服は布類を料とし時に絹を用ふふ魏志倭人傳に男子は皆な露紵にして木綿を以て頭を括み其衣横幅にして結束相連り略ぼ縫うことなし婦人は被髮屈紵衣を作す單被の如く其の中央を穿て頭を貫て之れを衣るとあるは太古に於ける我が西南の俗であつたであらうが漸次大陸文明の輸入せられて其の服装は華美となりすべて漢土の風を學びこれまで左衽なりし我が服装も推古帝の頃より右衽となり朝廷に

月卿雲客

は服制を定められ、大寶の制には禮服は頭に金玉を以て飾れる寶髻を戴き、身には衣紕帶褶纈裙を着け、足に錦襪を穿つとあり、普通の装も上部には衣あり下部には袴あり、共に細く、帯も亦細く一重廻しにて前に結びたるやうである。平安朝に至つては人々容儀を整へ、月卿雲客は衣冠束帶綺羅を飾り、衣には大袖小袖あり、裳の下には表袴大口あり、直垂水干は宮人平常の服となり、無位の民も亦これを禮衣とし、女は唐衣裳（たうしやう）上衣（うゑ）袴（か）を着く、殿上人にこれらの風は遺れ、武家の世となりては京人奢侈の風を厭ひ、質素を旨とし、源賴朝も筑後權守俊兼の美華を好み、小袖十餘領を重ねて參勤したるを見て、直に刀を以て其の小袖づまを切つて、誡めたほどで、武人は平生質素なる直垂又は水干を着け、其郎黨は其の袖の長さを厭ひて之れを省き、庶人はたゞ袴を着けるのみであつた。此の期の末、足利氏の初めに當つて素襖なるもの行はれ、其の手なきものに袴を着け、上下同色なる袴なるものも亦此頃より行はれて、武人の平常服となつて、徳川時代に移り、鎌倉室町時代の制に則つて、武家の服装は定められ、此期に至つて、羽織袴は武人の平服、庶人の禮服となり、太平打ち續くに從ひ、奢侈の風

武士の風

おあん物語

次第に生じて、其の傾向は先づ婦人の服装より現れた。「おあん物語」には、さて衣類なく、おれが十三のとき、手作りの花染の帷子一つあるより外はなかりし。其の一つ帷子を十七の年まで着たるにより、脛が出て難儀であつた。せめて脛の隠れる程の帷子一つほしやとおもふた。此やうにむかしは不自由なことでおじやつた。また晝飯など喰ふといふことは夢にもないこと、夜食といふこともなかつた。今時の若い衆は衣類の好みに心を盡くし、金を費し食物にいろ／＼の好みごとを爲さるゝは沙汰の限りとて、又しても彦根のことをいふと叱りたまふ故、後には子供どもに彦根婆と云はれしと。

とある。徳川の初代に於て早や驕奢の風の現はれ、元祿となつては綺羅錦繡ありがまゝの贅澤三昧に修容裝飾を施すこととなり、終には其日暮しの貧乏人の娘にも總鹿子の衣類を着するやうになり。上より下に移るべき流行の順序が逆轉して下より上に向ひ、河原者として輕侮せられし歌舞伎の役者の風は士人に藝娼妓の風は良家の婦女に流行し來つて、森山源五郎の海士の燒

下よりの
流行

藻には

其頃(田沼時代)世の有様は下方とて歌舞伎役者芝居にて打はやす拍子を、戸々家々に真似て夜に入ると若き輩寄合々々囃しけり。歌舞伎狂言をも、歴々の人々集り、真似て興行しけり

元來博奕はいふに及ばず又女藝者といふ者殊の外流行して下町山の手何地とも差別なく少しもみめよき娘は皆藝者に仕立たり。

白河翁樂公、銳意其の弊風を矯めんとせられたが、積勢の進む所なか／＼に阻止し難く、幾變轉を経て明治となり。こゝに西洋の服装も亦渡り來り公の禮式には主として之れを用ひらるゝことゝなつて終に現代の服装となり來つたのである。

衣服の紋 西洋人などが日本の衣服を見て奇異に感ずるは、紋の付いて居ることである。元來紋は文で模様のこととて一定の模様を以て他と區別するといふことが抑も定紋なるものゝ初めで、同一血族の者が他のものと區別するのに此の定紋を用ひたので、初めは主として武器に用ひて敵味方を分ち源

紋の由来

三つ紋
五つ紋

氏は白、平家は赤といふやうな大凡の區別より初まつたのであらうが、鎌倉時代に入つて東國の武士が家の子郎黨となり、各々其の家の紋章を旗や幕などに付くるやうになつたのが、足利時代になつて素襖大紋などいふ衣服が出來、それに此の家紋をつける習慣を生じ、上衣には四所又は五所、下の袴にも亦紋をつけ、さて此の素襖の上の方の袖をなくした肩衣かたきぬには前に二つ、後に一つで、これに我が家紋を付し、徳川時代になつて小袖にも紋をつけるやうになり、袖に二ヶ所前に二ヶ所後に一ヶ所の五つ紋又は前を略した三つ紋となり、これが又羽織にも用ゐられて初めは男のみがつけたものゝ後には女にも應用せられて紋は其の家を代表するやうになつたのである。併しこれは武士以上のこととて普通の(百姓町人特に許されたものは別として)は紋服を許されないので、儀式の時などには石持いしもちとてたゞ白く紋の所の染め抜かれたのを着ることはあつたが家紋をつけるといふことは公然許されて居らなかつたのであるが、維新以後はこれらの束縛は除かれて、誰れも彼れも定紋を付するやうになつたのである。

紋章のことを話して逸すべからざるは我 皇室の御紋章のことである。初めは御袍の織紋より出て終に御紋章となつたのであらうが松本博士の「印度雜事」の中に菊形の紋は東洋諸邦至る所の建築裝飾に於て之れを見るを得、蓋し東洋諸邦に於ける建築裝飾を歴史的に仔細に觀察し來れば其の變遷關係の迹は歴然として又掩ふべからざるものあるを見る。人或は又思ふ菊紋は多し、而も十六葉の菊紋は他未だあらざる所とこれ亦然らず、余は明かに十六葉(八葉二重)の菊紋のビジャブールに於けるイブラヒム、ロザ(回教徒墳墓の一)の裝飾に於て之れを認め得たり、思ふに十六葉の紋は人類思想の自然に成れるものなり。圓と四かく更らに之れを二分して八と爲す、而も八葉は餘りに單純なるの嫌なきにあらず。是に於て之れを重ねて十六葉となす勢ひ自から然らざるを得ざるなり」と、さて此の紋章の我が皇室にて何時の頃より用ひられしかといふに「好古日録」には「菊花を紋に用ふることは滋賀宮及平城宮の花頭瓦皆な菊花を用ふればそれより來りしことひさし」とあり、後鳥羽院鍛冶の御刀には十六葉の菊の御紋つけられ菊の御作と申せし由なれば早や其の頃には用ひられて居つたことは明かす、これを 皇室の御紋として一般に用ひるを停められたのは明治四年六月である。

徳川時代に尊重せられたる葵の紋について「鹽尻」にいふ所は我が國人が紋章をつくる動機や其の變化の経路が見られるから此に引用することとする、源頼義の嫡

子義家を石清水の御氏子とし八幡太郎と稱す當社の神紋をうつして輶輪を御旗の紋としたまふ、御次男義綱は加茂の社烏帽子子に擬せられ加茂次郎と稱し一つ葵を旗の紋としたまふ、三男義光をば三井寺の新羅明神の烏帽子子になぞらへ新羅三郎と稱し、彼の神衣の紋を以て刺菱を紋としたまふ。義家の御裔新田家大申里の御紋は根本藤なり、輶輪を秘紋として徳川家へ傳へ給ひしを親氏公三州加茂郡入御の後御威勢も盛んに御子數多生れさせたまひし郡名により加茂の朝臣と稱し御家の輶輪の御紋を葵に書きなし給ひて御一統の御旗幕につけさせたまふこれ葵輶輪の御紋なり。丸は神君御末年の時よりつけたまふ由」と。各家の紋も此の如くさまざまの變化を経て居るのであらう。

頭髮の事

太古はみづらとて男子は髪を左右にかけ耳の邊にて結び盛装

の時には鬘とて草木の枝葉を頭に纏ひて之れを飾り、女子は長髪を束ねて後に垂れたるも、推古天皇の朝冠制定められてより有位者は髪を兩耳の上に垂るゝことなく頭頂に一つに束ね其の上に冠を戴き後冠り物に烏帽子長帽子等生じ結髪の風も次第に變遷し、武家の代となりては兜を頭に戴く必要より額の髮際を抜きすかすの俗を生じて月代なるもの初り、其の髪は戦國末より漸く垂れたる茶茷鬘、立髪、大鬘となりて漸次に變遷し、女の髪は戦國末より漸く垂れたる

を束ね結ぶの風を生じ、徳川氏に至つて幾多技巧を凝らしたる鬘を出すに至つた。太宰春臺の「獨語」には

寛永の頃までは婦女細き麻繩にて髪をつかねて其の上を黒き絹にて巻きしに、其の後は麻繩をやめて紙にて結ひ、越前の國より糊紙にて元結紙といふものを作り出して海内の婦女皆な之れを用ゆ、それより絹にてまくことも止みぬ。

とある。今「嬉遊笑覽」擧ぐる所によつて其の名目のみを擧ぐるも、

御所風笄鬘、角鬘、兵庫鬘、島田鬘、やつし島田、しめ付島田、投島田、鷗づと、片はづし、勝山鬘、丸鬘、おさふね、銀杏返、割唐子、天神鬘、めうと鬘、唐人鬘ちごわ、

等あり、櫛笄かんざしの類も亦盛に用ひられて、到底専門家の手を煩はすにあらざれば見事に結ふ能はざるに至り、初めは遊女の類のみの結はせしもの漸次一般の風となり、「嬉遊笑覽」には、艶道大鑑を引きて、

江戸に女髪結の出来しは天明の末、寛政の初め頃よりなるべし。賣色のたぐひのものどもの結はせしことなりしが、やうく行はれて今はいづくの

端々までもあらぬ所なく、派手なるものを結することゝなれりしは上方より移れる悪風なり。

とあり。これより先き寛永の頃より男の髪結行はれ、江戸を初め繁華の地には、凡そ毎町髪結床あり、諸人來つて之れを結ばしむ（雍州府志）の風となつて終に明治となり、女には西洋風の東髪行はれ、其束髪も益々技巧を弄せられ、男子は斷髪令によつて散髪となり、終には五分刈三分刈となり、こゝに現代の風を生ずるに至つた。

住居の今昔

雨露を凌ぐが爲めに我が民族が太古の時代に於て高燥なる地をトして穴を穿ちて之れに住ひしは史の證明する所にして今各地に存する岩窟の中に其の面影の認めらるゝものも少くないが、後には冬のみ此の穴に籠り夏は其の前に丸木柱に茅の屋根の家をつくり、其の家も初めは雨露を凌ぎ猛獸を防ぐの必要に過ぎなかつたものが、後には外敵の侵入を妨ぐの必要も加はつて漸次堅牢を加へ、石垣柴垣等を繞らし、前には主として外に働きしものゝ生活状態の進歩につれて戸内の業務を増して廣くなり。個人個人

佛教の渡
來と建築

の住宅の外なる政治上の共同建築たる政廳先づ宏壯に趣き、佛教の渡來の頃より盛んに大陸の風を學び、佛堂の建築壯觀を極め、今に遺れる南都法隆寺の如きは實に此の時代の進歩を示すものにして、瓦葺は先づ此寺院より初り聖武天皇の神龜元年には太政官奏して、「京師は帝王の居る所、萬國の朝する所壯麗ならずんば何を以て徳を表せん。其の板屋草舎は古への遺制なれど營み難く、破れ易くして空しく民財を殫す、請ふ五位以上及び庶人にして富有營むに堪ふるものは瓦舎を構へ、塗るに丹堊を以てせむ」と制して之れを許されて我が建築は一大進歩を爲し、都を京都に遷されて御宏大なる宮殿の建築となり、公卿百官亦之れに倣ひ、花の如き平安文明を裝ひ、武家時代となつては禪風家屋の内にまで吹き込み、玄關、書院、廣間等の制生じ、床には軸を掛け、花を挿す等の風流行はれ、終に徳川時代となつて今日に至つたので、其の間初めは主客の席にのみ敷くものなりし疊の室内一面に布きつむることとなり、二階建稀れに三階建等の建築を生じ、明治となつては石造煉瓦造等の西洋風建築渡來し、或は和洋折衷の建築も行はれて來たので、これを穴居の昔に比べると其

禪風と家
屋

現代の家
屋

の進歩實に驚くべきものである。

第貳節 生活狀態

太古の生
業

職業の分化 自然物採收は社會生活の最も原始的なるものにして、豊葦原の瑞穂の國は先づ農を以て起り、四面水なりしが故に漁業は夙に行はれ、別に山野を跋涉して鳥獸を捕ふる狩獵大に發達し、進んで自然物に加工する玉作り鏡作り又は弓箭甲冑を作るもの等世々其の業を襲ぎ、天の磐船石楠船等の製せられて一葉の輕舟八重の汐路を漕ぎ行く商業も早く萌芽を生じ、國土の經營漸く緒に就き、韓國との交通も漸次頻繁に赴くに從ひ、分化に分化を重ね統治機能に關する官人に文あり、武あり、文に諸種の分掌を生じ、武にも各種の階級あり、將帥より士卒に至り、教化機能に屬するものに儒官あり、僧侶あり、陰陽師あり、經濟機能に屬するものの中、我が生業の過半を占むるも農に於ては其の分化少けれど、商工に於ては雜多の分化を生じ、近く徳川時代に至つては實に夥しき數に上つた。曾て「守貞漫稿」によつて其の名目を擧げ

米問屋、魚問屋、織屋、茶道具屋、藥種屋、唐物問屋、相場師、材木屋、瀬戸物屋、古道具屋、古着屋、金銀箔屋、厨問屋、兩替屋、太物問屋、小問物問屋、酒問屋、刀屋、武器屋、青物市場、魚市場、場業、材木問屋、廻船問屋、茶船屋、積問屋、船宿、飛脚屋、悉皆屋、縫物師匠、白皮屋、雪踏店、獻殘屋、廻工、管工、菜屋、刺身屋、便り屋、藏法師(貸土藏)、札差、植木屋、出し見世、路店、栗餅屋、際物師、矢師、茶漬屋、蕎麥屋、料理茶屋、鮫屋、鱈汁屋、茶見世(水茶屋)、旅籠屋、下宿、招牌屋、工匠、大工、左官、石匠、瓦工、手傳人足、書人足、

等を列舉し、行商に類するものは、

吳服賣、古金赤賣、菖蒲人形賣、油揚賣、帽子賣、高荷木綿賣、地紙賣、ぼて、鮮魚賣、枯魚賣、初松魚賣、白魚及むきみ賣、牡蠣賣、鯉賣、海鼠賣、乾魚賣、菜蔬賣、豆腐賣、糊賣、油賣、花賣、荒神松賣、羅字賣、錠前直し、錢鐵師、磨師、下駄齒入、針賣、鏡磨、眼鏡の仕替、印肉の仕替、瀬戸物燒接、紙屑屋、古傘屋、灰買、白の目立、鼠取藥賣、簪賣、銅器賣、算盤直し、赤蛙賣、醬油賣、鹽賣、漬物賣、新粉細工、飴賣、菓子賣、弄物賣、蕃菽粉賣、小問物賣、煙草賣、筆墨賣、暹羅紙賣、饅頭賣、燒賣、排灯張替、蠟燭之流賣、植木賣、瓦器賣、竿竹賣、ハツリ賣、さぼん玉賣、海ホウヅキ賣、勝負附賣、輻替、按摩、錢緋賣、妍賣、雪踏直し、際物師、甘酒賣、場出菽賣、是齋賣、枇杷葉湯賣、錦魚賣、籬賣、心太賣、蟲賣、松茸賣、初筆賣、炭團賣、曆賣、箱火鉢賣、御鉢入賣、黒木賣、躰躰花賣、揚昆布賣、蠶繭燒賣、行燈仕替、櫓直し、艾賣、有馬籠賣、乾物賣、餅昆布卷賣、鳥貝ふか刺身賣、味噌屋、澁紙敷賣、岩起賣、羽織紐直し、焙烙賣、蒸芋賣、薄板制の燈籠賣、竹馬古着

屋、冷水賣、湯出、鶏卵賣、文庫賣、炭味、喰渡賣、附木賣、苗賣、鮭賣、水彈賣、草履賣、衣紋竹賣、砂糖入、金時賣、納豆賣、白酒賣、白玉賣、齒磨賣、麴賣、乾海苔賣、番附賣、拂扇賣、墨澁賣、鹽賣、蚊帳塗、文蚊屋賣、竹帚賣、草鞋賣、三絃賣、義賣、拂ひ合羽、筵、蓆、賣、鹽、辛賣、看板書、樽買、櫻草賣、稗詩賣、葬花賣、葭戸賣、御役人附賣、錢産賣、クゴ繩賣、温鈍屋、蕎麥屋、善哉賣、汁粉賣、上燗おでん、茶飯賣

其の他雜業の部に於て藝人並に乞食の類を擧ぐ

神道者、わい／＼、天王、鹿鳥の事觸、虛無僧、太神樂、今世太神樂、願人坊主、おぼくれ坊主考へ物、御日利御祈、請半田行人、まかしよ、江戸住吉踊り、庚申の代待、乞胸、綾取、猿若、江戸萬歳、辻放下、からくり、淨瑠璃、説經、物真似、仕形能、物語、講談、辻勸進、獅子舞、首掛芝居、葛西踊、西國順禮、六十六部、四國邊路、宿之者、京師非人の長、大阪の穢多、乞食、非人乞食、宿村之送加、今世居兒、犬拾ひ、猿曳、癩病人、女太夫、引廻刑人、節季候、大黒舞、鳥追、砂畫、掃除一人相撲、海童に扮す、乞食芝居、神樂みこの扮、ちだち坊主、和尚今日、古札納め、

と示したことがある。(世態人情論)こは少しく煩瑣に失し分科宜しきを得たものではないが、まこと世の進むに従つて必要は發明を生むで、昔は思ひも及ばざりし諸種の職業を生じ其の分科は到底悉くすることが出來ないほどである。

職業の種類 試に、東京市統計年表を繙かんか、農の中に屬するものに米麥

同業組合

蔬菜を作る純農の外に、牛馬を業とするあり、家禽を業とするあり、牛乳營業のものあり、水産を業とするもの、中に魚介を獵するもの、海苔を採收するものあり、工業に就ては其の同業組合を組織せるもののみにて、

玻璃製造、洋傘製造、織物製造、青昆布製造、石鹼製造、印刷業、鑪製造、貴金屬製造、牙彫刻細工製造、莫大小製造、囊物並に烟草具製造、金屬玩具製造、理科體育機械及博物標品製造、帽子製造、更紗染、蒟蒻製造、練瓦製造、

あり、商業に關するものには、

陶磁商、陶磁工、陶畫工、漆製造、白米販賣、搗精米、菜種貿易、内外産織物卸賣、砂糖卸小賣、穀物問屋、洋燈並附屬品、玻璃製造、小間物化粧品、賣藥輸出、砂糖問屋、内外洋紙、吳服太物、白土販賣、玩具卸賣、足袋製造販賣、洋傘卸賣、賣藥販賣、履物卸賣、同小賣、薪炭販賣、清涼飲料水製造、醫科器械販賣、洋酒卸賣、食料品、罐詰、牛羊豚肉卸賣並小賣

等あるが、たゞこれ顯著なる職業に過ぎない、更に農商務省の統計等によりて所謂職工なるものを見るに、

職工

大工、左官、石工、木挽、家根屋、瓦葺、煉瓦積、煉瓦製造、船大工、壘職、建具師、經師、屋、織、染物屋、綿打、和服裁縫、洋服裁縫、袋物工、下駄工、靴工、醬油製造、菓子製造、烟艸、刻、杜氏、米搗指物師、桶職、車製造、馬具師、塗師、飾職、錢物師、鍛冶職、陶器、轆轤、漆搔、油紋、紙漉、活版植字、版摺、日雇人夫

等あるが、これらは皆な經濟機能に屬するもので、外に統治機能に屬する官公吏あり、其の中にも亦多くの分化あり、教化機能に屬するものに教員、僧侶あり、其の中にも多くの階級あり。これらの外、別に自由業といふ分類の中に加ふべき醫師、辯護士、美術家、著述家あり、娛樂に關する俳優並に遊藝稼人あり、遊藝稼人といふは、

軍談、落語、浪花節、淨瑠璃、唄、舞踊、音曲、音樂、狂言、手品、輕業、寫し繪、獨樂廻し、早變

り、人形遣ひ、曲馬

等の遊藝を營みて客の娛樂に供するもので、此の外に風俗に關する藝妓、娼妓の類などで、明細にこれを分つは困難であるが、以上で大要我が國民の資生の方法を見ることが出來やう。

遊藝稼人

士農工商

穢多

四民平等 我が國は太古より家々其の業を世襲にする俗あり、戰國の世一時混亂に陥りしも、徳川氏相變らざるを以て社會統整の要義とし、上は公卿百官大小名より下は名主庄屋に至るまで世襲を主とし、商工に従事するものも亦其業を世々にし、甚しきは子孫に其の業に適せざるものあれば之れを分家せしめて其の業に適するものを養嗣子としたほどであつた。勢ひ此の如きを以て士農工商の區別は儼として存し、後三者の間にはさまでの懸隔はなけれ、士との間には一大鴻溝の劃せられ、士は常に權力者の地位に立ち、他の階級の禮を失するものに對しては斬捨御免の特權をも有して居つたのである。併しこれらは人としての階級であるが、其の以下に穢多なるものあつて、關東にあつては彈左衛門之れを支配し、殆んど之れを人外とし、士農工商は全然之と交際を絶ち、彼等はたゞ彼等部落の間に於てのみ結婚し、他とは全く隔離せられて居つたのである。穢多は、和訓栞には「餌取りの轉訛」とあり、和漢三才圖會には「屠兒、即古の所謂餌取なり、今處々一村を構へて毎に牛馬猫犬を屠り、皮を剥いて業と爲す、其の穢少からず、故に呼んで穢多といふ、天武天皇詔して天

非人

華士族平民

下に六畜肉を食ふを禁じたまひし以來、神社其の穢を忌み、佛氏は最も殺生を禁ず、故に餌取を忌避して同居同火せず、以て姓氏を異にす」と此の穢多にも諸國に諸種の稱呼あり、或は長吏といひ、皮ン坊といひ、人外といひ、もんじといひ、其の種類も亦同じからざれど、其の人外としての待遇を受けたのは則ち一である。此の外に非人といふ階級があつたが、これは中世以後社會に現れ食を他に乞ふて命を繋ぐ貧民のこと、非人頭あつて之れを支配し、これ又普通民と交際を絶たれて居つたのであるが、明治四年八月、穢多非人の稱廢せられ候自今職業共平民同様なるべきことと達せられて茲に平等の權を得たのである。之れより先き公卿大名等を華族に、武士を士族に、農工商を平民と定められ、其の初めは士族には特別の待遇あつて、輕き犯罪の如きは除族の刑によつて許されたほどであつたが、次第に平民と同様に取扱はれ、華族のみは今日に於て多少特別の待遇はあるが、法律上には平等にして何等特別の權利なく、曾ては生殺與奪の權を以て臨みし領主も泣く兒と地頭には勝たれずとして屈從したりし百姓も等く日本國民として同等の權利を主張し義務を負ふこととな

政治上の
平等

り前には治者階級を以て農工商を賤視せし士も、獨り其の權を擅にする能はず、日本臣民は法律の定むる所の資格に應じて文武官其他の公務に就くことを得て(帝國憲法第十九條)毫も門閥血統の如何を問はず、且つ日本國民は選舉法の規定に従ひ議員を選擧して、(全三十五條)法律の制定改廢並に國家歳出入の豫算に參與せしむることが出来るので、現に衆議院議員選舉權を有するもの百五十萬六千三百四十一人(大正四年調)にして其の多數の平民たるは云ふまでもなく貴族院に於ても多額納稅議員互選資格を有するもの六百七十三の中、華族十士族八十三、平民五百八十であるから平民の勢力の政治的に増進したことは云ふまでもない。更に教育の方面に於ても昔は士分以上のものを以て智識階級とし、農工商は無智文盲のものとせられしが、明治五年學制頒布と共に太政官の添へたる學問獎勵仰せ出され書には

學問は士人以上の稀に學ぶも、動もすれば國家のためにすと唱へ、身を立つるの基たるを知らずして詞章記誦の事に走り、空理空談の途に陥り、其論高尚に似たりと雖も、之れを身に行ひ事に施すこと能はざるもの少からず。

知識上の
平等

といひ

自今以後一般人民華士族農工商及婦女子必らず邑に不學の戸なく家に不學の人なからしめんことを期す

とあつて爾來四十有餘年、其の理想は出現し教育は普及して階級制度の夢は全く破れ、四民平等に自由競争の世となつて我が風俗は一轉化を來さざるを得ざる時代となつたのである。

交通と生活 何れの國も其の初めに當つては交通の便太だ開けず、昔の細道を辿つて甲から乙と通じたので、其の旅行の困難は、

家があれば筥にもる飯を草枕

旅にしあれば椎の葉に盛る

の古歌によつても想ひやらるゝほどで足一步帝都を出でんか其困難は實に想像の外であつた。大寶の制、諸道を分ちて山陽に大路、東海東山に中路、其他の諸道に小路を修し、且つ伊勢の鈴鹿、美濃の不破、越前の愛發等要害の地に關所を設けて行路の人を檢し、後にはそれを廢して往來の便を計つたが、王朝の

昔の道路

風俗の概観



六條道場繪卷に據る

都會文明は地方に光被せず、都人士は出づるを厭ひて、交通尙ほ便なるに至らなかつた。源頼朝の幕府を鎌倉に開き、關東の武士は義務として大番とて一定の期間京都に出ねばならず。鎌倉へは定番に出ねばならぬことになつて、京鎌倉の交通並に鎌倉を中心とする關八州の道路は漸く整ひ、此の時代から宿屋といふものも出来たやうであるが、其の後戦亂打續き、諸國に英雄割據して私に關を設け道錢を課したりしたので、交通は便なるに至らず、織豊二氏を経て徳川時代に入つて干戈收ると共に交通の便大に開け、慶長九年幕府令して諸國の街道一里毎に塚を築き其の上に榎を植ゑしめ、これを一里塚といひ、江戸日本橋を全國道程の中心とし、東海

道五十三驛、仲仙道六十九驛の兩道は京と江戸との交通路となり、中にも東海道は日本第一の大道として兩京の間人馬絡驛として絶えず。其他江戸を中心として西に甲州街道、北に日光街道、奥州街道あり。之れを五街道といひ、北國街道は仲仙道より分岐して北陸を通じて京に出で、伊勢街道は東海道より分岐して伊勢太神宮に詣で、京に入り、京より西には西國街道あり、諸國の大名、參觀交替の制あつて各々其の本國領地と江戸との間を往來したれば交通の便こゝに大に備はり、其の全國道路の元標たる日本橋には左の如き高札まで立て、あつたのである。

定

一品川まで

荷物一駄

九十四文

乗懸荷人共

同斷

から尻馬一匹

六十一文

付 あぶつけはから尻に同じ、

風俗の概観

それより重き荷物は本駄賃と同じかるべし、

人足一人 六十一文

とあり、これより以下、千住、川口、板橋、上高井戸、下高井戸への賃錢及び泊々にての木賃錢等を書いて、最後に

右之通可取之、若於相違可爲曲事者也

享保三年十月日

奉行

と書かれてある。(江戸史蹟)今の汽車や人力車の賃錢表のやうなものであらう。此の高札によつても略ぼ推察せらるゝが如く、此の時代の旅行は便利になつたとは云ふものの、徒歩か馬か駕籠かで、東海道は十日、仲仙道は十二日が普通の行程であつたが、今は一睡夢を載せて往來することの出来る汽車なる利器出來て、昔の一日程は今の一時間程となつて、昔の仲仙道を旅行した日程では西比利亞を通過して歐羅巴に行けるほどに變化し、全國鐵道の哩數は實に六千五百三十九哩の長さに達し、尙ほ着手中なる未開線四千六十六哩(大正二年)であるから、やがて一萬哩に達し、馬車人車の往來すべき道路は國道二千

百七十四里、縣道九千七百七十里、里道十萬七千七十九里(統計年鑑)と算せらるゝのであるから、國內縱横に道路は拓けて交通は頗る便なるに至つたのである。此の交通の便がやがて都會と村落とを連絡し、汽車の持ち來る文明の風、都人士が田舎に傳ふる都會の習慣は漸次地方を都會化して其の生活に變化を與へ、風俗習慣に影響して、從來割據的なりし風を破り、我が國民生活を統一せんとする傾向を生じ來つた。

一面國內に於て村落が都會化せられて國民生活が劃一せらるゝ傾向を有すると共に、他面に於て日本國全體が世界の舞臺に出で、世界的生活に入らんとする傾向がある。四面海なる我が國は夙に海外交通に志して遠き昔に八重の汐路を漕ぎ出で、韓國と交通し、航路不安の時にも、しばしば遣唐使は支那大陸に入り、戰國の世には國內に志を得ざるの徒、八幡大菩薩の旗を舩頭にかゝげて亞細亞の東海岸に出沒して遠く印度の地方にまで進み、倭寇の名によつて沿岸を震慄せしめ、歐洲との交通開けては有馬、大友、大村等の諸侯使節を羅馬に遣し、蒲生氏郷も亦三たび使を羅馬に送り、伊達政宗も支倉六右衛門

海外航路

を遠く歐洲の地に遣はし、徳川家康の如きも英人アダムスに大船を造らしめて太平洋を横りて墨其哥イギコに交市を求めたこともあつたのであるが、鎖國の制度は海外との交通を絶ち、長く和蘭陀以外の歐人に接せなかつたが、今や我が日本郵船會社には歐洲線、米國線、カルカタ線、孟買線、濠洲線、上海線、並に北支那航路あり、西比利亞鐵道に連絡すべき浦鹽航路あり、大阪商船會社にタコマ線、桑港線、孟買線、其他青島、天津、大連、安東縣等の各線并に浦鹽線あり、東洋汽船會社には北米航路、南米航路、マニラ航路并に支那各地との往來あり、其他日清汽船會社の主として支那、南洋郵船會社の南洋各地との往來を營むあつて、我れの彼れを化するものもあるが、彼れの我れを化するものもあつて、我が國民生活は眞に世界的となつて來たのである。

第三節 冠婚葬祭

古の結婚

婚姻の今昔 婚姻は人倫の大本情の趨くまゝに任せたりし、上古に於て男子は數婦を有するとも、女子は一夫を守るの風早くも生じ、男より女の家に通

ひしかば、異母の兄弟は互に相知らず、爲に血族間の結婚は忌むことなくして行はれしは幾多の史蹟の傳ふる所、されど其の結婚は唯だ男女相互の意志に任されたるにてはなく、男子より女子の父兄に申し込みて其の許しを得、父兄はこれが信として琴などを贈りて贅ウヰとしたるより今の世まで吾妻琴の名遺れりと(日本風俗史)さて古は男子が婦を己が家に迎ふるにあらざして、男先づ女の家に行き、婚禮と名のへて後々に我が家に伴ふにて舊記古式には掣取の作法ありて嫁入の式見えずといふ。(南嶺子)さて妻を家に迎へんとするには、別に妻屋として棟を別ちて家を建てたるにて、今も邊陲の地に此の風習の遺れると見えて

新造

近時土佐國の一村に微賤者とても、妻を娶らむとせば、夫妻宿り得るほどの家を構へ、新婦を此處に率ゐる往きて寝ることあるは、此遺風なるべし。また後世新たに迎へたる妻を新造といふも、そのために新たに室を建て、與ふる爲めの名なるべしといふ(日本風俗史)

とあり、土佐の事は其の國の條下に説くが、上古にはかゝる風のあつたのであ

奪取り嫁
入り

後妻打

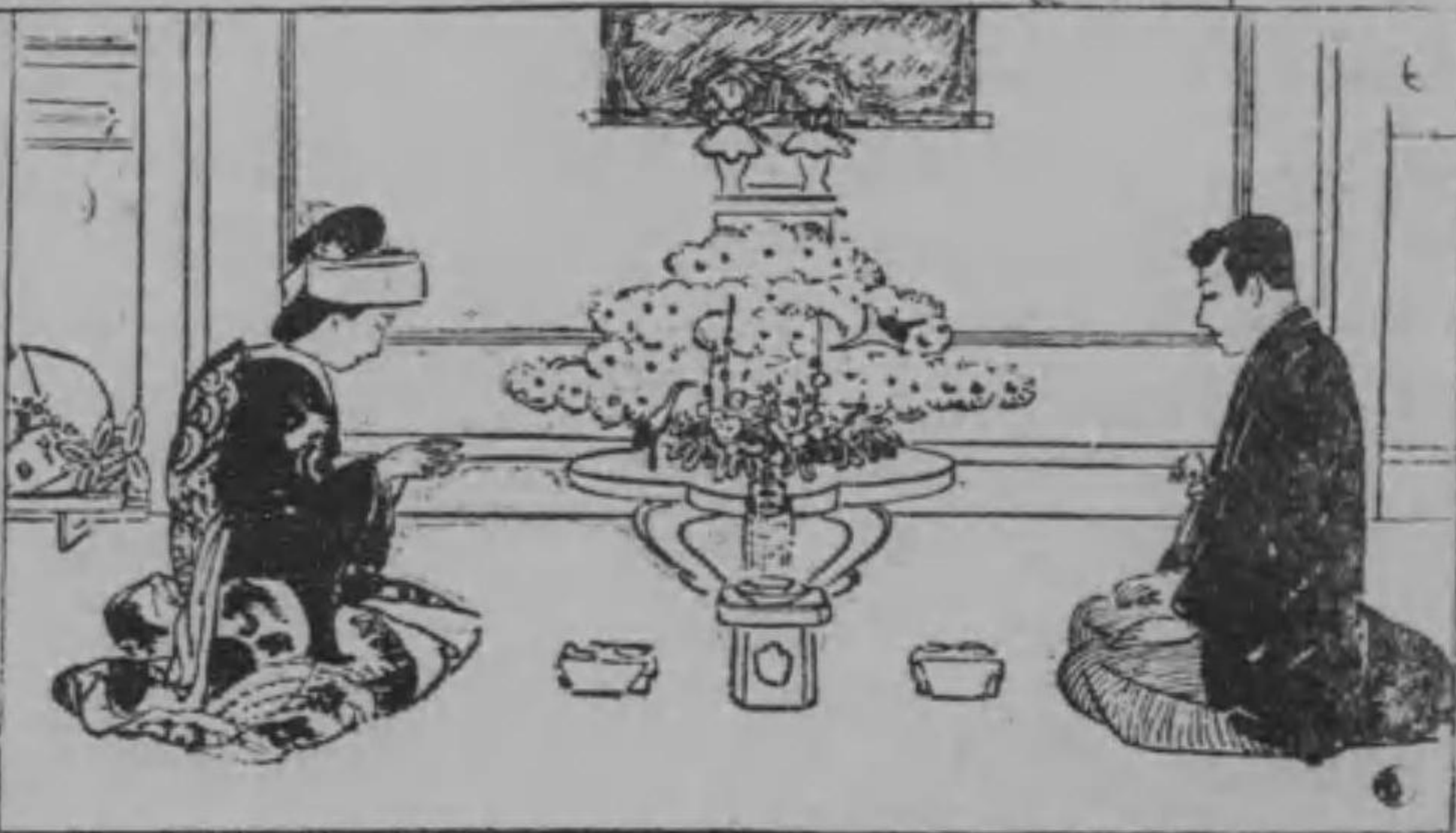
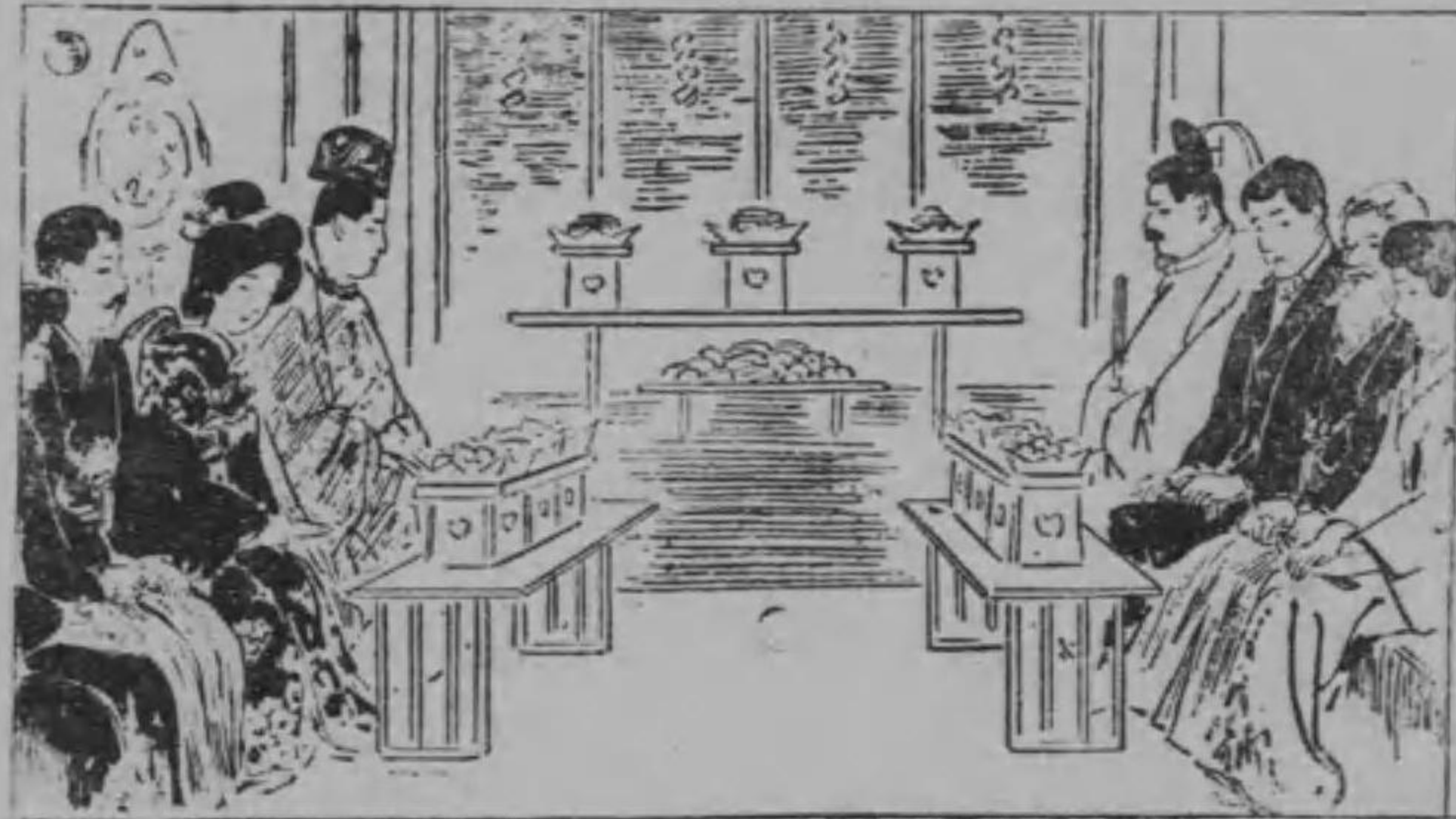
總叙

六〇

らう。儒佛二教の傳來は結婚の上にも影響して此の頃より血族の結婚は忌まれ、一夫多妻の俗も漸く衰へて、よし他に婦を畜ふるとも正妻としては一人なるを俗とするの風生じたれど尙ほ二妻三妻を有するものも少からず、平安朝淫靡の俗は情の趣く所相結び男女間の交際は潔いものではなかつた。武家の世となつて銳意淫靡の俗を矯め、足利氏の頃より婚姻の禮式を整ひ、一夫一婦の別も漸く嚴に、婢妾はよし之れを畜ふるとも正妻はこれを一人とし、男が女の家に通ふ俗は變じて妻を自家に迎へて式を擧ぐることに一般の風となりて徳川時代に入る。

此時代に行はれたる俗間風習にて婚姻に關聯して面白きは一夫一婦となりて別に妻を迎ふるものは先づ先妻を離別することとなりければ、其の離別せられたる女の先夫の後妻を迎ふるを聞くや、親戚知人より腕力ある女を身分に應じて十人二十人も借り來りて後妻打とて臺所より其の家に亂入し狼藉を働き、媒妁人の仲裁にて引上ぐるにて遠く王朝の末より近く江戸時代の初めまで遣りしといふ。

上圖は最近流行の神前結婚式



中間は普通に行はるゝ三三九度

下圖は今尙ほ地方に残留せる水祝



風俗の概観

一六一

水祝石打 今も尙ほ其の面影の遺れる水祝のことに就きて「擁書漫筆」には「滑稽雜談」を引きて「和俗の去年、新に娶りし男に歳首若水としはじめを祝ふとて水を浴することあり、これを水祝ひ水掛けなどいふ、往昔はなきことなり、永祿の比管領三好が家臣松永彈正が姪女を我家の重臣に妻合せし時に此の戯なし初しかや」とあり、又「倭訓栞」を引きて

水祝の由
來

後宮名目に、白河院の中宮貫子、入内おはしましての後懐胎の御けしきおはしける、つとめてのむ月の頃、關白藤原師實公參内おはして、ゆくりなく御まがりのたまり水を主上にうちかけさせおはしける、主上あされさせおはしけるを、辨内侍、これは中宮の御火どまりの料に殿の祝はせたまふにて侍らふと奏せられし、是より後、例となりて建武中に家毎にはかなき者共まで、此のことぶきを爲して嫁娶過ぎてのつとめての正月ひげにはかならず妻の縁家より水祝とて行ひ侍るなり。

とあり、出所明かならねど中世より行はれたる風俗にて、多く正月十四日に前年の此の日より後に結婚せる夫婦に若者共水をかけ又は婚禮の行列を途に

水祝の禁
令

石打の禁
令

擁して水打ち掛けるもあつて明かに掠奪結婚の遺風と思はるゝ習俗である。江戸に於ても此の風ありと見え、藤田氏の水祝考によれば「武江年表」二には「明曆二年正月、水あびせの事、自己の屋敷にて其家の者へあびする事に苦しかるまじき旨命ぜらる」とあり、寛文四年正月八日の町觸には「町中にて水あびせ候事、自今已後は親類縁者並召仕候者迄、銘々屋敷の内にて水あびせ申すべく、他人は一人も出合申間敷候」とあり、天和元年には親類縁者も之れを禁じ、舅ばかり屋敷の内にて水あびせ申すべく」とあり、終に享保三年には「縦令舅たりとも一切無用たるべきこと」と禁ぜらるゝに至つた。(郷土研究三卷)先きにも引いた「擁書漫筆」には「簍纏輪を引きて、水祝のこと昔東武に盛にありて、互に怨讐うらみ含むもとゝなり、喧嘩闘争止まず依て近世嚴禁となりて水浴せる名のみ人知れり」とある。石打も亦掠奪結婚の遺風と見るべきもので、婚禮の行列に石を投げかけ又は嫁娶のありし夜其の家に石を投げ入るにて、これも江戸に行はれしと見え、天保年間の上梓にかゝる「青標紙」には

婚禮の節、石を打ち狼藉致し候者は頭取百日手鎖同類五十日手鎖

と定められてある。江戸に禁ぜられしことは地方には形を變じて近くまで遺つて居つた、それは各地方の條下で述ぶることにする。

婚姻の儀式 現代普通の婚姻は江戸時代より繼承せられたる如くにて媒酌人双方の中間に立ちて略ぼ婚家の意志を確め、日を期し場所を定めて見合ひとて嫁は婿を、婿は嫁を見合ひ、双方異存なきに於て結納を取りかはすにて「貞丈雜記」に

結納

婚禮の結納の事、いひいれといふ事本義なり。其元の御息女を妻に申受け度といふことを云ひ入るゝ故、いひいれなりいとゆと五音通ずる故、ゆいれともいふ事あり、其詞につきて結納とも書くなり、然るに今は結納をいひなふと世間にいふはあやまりなり、ゆいなふと云ふ詞は古はなきことなり、いひいれを古はたのみとも云ふなり、これは舅とたのみ、妻とたのみ、婿とたのみ、夫とたのみといふ祝儀なる故、たのみといふ、たのみは婿より舅へ祝儀物を送り、舅より婿へ祝儀物を送り、兩方より取りかはして互にたのみ儀なり、これ古法なり

とあり。今の結納は大抵帶地袴地を代りに現金にて贈答し、目録は唯だ形式的となつて居る。其の目録

目録

男の方より

目録	
一 帶地	一 臺
一 壽留女	一 臺
一 志良賀	一 臺
一 昆布	一 臺
一 末廣	一 臺
一 松魚節	一 臺
一 家内喜多留	一 荷
以上	

女の方より

目録	
一 袴地	一 臺
一 勝男武士	一 臺
一 志良賀	一 臺
一 子生婦	一 臺
一 末廣	一 臺
一 壽留女	一 臺
一 太類	一 荷
以上	

其の字面が縁起を祝へるも面白き習俗である。結納濟みて日を期して輿入となる。輿入とは其の字の如く昔は花嫁は輿にて輦の家に至りしも、今は

三三九度

都會は主として人力車、馬車、自動車を用ひ、地方は主として人力車なれど、稀には乗掛け馬の所もある。さて婚儀の式は三々九度の盃酌の少女二人、或は男女二人なることあり、蝶の形のつきたる銚子にて、俎には女蝶持ちたるもの、嫁には男蝶持ちたるもの、三獻宛三回嫁より初めて俎にさす銚子に蝶形をつくるは蝶の眺かなる日に出で睦しく戯るゝに因み、嫁より盃を初むるは夫婦未だ盃を取りかはさぬ前は、女を客として之れより初むといひ、又昔は男女の方へ通ひしより女先づ呑み試みて男にさす風の遣れるなりともいふ。式終りて別に床盃といふあり、これに就て、貞丈雜記には、今時婚禮の夜、床盃と名づけ、夫婦ねやに入りて盃を取かはし酒のむに法あるやうにいふ。然れども古はなきことにて、當世のはやりごととなり、ねやにて打とけて夫婦酒のむ事に法はなし、ねながら酒などのむは下々の賤しきものなどは左様の不行儀なることをするなり、よき人などはせぬことなりとある。此外結婚の習俗として、式済むと謠曲の高砂を謠ひて目出度祝ひ納むることや、蛤の吸物を儀式とすることなどがあるが、これらは皆な舊式を墨守する家で、基督教信者は西洋流

床盃

現代の結婚

に教會堂に赴きて結婚の式を挙げ、此の西洋流を應用したりと思はるゝ、神前結婚も盛んに行はれて東京日比谷の大神宮は日々其の爲めに繁昌して居るし、偶には佛式結婚とて寺院に於て行ふのもあつて婚姻の風も日に移り月に變りつゝある。

産小屋

出産の習俗 すべて汚穢を厭ひし我が習俗は出産を穢れ多しとして、妊婦のために別に産小屋なるものを築き、之れに入つて出産せしめたので、此の古代の遺風は近くまで伊豆八丈島に存し、今も若越地方には其の面影の遺つて居るものがあるが、(そは其の地方の條下に述ぶるとし)一般の風俗は懐胎して目に立つ頃(五月目)に至れば大抵犬の日を卜して腹帯をなさしむ。これは犬の子は能く育つといふ信仰から出たので、其の腹帯は古來常陸の鹿島神宮より受け來るものを常陸帯と名づけ、子供の肥立つと音便の縁起から珍重したものであるが、各地の神社佛閣にて腹帯を授け、安産の御守を出す、月満ちて一室の中に三方箱の如きものをつくり、これを産屋と名づけ、天井より紐を吊し、妊婦は積み上げたる蒲團等に依り、襦袢褌布片の上に俵の頭俗にさうだ

腹帯

昔の出産

出産後の祝

らばつちといふものを置き、其上に産み落すは極く近くまでの習俗なりしが、衛生思想の普及は出産の形式も變り、今は産小屋の代りには妊婦預り所も出来、起きかゝつて産みしものも寝ながら産むことあり、襦袢の代りには脱脂綿の用ひられ、これまで自宅の土中に埋めし胞衣も之れを取り集むる會社も出来、産婆の名も助産婦と變り、昔は東都の風俗にて子を生むと産婆に米一升と鯉節一本とを與へたのも今は物笑ひの種となつた。併し地方にはまだこんな風が遺つて居るかも知れない。さて出産の後に就ては例の「貞丈雜記」に「小兒誕生の當日を初夜といひ、三日目を三夜といひ、五日目を五夜といひ、七日目を七夜といふ。此日毎に祝ふを、うぶや、しなひの祝といふ」とあり、又「小兒産湯の後、始めて湯あびせるを湯始の祝といふ、うぶそりを剃髮の祝といふ、うぶさぬを初めて着するを着衣の祝といふ」と、小兒の名は大抵七夜に命ずるを今も慣ひとして居る。

成年まで「貞丈雜記」には「宮詣のこと本はうぶすな詣と云ひしなり。誕所記にいふ百日の内は白小袖百一日目色直しとて産婦見並びに仕女も色小袖

宮詣

を着す、色直しの祝あるべし、色直しありて三七日の後吉日次第宮參りあるべし、又祝言次第記にいふ百日に色直しといひて赤小袖を着せて産神へ參らす云々宮詣といふ名目義滿將軍已來のことにやとあれど、世俗は男は生後三十一日女は三十日目に産婦生兒を伴ひて産土神に詣りて、其の歸途親戚知己を訪ひて其の健康を告げ訪はれたる方にては犬張子などを贈りて之れを祝す、百十日目には喰ひ初めの儀ありて初めて生兒を食膳に向はしむ、これに就きても「貞丈雜記」は、

喰ひ初めの祝、四條流献方口傳書に云く、喰ひ初めは男女とも生れた日よりくりて百廿日に當る日なり。月數は五ヶ月にて百廿日なり。これを箸初の祝ともいふ。今流儀によりて男百十日女百二十日とも覺えたる人あり略儀なり。

誕生

とあり、かくて翌年の生日に至りて誕生祝を爲し、それより毎歳之れを祝ひ、終生其の日を記念とする習慣がある。さて長じて三歳に至れば昔は男女とも髮置とて輪形又は半月形などに髮を残して周圍を剃り落すの儀ありたれど、

七五三祝

喰ひ初

元服
 今は頭髮の形變じたれば此の事なく、又男子五歳となれば袴着の日とて小兒を基盤の上に立たせ袴を着せしむるの式、女子は七歳に至れば帶解の式ありたれど今は全く廢れ、唯だこれらの式の共に十一月の十五日に行ひ、産土神に詣でければ、今も七五三の祝とて此の日新衣を整へ、産土神に詣づるの風、東都に遺つて居る。漸く長じて男子成年期に入れば元服とて古には加冠の式ありて冠を被らしめ、江戸時代に入りては單に前髪を剃り振袖を止め童形を脱して一人前の男となる式ありしも、頭髮の變遷は其の事止みたれど、今も地方にては十五歳を元服と唱へて神社へ詣づるの風存する所もある(羽前山形地方にては月山詣りを爲す由、女子も眉を剃り齒を涅むるを元服と唱へたりしも、今は此の事なければ此の風も廢れ、僅に地方に剃眉涅齒の俗を遺すのみとなつた。

厄年と還暦 我が國にては男は二十五、四十二、六十一、女は十九、三十三、三十七を厄年とし、中にも男の四十二、女の三十三を大厄とする風がある。和漢三才圖繪に男は四十二を大厄と爲す、前年を前厄といひ、翌年を跳厄といひ、前後

三年を忌む、或は四十一に子を生めばこれを四十二の二つの子といひて忌み以て他人の子と爲すの類亦惑ふの甚しきものなりとある。此の厄年の説は支那の醫書として尤も古い黃帝の靈樞に七歳、十六歳、二十五歳、三十四歳、四十三歳、五十二歳、六十一歳、皆な人の大忌、自ら安んぜずんばあるべからずとあるのに出で我が國の風になつたのであらう(石橋氏、厄年の説)併し我が國にては言語上の禁忌、さん／＼(三十三)産死(三十四)死に(四十二)死苦(四十九)といふのも關係して之れを厭ひ此の年には厄除けと稱して神佛に詣づる風がある。男女ともに六十一歳に至れば本卦返り又還暦と稱へて祝宴を開き自らは赤色の衣服をつけて諸客に接し年老いて小兒にかへりたるの意を寓する風がある。これは支那の干支の説から出たので、干は甲乙丙丁戊己庚辛壬癸の十干、支は子卯辰巳午未申酉戌亥の十二支、一年には干支あり、これが六十一回してたとへば甲子の生れなれば六十一年目に又甲子の年に逢ひ元の干支に還るを以て祝賀の意を表するにて、七十歳には人生五十、七十は古來稀なりの義で、これを古稀の祝ひといひ、紅白の餅をつくり壽の字をしるして親戚知己に頒ち且

の祝宴を張り、七十七には喜の字、八十八歳には米の祝ひ等がある。喜といふ字は行書にては七を三つ書きたるやうであり、米は八十八の三字より成るからかく名けたのである。

招魂

葬儀の風俗 汚穢を忌みたる我が習俗は人死すれば喪屋をつくりて死屍を此處に置く風があり、又死を以て靈魂の肉體より分離し去るものとの原始的信仰は死者の靈魂を招き呼びて再び復らしむ招魂まねたまひといふことありしと見え、仁徳天皇が菟道の稚郎子の薨じたまひしを聞き驚き難波より菟道の宮に至り、髪を解き、屍に跨りて三たび呼び生けられしことも傳へられて居り、貴顯の死に對して其の臣下が殉死した風もあつたのである。往古棺は皇親は石を以て作り、臣下より庶人に至るまでは木を以て作つたのであるが、後には豪族の石棺を用ひるに至り、孝徳天皇の時制して之れを止め、臣下の棺は必ず木を用ゆべしと定められ、後には皇親にも石棺に行はれぬやうになり、且つ佛教の渡來と共に茶毘あぶらとして火葬のこと行はれ、持統天皇は遺命して之れを營まれ、歴代の天皇も往々之れを用ひられたが、土葬は一般の俗を爲して今も

石棺

土葬火葬

湯灌六道
錢

寺檀關係

葬

尙ほ普通には火葬より土葬の方が多いやうである。葬儀の式は主として僧侶の手に委ねられ、僧侶も亦宗旨により讀經等の法式を異にするも、死者は先づ裸體として、沐浴せしめ、これを湯灌と云ひ、其の頭髮を剃りて僧形とし、之れに法名を授けて佛徒たらしめ、經帷子を着せしめ、紙に錢形を捺したる六道錢と共にこれを棺に收め、初めは眞貨を收めしを後に廢して紙形としたのである。讀經終りて之れを輿こしに入れて所屬の寺院に送り、墓地に葬るは此の所屬の寺院といふは、徳川氏切支丹禁制の結果、日本國民は何宗何寺の檀中たらざるを得ずと定め、寺に宗判なるものあつて今の戶藉の如く人別を定め、寺と檀家とは密接不離の關係を有し、住居を轉じたる等特別の事情あるにあらざれば自由に離檀することも出来なかつたのであるから祖先より子孫と同じ檀那寺で葬儀は營まれたのである。

送葬の際は親類縁者知己朋友先づ葬家に集り棺を入れたる輿の前後にはこれらの人々の贈りし放鳥造花等相列びて繼ぎて會葬の人々列を爲して長きは一町二町に續き檀那寺まで送り、こゝにて法要あるにて世の奢侈になり

ては、徒らに此葬儀を盛んにすること行はれ、徳川の代にはしばしば其の虚禮を戒められたるにて享和年間に、町方葬送の儀について先年より度々御觸れもこれある處近年心得違ひ、掛け無垢、小袖數多棺へ掛け目立候類も之れあるやに相聞え、不埒の至りに候、此上右體心得違ひの者も之れあり候はゞ、屹度御沙汰に及び候事(二話一言)と達せられたる如きは其の一例である。明治となりて寺檀の關係も自由に、且つ從來僧侶のみの取扱ひし葬儀も神道に於て式を擧ぐるものも生じ、基督教の儀式によるものもあり、時には何等宗教の儀式によらず告別式を行ふものもあり。送葬も東都にては多く此途中行列を廢し直に式場に會することとなり、葬儀の風も亦次第に一變すべき氣運に向ひ來つたのである。

服忌年回 父母を初め血族の者に死を出したる時は其の穢を忌みて神社等に詣でざるを忌といひ、平常の服を脱ぎ喪服をつくるを服といふ、徳川氏の世、林信篤に命じて定められたる服忌令により近親のみを擧げんに、父母の死には忌五十日、服十三月。祖父母の死には忌三十日、服百五十日。外祖父母の

死には忌二十日、服九十日。舅姑の死には忌三十日、服十三月。夫の死には忌三十日、服十三月。妻の死には忌二十日、服九十日。兄弟姉妹の死には忌二十日、服九十日。從兄弟の死には忌三日、服七日。子の死には忌二十日、服九十日。孫の死には忌十日、服三十日である。(和漢三才圖會)此の間は神社の鳥居を潜ぐるを畏れありとして避ける風が今も舊弊の人に存して居る。

死者の祭祀に對しては佛教にては四有の説ありて、生より死に至るまでの一身を本有とし、將に死せんとする一刹那を死有として、未だ生れざる間を中有とし、將に生れんとする一刹那を生有といふから現在の生は生有に初り死有に終り、未來の生は復た生有に初り死有に終る。此の死して未だ生れざる中有の間を早きは一七日、長きは七々四十九日とする。此に於て人死して一七日より四十九日まで追善の法要を營み、百日目には百ヶ日の法要あり。毎年其忌日を祥月命日といふ。此の事につき、眞俗佛事篇には

禮記に據るに親亡して十三月の祭を小祥といふ、一周忌二十五月の祭を大祥といふ、三年忌既に一周年三年の月忌を祥といふによつて此より以後毎

年の忌日も之れに倣うて祥月と名く之れ我が國俗の云ひならはしなり。祥とはさいはいと訓ず、凶服を去つて吉服に従ふ義なり。とありて、四十九日までには佛説により百ヶ日、以後は儒禮によりて出世の法を行ふとある。

第四節 年中行事

四方拜

大祭祀日 國家的の年中行事としては先づ四方拜を挙げねばならぬ。四方拜は人皇五十九代宇多天皇の時に初り、毎年正月元旦寅の一刻に、主上天地四方山陵を拜して年災を攘ひ寶祚を祈らせたまふの儀にて、今は午前四時、皇城内の神嘉殿に玉坐を設け、午前五時出御、伊勢兩神宮を初め天つ神國つ神等を御拜あらせらるゝの御式ありと洩れ承る。同三日には元始祭あり、二月十一日に紀元節あり、一月三日の元始祭は年の初めの御祭事にして、二月十一日の紀元節は神武天皇即位の日、明治五年、令して神武天皇即位の年辛酉を以て紀元とし、陽曆に換算して此の日を以て即位の日を記念として毎歲祭式を修

紀元節

大長節

せられ、四方拜、大長節と共に本邦三大節の一に算せられ、四月三日には神武天皇祭あり、三月と九月の彼岸の中日には春秋二季の皇靈祭あり、人皇第二代綏靖天皇より近く孝明天皇に至るまでの皇靈を祀り、七月三十日には明治天皇祭あり、共に追孝の意を申べたまふの御祭にして、八月三十一日には大長節、十月三十一日には同祝日あり。大長節は、

聖上の御誕辰を賀するの日にして、光仁天皇の寶龜六年の勅に、十月十三日はこれ朕が生日、此の辰に至る毎に、感慶兼ね集る、宜しく諸寺の僧尼をして毎年是の日轉經行道せしめ、海内諸國並に屠を斷つべし。内外百官鋪宴を賜ふこと一日、仍て此の日を名けて大長節と爲す、庶くは便ち斯の功德を廻らして先煎を度奉し、此の慶情を以て普く天下に被らしめん(續日本紀)とあるに初り、中頃、たゞ宮中に行はれしのみなりしが、明治となりて、復興せられ、國家の祝日として國民の祝ひことほぐこととなつた。十月十七日には神嘗祭、十一月廿三日には新嘗祭あり、新穀を神に供し、聖上御親ミコらきこしめして、豊熟を祈りたまふの御祭にて、踐祚の後行はるゝを大嘗といひ、年毎に行はせらるゝを新嘗と

新嘗祭

いふ。共に此の豊葦原千五百秋瑞穂國に於ける風俗と離るべからざる關係を有して居るものである。

新年の風俗 一月一日より三日間は家々雜煮を祝ひ、七日までを松の内といひ、門には注連を飾り門松を立て、十五日頃までに禮装して親戚知己などの間を回禮するの俗あり、これらの新年の風俗に就ては支那印度の傳説の混じ、これに道德的意義を付して頗る面白いものがある。曾て其の傳説を集めて左の記事を試みたことがある。

注連飾

純粹日本の風習にして遠く神代の昔より繩にて自己の所有地の境界を定めたるに萌し、今も繩張り内などいふ語の行はるゝもこれに由るが、こは天照大神の天の岩戸に隠れたまひし時、手力雄命大神を引き出したてまつりて中臣神、忌部神、いりぐめ、繩を其の後方にひき渡して此より内にかへりましどと申せし此のしりぐめ、繩こそ今の注連繩の濫觴にて、しめはしめ結ぶの意であるといふ。さて又これに齒染、ゆづり葉を用はるは、世諺問答には、齒染ゆづり葉は深山にありて雪霜にしほれぬものなれば、注連繩にかざりて同じく引き侍るにや」とあり、神道家の説には、齒染はもろむきとて兩側に葉の出でたるものなれば、夫婦の共に榮えんことを祝ひ、ゆづ

門松

門松

り葉は外の木と異りて新葉出で、舊葉退くものなれば、其の名の如く父子相續の意を寓し、燈は其の名の如く代々榮ゆべきを意味すと、これらも例の縁起を祝ふ思想より起りしものか。

徒然草にも、松は千歳をちぎり竹は萬代を限る草木なれば年の初の祝ひ事にたて待るべし」とあり、又藤原爲尹の立春の歌に
けさは又都の手振ひきかへて
千ひろのみしめしづが門松

とありて古くより行はれたると見ゆ、されど、歳時故實には例の付會説を立てて、門戸に松を飾ることは北天竺吉祥天の王を商貴王といひて三界に遊戯し諸星の探題たり、之れを天刑星と名け、娑婆界に下りて名を改めて午頭天皇と名く、南天竺の側に廣遠國あり、國王を巨丹といふ、巨丹、不仁なり、大王終に巨丹を亡して國を蘇民將來に給ふ、今の年の初の松は巨丹の墓しるしの木といふ、此本據は安倍晴明の著と稱せらるゝ、簡篋内傳に出でたるにて、同書には午頭天皇を毘盧遮那の化身とし、蘇民將來を天徳神として、備後風土記は又更に之れを付會して素盞鳴尊、南海の神女と通ずる時、日暮れて宿を巨丹將來に借る、許さず、其の兄蘇民將來に借る、之れを許す、尊大に喜び之れに報ひんとし、其後疫病流行の時、蘇民及び其の子孫に茅の輪を帯びしめて蘇民將來子孫といひて疫死を免れしむ云々と、此に於て蘇民將來は

風俗の概観

厄除けの神となり、其の符を得るの祭禮は我が國に諸方に行はる。素盞鳴尊のことは朝鮮に赴かれしことより付會したるか、余淺學にして未だ蘇民將來の出處を審みせず、いづれにしても外國の神たるや疑なし、一説には午頭天皇を素盞鳴尊とすると共に巨丹を八岐の蛇とし、簸の川上の翁を蘇民とし、稻田姫を歲德神とするあり、共にこれ付會信ずるに足らず。徳川時代となりて例の心學者の中には此の門松のことを報本反始の思想にて、昔、穴居の時代には門前には松なぞ生ひ茂りて、僅に其の境とせしは注連繩なりしを忘れじとの風俗なりといふ報本反始なぞいふ道徳的意義のありしや明かならねど古風を偲ぶ風習なりしや疑ひなし。

雜煮、重詰

報本反始的に考ふれば雜煮は尤も原始的の食物なり、守貞漫稿には「雜煮本名をほうそ、といふなり、五臓を保養するの意にて保臟と書すなり又或は稻紳家には煮雜といふ」と重詰に使ふ料も「ごまめ、数の子、昆布等皆な縁起を祝ふものなれど奢りたるはなし、三省録には「小笠原故實聞書に山海の珍味といふは、蕨、梅干、小母なり國土の菓子といふは柿栗の類なりとあり、因にいふ世俗年中の五節句、或は煤拂其の外、正月三ヶ日のおせ、ち、とて煮物には平日奢れる家々にても、此の料理に限り、多く芋、胡蘿蔔、午芴などの野菜に、田作のなまぐさをもて祝儀とするあり、これら古風の遺れるものといひつべし」とあり、これは純日本的にて別に付會せられたるものもなければ、鏡餅七草粥等に至ると例の三國傳來の付會説あり。

雜煮
重詰

鏡餅、七草粥

例の「歳時故實」は元旦の赤白の鏡の餅は巨丹の骨肉を表したるにて後人其の不道を懲さんとてなりとあれど、云ふに足らず、七草粥のことは例の「置蓋」の説によれば不動明王の七草の髮、惡鬼を降伏するにかたどりたるなりといふは云ふまでもなき付會の説、春の初めに、

芹、なづな、ごげう、はこべら、ほとけのざ、すいな、すいしろ

の若草を粥に混ざるは惡病除けなりと信ぜられ、今も舊式を守る家にては、蕨、庖丁、火箸、榎木、杓子、金杓子、茶箸、の七具を描へ歲德神の方に向ひて、

唐土の鳥が日本の土地に渡らぬさきになづな七草
とはやしたて、之れをきざむ。

小豆粥

正月十五日に食ふ此の粥に就ては「公事根源」に昔、他國の事にや蚩尤といふ惡人ありけるが、黃帝と申す御帝とたゞかひて正月十五日に殺されぬ、其の首は天狗となりて其の身は蛇靈となる、これによりて亥の時、小豆粥を煮て庭中に案を立て天狗を祭て、其の後、東に向ひ再拜してこれを食すれば年中の邪氣を除く云々と、小豆は小便を利し脚氣を消すの藥なれば邪氣を消す點は確かなるべきか、これは支那の傳説を付會したのである。

風俗の概観

鏡餅
七草粥

小豆粥

寶船

一富士
二鷹
三茄子

守貞漫稿に「正月二日、今夜寶船の繪を枕下にしきて寝るなり、今世禁裡には舟の米俵を積むの圖あり、民間に賣るものは七福神或は寶蓋等を畫き之れに一富士二鷹三茄子を描く、七福神は福祿壽、壽老人は支那道教の神、大黒天、辨財天、毘沙門天は印度波羅門の神、布袋は支那の佛僧、蛭子は日本の神、三教合同の寶船にのりて福の神とす、これに例の心學者流は道德觀念を付合して壽老人は壽命、大黒天は知足、福祿壽は人望、蛭子は正直、辨財天は愛敬、毘沙門天は威光、布袋は大量を示す、此の七つを心に體せば福なるべしといふ應機接物の手段としては面白し、一富士二鷹三茄子のことに就て矢野龍溪氏の「閑話集」に或る説を引いてこれらもと高きものをいひたるなり、而して其の出處は昔、駿州邊、幕府徳川氏の出でたる地より起りしなり、同地方にては昔高物盡くしをいへば第一は眼前に見ゆる富士の山、第二は足鷹山、第三は茄子の初物の價の減法に貴きこと、此の三者を集めて高きを表する諺に一富士二鷹三茄子と稱へたるなりといひ、更に自説を述べて「何れ高きものは低きものよりも立身出世を意味するが故に滿更ら不當とは云ひ難し、富士は兎に角二鷹三茄子の解釋は先づ此説で尤も當れるやうに見ゆ」といふ、さて

なかきよのとをのねふりのみなめさ
なみのりふねのをとのよきかな
と上より讀みても下より讀みても同じくなる歌を書するは守貞漫稿には「此歌全

浙兵制の附録日本風土記に見へて琴譜なり」とあり、夢おだやかなるべきを咒するの歌となりしならんか更に考ふべし。

左義長

一月十五日の曉に書き初めの文字又は注連飾などを焼くを唐土左義長といひて一般に行はるゝが、こは後漢の明帝の永平年間、佛法印度より支那に渡りしが、到十四年正月に五岳の道士等、帝の佛法を用ひたまふを悦ばず元日慶賀の次ぎに表を上りて佛教と道教との優劣を試みんことを請ひければ其の月十五日を以て兩教の學者を白馬寺の南門に集められしに道士善信等は右の壇上に道教の書を置き、經像舍利は之れを左の壇上に置き互に其の術を較べしに道教の書は皆な焼けて灰となり佛教は少しも損することなかりければ、帝、道教を邪とし佛教を正としたまひ、道士等皆な出家しけりと、これよりたふとやな左義長れりといふ意味にてとらうど左義長といふなりと、故事要言に見えたれど如何にや。

節句 古くは節供と書き季節に當るの日供膳を備へたるより初れる風に

て、昔は正月七日を若菜の節句とて祝日としたれど今は七日正月と稱し別に節句としての儀式なく、三月三日は桃の節句とて此の日雛祭の習慣がある。

此の起源に就ては一定の説なけれど、支那の上巳の風俗の我が國に傳はりし

風俗の概観

左義長

ものにて、太平御覽には漢の末に郭虞といふものに三人の女あり、三月上旬の巳の三日までに三女生れて三女並に死す、今に至るまで人これを忌み是月是日に婦女忌みて家に止らず、皆な東流の水の邊に行きて祓すとあり、昔は此日朝廷にて曲水の宴を行はせらるゝことありて、定家卿の歌に

唐人のあとを傳ふる盃の、

浪にしたかふ今日も來にけり。

とあるは此の事を詠むだので、此の曲水の故事に就ては、續齊諧記に掲ぐる所によれば昔、秦の昭王三月上旬巳河曲に置酒したまひし時、金人あつて水面より出で、水心の劍を捧げて君をして西夏をたもたしめば、乃ち諸侯に覇たらんといひければ、王立て曲水を爲すとあり。雛祭に就ては、貞丈雜記に

今三月三日に限りたる雛遊びの事を按ずるに、古は三月上旬の巳の日に巳の日の祓とて祓をすることありしなり。すべて祓といふ事は陰陽師の方より紙にて人形をつくりてをこすを其の人形にて身をなで息を吹きかけてつかはせば陰陽師祓を行ひて川へ流し棄るなり。かの人形に罪咎をあは

せてはらひ清めて災をのがるゝ爲めのまじないなり。其の紙の人形をあまがつともひながたとも、形代かたしろとも、撫物なでものともいふなり、かの巳の日の祓に用ひし



雛の色の

雛形の紙の人形を學んで後には木の人形を錦綾織物などにてかざりて内裏雛と名づけ、かの祓をしたるを學びて雛祭りとして祭ることになりたるなり、今もひなは紙雛本式とて金紙にて作りたるひなをも用ゆるなり。白紙を金紙に代へたる違ひはあれども紙雛を本式と申傳へたるは彼の巳の日の祓に用ひし人形の姿をうつし傳へたるものなり。

男子は五月五日に菖蒲の節句とて家々の檐端に菖蒲を葺き粽ちまきかしは餅等を

端午

供し、旗幟、甲冑、武者人形をかざり又は屋上に高く鯉の幟を立て、祝ふにて、これ亦其の初めは支那の風俗の我が國に傳はりしものにて、續齊諧記には屈原、五月五日に汨羅に投じて死しければ楚の國の人、これをあはれみて此の日に至る毎に竹の筒を以て中に米を入れて水に投じてこれを祭るとありて、今の世、五月五日に粽を作るを以て汨羅の遺風とし、公事根源には昔、高辛氏の惡子、五月五日に舟に乗りて海を渡りし時、暴風俄かに吹て浪に沈みけるが水神となつて常に人をなやます、或る人五色の絲を以て粽を爲して海中に投げ入れしかば五色の蛟龍となる、それよりして海神、人をなやませず漕ぎ行く舟も災難にあはずと申し傳へたりとあり、支那の俗、五月五日子を生むものは男は父を害し女は母を害す（風俗通）と爲し攘災の意にて行ひしを、我が國に入りては武者人形を飾ることゝなれるにて、或る人の説に我が國に此の風の起りしは光仁天皇の第二の皇子早良親王勅命を奉じて異國の船の我が邊海に來りしを伐たんとて山城國藤森神社に祈りたまひて五月五日に師を出し立どころに賊徒を平げたまひしかば今も藤森の大祭には武者の行列あり、此事いつ

七夕

か一般の俗となりて五月五日に武者人形を飾るには至りしなりともありて支那の俗の我が國に入りて一變したものであらう、七月七日も亦節句の一に算せらるゝにて俗に七夕たなばたとて竿に絲もて紙をつけて歌などをかきて星に向くるの風、今も地方に存す、こも古くは梶の葉に書きつけしと見えて古歌に天の川とわたる舟の梶の葉に、

思ふことをも書きつくるかな。（後拾遺和歌集）

とあり、此の風俗も亦支那より入りしものにて、此夜星を祭りて才能を願ふを乞巧奠といひしに基く支那の傳説には、天の河の東に天帝の子たる美麗なる女人あり、常に機を織りて年々勞役して殊に歡び樂むといふことなれば、天帝其の獨居を憐みて、天河の西に在る牽牛を婿に取つて彼女に與へられたれば、それより彼の女、樂に耽りて絹を織ることを廢しければ、天帝大に怒りて之れを呼びかへし、たゞ一年一度此の七月七日の夕、鵲の羽もて橋と爲して牽牛と相逢ふことを許された（聊那代醉篇）とある。九月九日の菊の節句も亦支那の重陽の俗にて、塩囊抄には最も奇怪なる傳説が掲げてある。

重陽

昔魏の文帝七歳にして位に即く、或る時相者の曰く御壽十五歳に過ぐべからずと、王これを聞て歎きたまふ時、彭祖といふ仙人酈縣の菊を献る、帝これを服して命を延る事七十なり、抑もこの酈縣の菊の藥なる因縁は周の穆王八疋の駒に乗りて中天竺の舍衛國に至りたまへり、時に釋尊靈鷲山にあつて法華を説きたまふ、穆王馬より下りて會座に臨んで佛を禮す、其時佛問ふて曰く、汝は何國の人ぞ、穆王の曰く震旦の王なりと、佛のたまはく善い哉、今此會場に來る、我に國を治むる法あり、汝持せんと欲するや否や、穆王曰く願くは信受奉行して民を安んじ國を治めんと爾の時世尊四要品の中の八句の偈を授けたまふ、法華の中の深祕の文これなり、穆王震旦に歸へりて後この文を祕して世に傳へたまはず、此時慈童と申す童子、穆王の寵愛に依て常に帝の傍に侍りしが、ある時慈童誤て帝の御枕の上をこえたりければ群臣議して罪科淺からねど、もと誤りに出でたるなれば死一等を減じて遠流に處せんと奏問し、終にこれを酈縣といふ深山に流しぬ、穆王尙ほ之れを憐みたまひて彼の世尊より傳はりし八句の偈の内を分ちて普門品にある二句

の偈をひそかに慈童に授けたまひて毎朝に十方を禮して此文を一返唱へよとぞ仰せられける、慈童酈縣に流されて鳥も通はぬ深山の奥にありて君の命に任せて毎朝此文を唱へけるが、若し忘るゝこともあらんかとして、傍なる菊の下葉に此文を書きつけたり、其後より此菊の葉に置ける露わずかに落ちて谷の水皆な天の靈藥とぞ成りける、慈童これを飲むに味ひ甘露の如く百味の珍にまされり、しかのみならず、天人花を擎げ、鬼神手を束ねて奉仕しければ虎狼の恐もなく、却て換骨羽化の仙人とは成りにけり、此谷水を汲むで飲みける民三百餘家、みな病なくして不老不死となれり、慈童八百餘歳を経て其貌少年の如し、魏の文帝の時彭祖と名を改めて文帝に此術を授け奉る文帝これを受けて萬年の壽をなす、今の重陽の宴これなり、それより後太子位に即きたまふ時必ず此文を授けたまふと。

昔は此の日に貴賤栗飯を炊き、菊花酒を飲み、壽を祝ひ、今も東都淺艸の觀音にては舊曆の此の日參詣人花を佛前に供して、佛前の菊を受け來れば逆さ事を見ずと信ぜられて居る。

佛教と行事 節句の支那系統なるに對し、印度系統に屬するものには佛教の教主釋迦牟尼佛の降誕したまへる四月八日には佛生會を行ふこと早く推古天皇の時より初り古く宮中に於ても灌佛會を營ませられしほどにて、今も諸方の寺院には花御堂を立て、佛像を安置し、之れに甘茶を溶びせるの風あり、地方によりては、此の日を休日として寺に詣で、屋上高く花を供するの風遣れる所もあり、東都にては近頃佛徒の手によつて各所に盛んなる降誕會行はる、此の日佛像を溶せしむることは、沐浴像經の偈に「我今ま諸如來を灌沐し、淨智莊嚴して功德聚り、五濁の衆生をして垢を離れしめ、願くは如來の淨法身を證せん」とあるに基く、春秋二季に彼岸の法要あり、彼岸に就ても亦曾て記したことがある。

彼岸 (春秋兩度)

「善庵隨筆」には「春秋の二分は、日、正東に出て正西に没する故に、天竺の俗これを時正といふ由なれど、此時に彼岸會を修することは佛經に所見なし、但し「阿毘曇論」には二月春分を以て歲初と爲す、劫初の日月下生の日とする故にて彼の論の日

月行品に云ふ。「此の時最初に日月、世間に下生す、相去る甚だ遠し、日は東佛提の中央に下り、月は西羅耶尼の中央に下り、光明遍照四天下に滿つ、日一半を照らし月一半を照らす云々、是の故に梵曆には春分を以て曆元と爲す、宿曜經にも亦此の春分を以て曆元と爲す旨を記し又云ふ大唐には寅を建つるを以て歲初と爲す、天竺にては卯を建つるを以て年首と爲す云々とあり、是れ乃ち唐土日本の春分は天竺の歲首なる故に世俗皆之を祝し、佛家には此日を吉日とするなり、八月秋分には日輪又再び赤道線を通る故に時刻春に同じ、天竺には自恣時と爲すなり、彼岸と名くることは一向據なく、十六觀經の「日想觀の文に正坐して日に向ひ日を諸觀し想を専らにして移らずんば日没せん」として狀態鼓の如きを見んなどありて日想觀は必らずしも、時正に限ることにはあらざれども、淨家にて時正は日正東に出て、正西に没すれば日想觀の時節とせるより其徒この時に乘じて一七日の法筵を開き談義說法し、没日を觀念するより西方淨土を識知せしむるの因を以て「彼岸會」とは名つけし、この彼岸會を曆に載する故は昔時談義說法は比叡山の坂本に限り二十ヶ所談義所ありて能辯の僧出席して說法することにて他の寺院などには絶えてなかりし故に都鄙善信の男女坂本に群集して聽聞するもの彼岸の時節を辨知せずして毎度迷惑せし故、叡山より曆家に請ひて曆本に書きのせもらひしよりいつとなく時候のやうになりたるなり、彼岸の義は「譯名義集」に「波羅密諸經論中多く到彼岸と繚す、生死を此岸と爲し涅槃を彼の岸と爲し煩惱を中流と爲す、菩薩無相

の智慧を以て禪定の舟に乗り航して生死の此岸より涅槃の彼岸に到る故に知る
 理定を以て波羅密を明すとあり、時正には少しも關係する所なしと、「佛說彼岸功
 德成就經」に曰く「疾く佛道を成せんとせば汝等當に知るべし二月七日晝夜同時
 の時に於て一切の諸佛三世の世尊及無數萬億の菩薩法を説きて衆生に樂を與ふ」
 云々とこれ彼岸法會の由來ならむ。

此の日諸方の寺院にては法要の行はれ、今も三々五々參詣を絶たず、且つ此
 の日を以て祖先の墓所に詣づる風がある。

孟蘭盆も亦我が年中行事の主要なるものにて七月の十三日死者の靈を迎
 ふるとて家々佛壇を飾り、食を設け、十五日は精靈送り、十六日は地獄の釜の開
 く日などと稱し、地方によりては此の間盛んに盆踊を行ひ、正月と共に一年の
 娛樂日である。其の起源に就ては曾て人の問ひに答へて左の如くいうたこ
 とがある。

孟蘭盆

孟蘭盆 (七月十五日)

「佛說孟蘭盆經」を按ずるに昔、目連尊者、其母の餓鬼道にうまれて倒懸の苦を受け飢
 渴にせまるを見て飯を盛りて之れを進められしに母これを食べんとすれば忽ち
 化して火となりければ尊者大に悲しみてこれを佛に白しければ佛の言く汝の母、

罪重し汝一人の力を以て如何ともすることあたはず、十方の衆僧の力を以て母の
 苦を救ふべし、七月十五日に至て七世の父母、現在の父母厄難の中に在るものゝ爲
 めに百味五果をそなへ以て盆の中に置き、十方の僧を供養すべしと、佛、衆僧に勸し
 て皆な施主の爲めに七世の父母を咒願せしめ然る後、食を受けしめたまふ、是の時、
 目蓮の母一切餓鬼の苦を脱する事を得たり、こゝに於て目蓮、佛に白して曰く未來世
 に於て佛の弟子たらん者孝順を行はんには今この如く孟蘭盆の供養をなして可な
 りや否や、佛言く大に善しとあり、これ孟蘭盆會の起源ならむか、この孟蘭と云ふは
 天然の語にて譯して倒懸といふ倒懸の苦を救ふの供養の意なるべし、「釋氏要覽」に
 曰く孟蘭盆は佛者の孝を申べ恩を報じ苦を救ふの要、目蓮、母を救ふを以て始めと
 爲すと、我が朝にては天皇の朝より初る、此孟蘭盆に燈籠をとぼすことも古くより
 行はれしことと見えて藤原定家の「明月記」に、寛喜二年七月十四日に近年民の家に
 今夜長き竿を立て其末に燈籠の如きものをつくる旨記されたり、我が國にては齊
 明天皇の三年孟蘭盆會を飛鳥寺の西に設けられしを濫觴とす。

盆踊の風俗は古來我が國に行はれし歌垣の風の一轉してかくは男女相交
 り歌舞するに至つたのであらうとの説がある。

大祓井に雜事 古來六月、十二月の晦日に大祓のことあり、中にも六月の祓
 は水無月祓又夏越の祓といひ、各地の神社は先づ其の氏子に紙にて人形をつ

六月祓

風俗の概観

くりたるものを配布し、氏子は之れにて全身を撫で氣息をかけて邪氣を悉く此の形代に付して之れを神社に納むれば、神社にては當日祓の式を行ひ之れを川に流して其の邪氣を攘ふにて、此の式に茅の輪をかゝることは、備後風土記に、午頭天皇が後世疫氣あれば、汝は蘇民將來の子孫といひ、茅の輪を以て腰上に着けと云はれしに基くといふ。此の午頭天皇蘇民將來のことは我が民間信仰に多大の關係を持つて居るので、已に新年の風俗にも此の傳説が存して居るやうに、各地方の風俗を見る上に記憶せなければならぬ神である。十月二十日には惠比壽講とて商家之れを祝し、吳服店などにては惠比壽切れとて絹帛の小片を賣り、關西にては誓文拂といひ、今もいと盛んに賣り出す、此の日惠比壽を祀ることは、本朝通記に推古天皇九年三月、聖德太子始めて市を設けて商賣を教へたまふ、このとき蛭子神に誓ひて商賣鎮守の神としたまふとあり、理齋隨筆には十月に惠比壽講とて商家の祝ふも、聖德太子に初れりとある、これ亦年中行事の中に加へらるゝもの、十二月二十二日の冬至には昔は唐の正月といひて之を祝し、今も舊式の家にては雜煮を造りて之れを祝ふこ

とあり、冬至は三至とて陰の至陽の初めて至り、日行南に至るといひ、白虎通に此日陽氣微弱なり、王者天に承けて物を理む、故に天下を率ゐて靜かにして役を行はしめ、微氣を助け、萬物を成すとあつて、支那の俗一陽來復を祝するに倣うたのである。此の外節分、初午、亥の子等の俗間行事あれど、そは東京其他の年中行事を説く時に譲る。

四時の行樂 氣候は中和、風光は明媚なる國土に住する我が國民の年中行事には四時の行樂を逸することは出来ない。一月は初春の賑ひに夢と過ぎ、二月やうく梅の蕾の綻び初めてよりは、雅客の春を尋ねて杖を曳くもの多く、三月の末には早や彼岸櫻咲き初め、四月に入りて桃の花も見頃となりて、近郊に杖を曳けど、一年の行樂中尤も賑やかに且つ尤も一般的なもの、は此の月に行はるゝ花見に如くはない。老いも若きも、都も鄙も、花に浮かれ、花に狂ひ、土地さまくの花見風俗は、確に其の地方性を發揮し、慈姑の煮込みや焼き鰯に狂歌亂舞する東都の花見、綺羅を飾りてしとやかに蒔繪の重箱を開く京都の櫻狩等とりく趣がある。山に近き地方は蕨狩の樂み、海に近き所は汐

夏の登山

月と虫

紅葉と菊

雪

千狩の遊びあり、五月より六月にかけては躰躰、藤、牡丹、菖蒲等各名所の地ありて人のいたるを待ち、夏に入りては螢狩の兒女を喜ばすあり、酷暑となりては之れを避けて温泉と海水浴場との賑ひとなり、いづれも雑踏を極め、其の外に近年盛んとなれる登山の風は宗教的意義に於ける富士御嶽等の登山の外に遊樂を目的とするもの、探險を興とせるものも出來て、日本アルプスの諸高山にも金剛杖を曳く人を生じ、九月となりては秋風早や艸露を訪れ、都にては雅客の夜を近郊に更かして、唧々の聲に吟情を寄するあり、今宵ぞ秋の最中なりける月夜には、鄙にも月見の宴は催され、陰曆八月十五夜には薄を挿し團子を供へ、同九月十三夜には栗を供するの風あり、十月は菊花の好時節にて都會には菊人形等の催しあつて、菊見も亦行樂の一つである。此の月より木々の梢に紅葉して十一月は紅葉狩の好時節、春の花の賑ひには比すべくもあらねど、近年汽車を利用して都人士の遠遊を試みるものも亦少なくない。遊び好きなる我が國民は、嚴寒肌を裂く冬の日にも尙ほ、いざさらば雪見にころぶ所までと洒落れるものもある。

第五節 趣味娛樂

歌垣と盆踊 我が國上古の俗に歌垣又は嬬かひと稱するものあつて、男女一所に集會し和歌を詠じて心を通じ求婚の媒を爲したことがある。常陸の筑波山の如く、男峰女峰並立し、中を流るゝみなの川戀ぞつもりて淵となりぬる所に春の花咲く頃、又は秋の紅葉の節、東國の男女相集りて嬉戯せしは有名なるもので、萬葉集に高橋廣虫廣虫が筑波に上りて嬬を爲す日よめる歌がある。

鶯のすむ筑波の山を、裳はきつもの、津の上にて、いざないて、おとめをとこか、ゆき集ひ、かがふ嬬に、人妻に、われもよじらん、わがつまに、人も言問へ、この山を、うしはく神の、はじめより、いさめぬわざぞ、けふのみは、日ぐしもなみに、ことも答むな。

これによつて其の狀を推すべきである。尙ほ常陸の條に於ても説くが、此の外に有名なのは肥前の杵島山で、これには比賣神ひめがみ女比古神ひこがみ男御子神の三峰相連る所に男女相集つて

あられふる杵島がたけを、さがしみて、

くさとりがてに、いもがてをとる。

と歌つたやうである(肥前風土記)都近くは攝津の歌垣山に此の戯れがあつたといひ、續日本記には天平六年二月天皇聖武天皇朱雀門に御して歌垣を御覽になり、男女二百四十餘人、五品以上風流あるもの皆な其の中に交雜すとあり、又寶龜元年の條に、男女二百三十人、歌垣を供奉す、其の服並に青摺細布衣を着け、紅長紐を垂れ、男女相並び行を分つて徐ろに進み歌ふて曰く、

乙女等に、をとこたちそひふみならず、

にしの都は萬世のみや。

其の歌垣の歌に曰く

ふちもせも、さよくさやけし、はかたがは、

ちとせをまちて、すめる川かも。

歌毎に曲折、袂を擧げて節を爲すとある。初めは男女相集りて嬉戯せしものが、終には一つの舞踊となつて觀覽者も生じたものか、其の後和歌を以て男女相思の情を寄せし王朝の殿上は一種の歌垣の如き風を現じ、淫靡の俗、文弱の風は帝都に満ちたやうであるが、各地歌垣の跡は絶えて其の遺風とも思はるゝ

は今も各地に行はるゝ盆踊で、嬉遊笑覽には行風が、夷曲集の序を引き、孟蘭盆になれば、をの童は、山寺の御兒、縮折から接待の茶筌がみにゆひなし、友達こよとて、小手招く、しかもゆかたの廣袖を着、乙女等は鬢のかみの經ぬの、島田髷夕風の吹返しにゆひて、いざどろといふより、手拍子とり、足とりする、十五夜の月の輪の如くにこそ踊れとあり。寛文の頃、後水尾天皇、諸國に勅して盆踊の唱歌を集めたまひしと傳へらるる、諸國盆踊りの歌、武藏の部には

みやこまさりのあさくさ上野、

はなのはる風をとさへる。

こゝをどこぞと船頭衆に問へば、

こゝは梅若すみだ川。

尾張の部に

女すきなら八丈へゆきやれ、

八丈むかしはおなご島。

等あるは其の一斑である。歌垣が素朴なる上代人の嬉戯であつた如く、此の

盆踊は素朴な地方人の嬉戯である。其の風俗に就ては尙ほ第二篇以下で説くことにする。

和歌

文藝趣味 山水は秀靈なり、人情は敦厚なり。自然と人事共に心を樂ましむる我が國に於て文藝趣味は夙に各人の情緒に觸れて、素盞鳴尊の「八雲たつ出雲八重垣、妻ごめに、八重垣つくる、其八重垣を」と仰せられし昔より和歌は言葉の花として尊重せられ、紀貫之の「古今集」の序には、やまと歌は人の心をたねとしてよろづの言の葉にぞなれるける」とあつて古來和歌の徳を尊んだもので三十一文字に人情の機微を罩め、自然の風物を叙し來つたので、支那文學の渡來と共に漢詩は漸く行はるゝに至りしも、そは主として上流の智識階級に止り、それも唯だ唐風を模倣したるのみで、眞に自己の情緒を述べ且つ一般に理解せらるゝものは、云ふまでもなく和歌であつた。其後禪風の輸入と共に詩と禪と相離れず、終に漢詩漢文を中心とする五山文學を現出したがこれ亦僧侶階級に止つて一般と共鳴せず、徳川氏の文教興隆と共に漢文學の盛行を來し、學者と云はれ、文人と云はるゝものは皆な平仄を弄び韻字を探り漢詩を

漢詩

狂詩

作らざるものなきに至り、斯道の名手も出で頗る盛んであつたが、もと／＼支那の音韻に基き我が固有名詞をも之れを支那化せなければ詩に入るゝことが出來ないものであるから依然一部の階級に止つて平民文學たることは出來なかつた。此の漢詩の變形に狂詩といふものがある。これは漢詩の方式によつて韻字を踏んでは居るが、必ずしも平仄に則らず、自由に俚語を混用し滑稽洒脱を旨とし能く通俗に理解せられ、文字あるものゝ消閑の戯となつた。太田南畝は寐惚先生と號し盛んに此の戯を爲す。

江戸四季遊四首

上野ト兼ニ飛鳥ト。 花開ヒガク日暮シ里サト。 三絃サンゼン茶辨當チハンタウ。 多有オホクニ寐惚ノ裏ウラ。

右 春

川長カハナガシ兩國橋ニクニクハシ。 花火トホル燃ヒ前後ノ。 歌響ウタノコエ屋形舟ヤナフネ。 皆翻みな妓子キコ袖スベ。

右 夏

七月シチグヒ乍ヒト涼出スズシ。 揚舟ユウフネ土手通ツチノトヲ。 燈籠トウロウ多オホクニ見物ミモノ。 盡入ツクシ大門カド中ナカ。

右 秋

忽聞トクニ顔見世オモて。 番付ウラナヒ賣人聲ウラヒトノコエ。 正是オノトキニ芝居好シバノコトヲ。 應下オウゲ段ノ夜霧ヨルキ行上ユキアガリ（寢惚ノ文集）

風俗の概観

連歌

の如きは其の一例である。もとは自然の聲なりし和歌も時を経るに従ひ古語は難解となつてたゞ文藝の上へのみ形を遺し、古へは自由なりしものも漸次形式に囚はれ祕事傳授などと稱し技巧の末に流るゝ頃に至り、連歌なるもの起つて甲の上の句を詠めば乙、下の句を和し、それに丙又上の句をつくるてふ文藝上の遊戯にして古くより行はれしが足利氏の末、花本の宗匠と名けらるゝ宗祇の出づる頃より盛んとなり、次で宗長、肖柏等の名手あつて大に世に行はれた。『嬉遊笑覽』に「歌にさまざまあり、筑波の神詠をはじめ、上の句にも、下の句にもあれ、二人して一首の歌をつくる。これ古の連歌なり。撰集には金葉集に始て連歌の部を立てられたり」と、『北窓瑣談』に

古昔は連歌にて狂せし事多し。書本大和比事に出たる和州の僧の飛鳥香味噌を大臣殿に奉るとて

きのふ出てけふもて參るあすか味噌

と申せしに、大臣とりあへず

みかの原をやすぎて來つらん。

西行、津の國に行脚の時、尼の手づから板屋根をさし居けるを見て、

賤が板屋を葺きぞ煩ふ

といひけるに、其の尼

月は洩れ雨はとまれと思ふにぞ

と付たる。宗祇の伊勢行脚の時、小兒の木に登るを見て、

つるくゝと猿より軽く木に登り、

といひしに、小兒見かへりて、

犬のやうなる法師來れば

と付たる。近世萬治の禁裏炎上の時、公卿皆な遁げ迷ひたまひし中に、清水

谷殿、風早殿を呼かけて

風早ときくも恐ろしけふの火に

と宣ひしに、

清水谷とて焼ものこらず

とつけたまひし、郡山侯今より二三代以前の侯にや。近衛殿の歌の御門人

なりければ或る時上京のついでに參られけるに、折ふし雨降りければ、五月雨にやうこそきたれみのの守と遊ばしけるに取あへず

あの江この江をさぐる鶴つかひ

とつけられける、これらの類皆な連歌の狂體なり。

此の連歌の遊戯は我國民の趣好に投ぜしと見え、今も各地に連歌傳説とも稱すべき一種の口碑の散在するを見る。連歌の狂體はやがて俳諧體となつて専ら滑稽逸興を旨とするに至つた。蓋し俳諧とは滑稽の義にて、貞丈雜記には、俳諧師といふもの古はなきものなり。近代のことなり、俳諧歌といふ歌は古今集にもあり、上古よりあることなり、俳諧と書いてたはむれごとと讀むなり、常の歌の如く正直によまず、詞をあやうりてたはむれたることをよむを俳諧歌といふものなり、其の體をまねて連歌にたはむれことをいふは、俳諧の連歌といふ、これ今の俳諧といふものなりと、この俳諧より上の句のみを獨立せしめたるを發句といふ、十七字の中に詩想を罩めたるもので初めは、雛祭り

俳諧

發句

川柳

人形天皇の頃かよとよとか、月こよひ惡七兵衛と名乗りけりといふやうな滑稽諧謔を旨としたものであるが、芭蕉庵桃青出でて正風を興せしより風雅の道之れに備はり、十七字詩は日本の平民主學として僅に字を知るものは之れを弄ぶを得るものとなつた。此の變體に狂句といふものがある、北窓瑣談にいふ。

江戸に一種の發句あり。其集を柳梅と名付く、甚だ卑俗にして文雅の人の弄ぶべきものにあらざと雖も、よく人情の委曲、世態の變化を述ること妙に入りて、しかもおかしみを帶び、其の句をよめば如何なる憂鬱の時も顔を解かずといふことなし一兩句を擧ぐるに、

居候こげがすきぢやとたんと喰ひ、

ともすれば二條の后すれさがり、

其ねだはよしやれくと最明寺、

是等の類彼の集に多し。

と、其呼んで川柳といふは柄井川柳といふもの盛んに此の狂句を吐きたるによるといふ、此の外冠つけとて初の五文字を題としてさて次の七文字五文字

冠り付
狂歌

をつけるにて、「うつくしや」といふ題に、などといひしもつひ卒都婆と付くる如き類で文字の遊戯として下層にまで浸染したものである。其の他和歌の狂體のものとして狂歌なるものがある。先きに狂詩の例に挙げた太田南畝又蜀山人と呼び、四方の赤良と名乗り、盛んにこれを咏ず。

生酔の證者を見れば大道を

よこすぢかひに春は來にけり、

春なつのちかしき中を猶更に

かきをせよとやさける卯の花、

ほとゝぎすなきつる跡にあきれたる

後徳大寺の有明の顔、

風鈴のりんとひゞきし秋風は

萩の上葉の一文の錢、

神々の留守をあづかる月なれば

馬鹿正直に時雨ふるなり、

の如きはこれである。等しく文藝の上に算すべきも其の頗る卑俗なるものは地口又は語呂口合といひ。語勢の似通ひたるを以て洒落と爲すものにて

地口

ヒラミヨイムナヤコト
一二三四五六七八九十

を

夫婦喧嘩いつも長屋小言

といふの類にて東都の祭禮などに地口行燈としてさまざまの繪をかき、例へば猫を負う姿をかいて

回向しようとして御姿を(猫をしようて負う姿)

湯婆午莠を椀一杯描きて

今頃は半七さん(湯婆こんぼつは椀一杯)

の如きものを見るは皆な此の文藝的遊戯の尤も卑俗なるものである。

雅遊趣味 趣味を同うする人々の相集りて詩歌の優劣を競ふ詩合せ歌合せは王朝の昔より盛んにして、降ては俳諧の運座さては狂歌合せに至るまで文藝上の遊びの行はれたる外に、香合せといふこと行はれて天然の香木又は種々の香を調和したるものを薫じて弄ぶにて、早く王朝の頃より行はれ、足利氏の世に至りて一道となりしと見え、本朝世事談綺には

香道

風俗の概観

東山慈昭院殿、始て香道の法を立てらる。抑も名香二十種を左右に分ち、優劣を争ふ。これを名香合といふ。其の外十炷香、競馬、花月、源氏、吳越等を初め凡そ六十三品の法あり。所謂祕傳の香は連理香、蹴鞠香、星合香。十種の名香は東大寺、法隆寺、逍遙、三芳野、枯木、法華經、紅塵、八橋、中川、盧橘等なり。此の外追加六種の名香、又五十種の名香あり、又七十種の名香、百八十六種の名香をはじめ、數品の香あり。名香本朝へ渡るは虎關異制庭訓にいふ、天平年中百濟國より始て名香を貢獻すとあり。

とあり。此香道は堂上家にては三條西家之れを傳へ、民間には志野流、米川流等あつて高尚なる遊戯として行はる。其他殿上人の遊戯としては蹴鞠の戯夙に行はる。「同書に

用明天皇の朝にはじまる。(埃囊抄、皇極天皇の朝、中大兄、中臣鎌子など法興寺の楓の木の下にて鞠を打つといふ事、日本紀に見えたり。七十七代後白河院、みづから庭におりたち給ふ時に大納言成道卿妙術ありて、あり、おふの二神、常につかへ給ひしとなり。其後難波頼輔朝臣、飛鳥井雅經卿、兩流をはじめられたり。今に至て鞠の御家といふ、

とあり。これらの殿上人より傳はりしに引き代へ、武家の代に至つて起つたのは茶の湯の遊である。茶は前にもいふ如く嵯峨天皇の頃より書史に現は

れたれど採茶調茶の法の傳へられたのは本邦臨濟禪の初傳者たる榮西禪師からで禪風と共に持て囃され、足利義政の頃に至りては茗燠のこと盛んに行はれ、當時南都稱名寺の僧珠光、始めて臺子の式を定め、茶の湯の祖と云はる。珠光と同時に相阿彌あり、珠光の門に紹鷗あり、紹鷗の門に今井宗久、津田宗久、千利休あり、中にも千利休は茶を以て織田豊臣二氏に仕へ、起坐進退の式を設け、大に斯道を盛んならしめ、後世茶をいふものをして皆な千利休を推さしむるに至り、居室の構造、庭園の築造、飲食の調理、書畫骨董の鑑定さては焚香插花のことまでも斯の道と離れざる關係を有し、徳川氏の時代には上は大名より下は町家の隱居に至るまで少しく風雅の氣あるものは皆な之れを弄ぶに至つた。插花は佛教の渡來と共に佛前に供することとして行はれしが、この一定の法に従ふに至りしは足利義政の頃よりにて相阿彌此技に長じたりしが、京都六角堂の執行池の坊は世々此の技を傳へ、慶長の頃池の坊専好なるもの出て、大に先人を凌ぎ、數品の花枝を一瓶に挿み、山水の形などに模して頗る巧緻を極むるに至つた。其の他盆栽、盆石等の雅なる遊もあるが今は略する。

圍碁と將碁 邦人の娛樂として今も一般に行はるるものは圍碁と將碁とである。碁は支那より傳つたので、廣博物志には桀の臣烏曹之れを造るとあり、或は堯之れを造りて子の丹朱を教ゆとか、舜之れを造つて其の子商均を教ゆといひ其の日本に渡りしに就ても或は吉備眞備、唐にある二十年之を傳へて歸りしといひ、又僧辨正入唐留學して之れを傳へたともいひ、後陽成天皇の時寂光寺本因坊、日海法印、天下の巧手と稱せられ、爾來本因坊は天下の碁所となり、祿を與へて兵法の一助となるものなりとて之れを獎勵せしより此の道大に行はる(和漢三才圖會)、碁は十九行三百六十一行、心を一秤の中に收め、輸贏を方野の間に角す、其の間雜念なきを以て之れに遊ぶを高尙なることとして居る。將碁又は象棋とも書く、嬉遊笑覽には、神巷談苑を引きて、此の國の象棋は誰か始めたるや知らず、されど久しきものなり、近衛院の康治元年九月攝政頼長の新院にまゐりて源師長と象棋したりしこと、著聞集に見えたりといへり、されどこは大象棋なりと、今行はるゝは縦横九間、總計八十一、和漢三才圖會は「馬數四十枚、一方の王、點を加へて玉字の如くし、金將極官左右にあり、銀將之れ

に亞ぐ、飛車は大將の如く、角行は副將に似たり、前三間を我が陣と爲し、向ふ三間を敵陣と爲す、もし敵陣に入れば銀將以下歩兵に至るまで皆な翻て金と成り、飛車は龍王と爲り、角行は龍馬と成り、唯だ金將極官故に易へざるのみ、凡そ敵馬を擒捕すれば復た用ひて我が黨と爲すが故に千變萬化盡くるなきなりと形容して居る。これも亦兵法の一助となるべきものとして、後陽成天皇の時、當代の名手大橋宗桂に祿を賜ひしより、斯の道大に行はれ、圍碁の流行の範圍の下層に及ばざるに反し、之れは下層社會にまで及んで今も持て囃されて居る。

舞樂趣味 歌謠舞樂を以て人の心を樂しましむるは何れの國も古代より行はるゝことにて、我が國にも早く天照大神の天の岩戸に神隠れしたまひし時、天鈿女命、天の香久山の日陰蔓を盞として眞折蔓を斗手襪にかけ足踏み鳴らして躍りたまひしを初とし、舞樂は神慮を慰むるの式として用ゐられ、久米舞、古志舞、隼人舞、國栖舞など起り、和琴和笛と合奏して舞はれ、佛法渡來と共に傳習せられし唐樂、狛樂も亦佛法の隆盛と共に盛となり、王朝の末には和樂に

外國の樂器を交へて舞ひ奏づる風も出來、今も神社の祭式などに古雅の舞樂の遺れる神樂は此の時代に淵源すと見え、日本風俗史には、神樂といふ、其の章曲を定めしは貞觀年間の撰を最も古しとし、歷朝これを神事に用ひらる。延喜廿一年に再び勅撰ありしが今傳はる所の三十八曲は圓融、花山帝の頃、一條雅信の選定せしものなるべしといふ。後世伊勢、石清水、加茂等の大社には古來傳習の神樂あり、また諸國の神社にも古雅舞樂の殘れるものあるは當時の正式の神樂の遺れるなるべしとある。もとは民間の俗謠なりしものを其の頃より顯貴の家にも行はるゝに至りしものに催馬樂なる風俗舞がある。これは多く笏をとつて拍子をとる、笛、箏、篳篥を以て合奏するにて、其の名けて催馬樂といふに就ては諸説ありて、昔諸國より貢物を大藏省へ納めし時民の口ずさみにうたひけるうたなればかく名づくるといひ、又は其の初に出でたる吾駒の歌即ち萬葉集十二にある

いて吾が駒、早くゆきこそ、まつちやま、すつらむ妹を、ゆきて早や見む、とある初の二句は馬を催す詞なるよりかく名けたるならむ(玉勝間)といふ。

此の催馬樂の遺風今も邊陲の地に遺つて居るといふ考證もある。日本風俗の新研究次で猿樂、田樂あり、猿樂はもと散樂にて俗樂を指すを訓により字を假りて猿樂とも申樂とも書くものにて、扮戲人をして抱腹せしむるものなりと。貞丈雜記にいふ、

猿樂又申樂ともかくなり、觀世、今春、金剛、寶生を四座といふ、今は猿樂と云はずして能役者といふ人多し、又役者とばかりもいふ人あり。役者とばかりいふまじきことなり。何としてもすべて役を勤るものは皆役者なり、猿樂と名づくること、眞の智恵あらざるを猿智恵といひ、眞の蜻蛉にあらざるを猿蜻蛉といふ如く、眞の樂にあらざる故猿樂といふなり。一説に山王の猿が舞ひ始めし故猿樂といふ、又神樂の代りに神前にて舞ふことある故、神が字のつくりを取て申樂といふなどいふ兩説は誠としがたし。

と。田樂はもと農夫が作物豐饒を祈る樂にて田植の時などに之れを行ひ其勞を慰めたるにて古くより行はれ終に帝都に入りて都人士まで之れを模するに至りて此に田樂法師なる専門家を生じ本座、新座を分ちて之れを傳習し種々の伎を演じ、彼の北條高時の如きは之れに耽りて政事を抛却したといふ

能樂

ほどであつたが後には次第に衰へて猿樂の爲めに壓倒せられ今は神社の祭事に其の面影を存し其の猿樂も亦足利義滿の時大和の人結城清次猿樂に堪能なりければ召して之れを觀阿彌と稱へしめ其の子元清も亦此の技に長じ世阿彌と稱し此に觀世の一流を生じ此の父子從來の猿樂の能に諸々の工夫を加へ且つ盛んに新曲を造り歌を謠といひ舞を能といふに至りて滑稽なりし猿樂の風は僅に今の狂言に遺りて能は狂言と分れて人情を穿つ高尚なるものとなり其の囃子も大鼓小鼓太鼓笛等を用ふることとなり。徳川氏の世大禮ある毎に之れを行ひ士民の間に流行して裝束をつけずして舞ふ仕舞樂器に伴はずして歌ふ謠ひの一節二節少しく心ある人の知らぬを恥づることとなり。殊に其の謠は婚姻其他の祝儀に欠くべからざるものとして行はれて今日に及んだのである。此の外に足利義政の頃越前の桃井直詮幼名幸若丸によつて初められた幸若舞といふものあり戰國武將の間に行はれ徳川氏の世にも特別の保護を與へられて居つたものがあるそれは越前並に筑後の條下で述ぶることとする。

幸若

琵琶

音曲の趣味

猿樂の盛んに行はれて音曲として専ら笛太鼓を用ひし時別に琵琶法師なるもの起りて人情を歌ひ出すこととなつた。琵琶はもと支那の樂器にして我が國に傳はりしは承和年中入唐した藤原貞敏が特に此の技に長じて居つたからであるが其の後後鳥羽天皇の頃信濃前司行長が僧となりて平家物語を作り平家盛衰の物語を替僧生佛に演ぜしめてから平家琵琶なるものが盛んに行はるゝこととなつて我が武士の情懷を動かせしことは決して少なくない此の平家を本とし幸若其他の歌曲を加へ別に其の頃世に行はれし説經節歌念佛等を參加して出來たのが淨瑠璃で俗説には織田信長の侍女小野も通が源牛若丸が三河矢矧の長者の娘淨瑠璃姫に忍び通ふことを藥師(淨瑠璃光如來の十二神將に因みて十二段に造りたるに初るとあるは信じ難さも其の頃より此の節行はれ初めは扇子にて拍子をとりしが其の頃琉球より三味線渡り來り蛇の皮にて張りたる二絃のものを文祿の頃石村檢校の之れを傳へて猫の皮を張り三絃としたるを(日本教育史)慶長年間盲人澤住瀧野の二檢校其の技に出で之れに淨瑠璃を合すこととなりて盛んに行はれ

淨瑠璃

終に之れに合して人形を操ることとなり、此の檢校の門に薩摩淨雲なるものあり、江戸に來りて大に其の技を振ひ、其の門に虎屋源太夫なるもの京に上り、源太夫の門に井上播磨掾あり、其の門に竹本義太夫ありて、義太夫節の祖となり、外に文彌節、一中節、豊後節あり、更に轉じて新内常盤津、清元となつて、今尙ほ盛んに都鄙の間に行はる。

一方此の淨瑠璃の一要素となつた説經節も初めは、さゝらを摺りて歌つたものが三味線を利用してさまざまの因縁話さては人情物語に興味を添へ、初めは鉦に合せし歌念佛も次第に墮落して御詠歌の類を端物とし、別に刈萱物語の如き段物を生じ、其の本流ともいふべきものは今も田舎に残りて佛事法要の際に老嫗によつて語られつゝあるは關東附近に於て往々見受くる所であるが支流は淫靡の體に流れ、初めは山伏の錫杖を振り、法螺貝を吹きて神佛の緣起を説きて之を祭りし祭文も亦説經節歌念佛等を加へ、三味線に合はすこととなり、ちよんがれ、或はで、ろれん祭文となり、下層の間に行はれしが、これに講談淨瑠璃琵琶等の添加せられて終には今日世に持囃さるゝ浪花節の源

流となつたのであらう。

予曾て信濃路を旅びして祭文語りに會したことがある。當時の紀行にいふ。

宮越より藪原、奈良井などを過ぎて鹽尻に着し、驛前のいぶせき宿屋に泊し、接摩を雇ふ、此の接摩、本業は祭文語りなれど、儲からねばこんなことをやるといふ。どうだ一つ演つて見んかといへば、祭文には四拍子とて錫杖、張扇、法螺貝、小拍木等の四つが要る、これなくてはやれぬといふ。たゞ口だけでもやれといふ。さうば祭文の中にて五説經といつて尤も大事なことがある。それは中將姫、刈萱、葛の葉、三莊太夫八百屋お七、皆な憐れなものでござる。とりわけ加藤左衛門重氏はと、ソロ祭文口調になる云々。都會には亡び、地方にも亡びんとする祭文語りの一話は彼等の如何なるものかを知るべきである。

芝居と角力 歌舞伎芝居の濫觴に就て、江戸砂子には、昔鳥羽院の御宇通憲

入道は諸藝堪能の人なり、舞樂をやはらげ、磯の禪司といふ女に舞を教へ、白水干、立烏帽子に太刀を佩はき舞ひし故男舞といふ、禪司が娘靜に傳ふ、後に太刀を略したるより白拍子といへり、それより代々白拍子に傳へ、慶長の頃佐渡ヶ島お國といふ舞女、あまたの女をあつめ、京四條河原に芝居を立つ、妓女なればこ

れを歌舞伎といふとあり。こは遠く其の源を探りしにて今の所謂歌舞伎なるものの濫觴は出雲の巫女お國といふもの夫三十郎と共に京都に出で初めは五條橋の東後には北野神社の社東に龜末なる舞臺を構へ、男は女装し女は男装して歌舞し大に行はれければ六條の遊女佐渡島なるものも之れに倣ひて多く遊女をあつめ此のお國竝に佐渡島、江戸に下り東西兩京に歌舞伎行はれて淫靡の風を促せしかば幕府は寛永の末之れを禁じ、之れより若衆歌舞伎とて美少年の女装して演ずることとなる。和漢三才圖會に云ふ。

元和年中、官命あり、女樂を禁ぜしむ。因て男皆な女服を着け、女髪を被り、言語動止宛然美女に肖たり、之れを女形といふ然れども亦其の男色に羈るを以て、承應中公命あり、年齢に拘らず悉く額髪を剃らしめ、皆な壯士の如し命じて野郎と稱し、而して後、額に髮髪を被り、紫帽を被り、復た女子美少年に男髻たり。

と、女歌舞伎は若衆歌舞伎となり、若衆歌舞伎は野郎歌舞伎となつたが、其の間に淨瑠璃と共に盛んなりし人形の振りを學び、淨瑠璃に合せて演ずることとなりて異常の發達を遂げ、人形劇は歌舞伎に壓倒せられて僅に其の面影を今日に遺し、歌舞伎劇は頗る隆盛に赴き、三都の藝風各、特色あり、京阪は其の發源

人形芝居

芝居の髪と能の面

地たり根據地たるが故に長く古風を存して、女歌舞伎、若衆歌舞伎の優しきを旨としたるに、延寶の頃江戸に市川團十郎の荒事を演ぜしより大に關東人士の嗜好に投じ、初めは役者を河原者として排斥し、士分以上のものは見るを愧



芝居の髪と能の面
 芝 武士も微行し、御殿女中も亦窃かに之れを見物し、其の極諸種の害毒を流すに至つたほどで、三都の子女は役者の噂に其の日を消し、役者も亦子女の歡を買ふを目的とし、其の品性は

卑まれ、其の人格は蔑視せられたのであるが、徳川氏の末より稍々寫實の風を帯び來り、明治に入つては演劇改良の聲議者の間に起り、劇界にも九代目市川團十郎の一見識を持して活歴を試み、五代目尾上菊五郎が輕妙の技を以て生

世話の技を演じ、學者文人も亦筆を脚本に染むるものを生じ、役者の地位は高められ、演劇の價値は上げられ、昔は小屋掛けの龜末なりしもの今は堂々都會の代表建築ともいふべき劇場は常設せられ、僅に片田舎に昔の小屋の名残を止めるのみとなつた。

この歌舞伎劇の外に明治の中頃に至つて角藤定憲なるもの政治小説を劇に仕組みて書生芝居、壯士劇なるもの起り、次で川上音次郎の立つて諸種の政治上の事件を演ぜしより終に歌舞伎以外の新派劇として世に行はれ、近くは文藝協會、自由劇場等の主として泰西の趣味を紹介する新劇團起り、更に此の清新の趣味を歌舞伎劇にも應用せんとするものもあつて現代の劇壇は混沌たるものであるが、多數の嗜好は今尚ほ依然歌舞伎劇に集注して居るやうである。尚ほ此の歌舞伎芝居のことは東京並に大阪を叙する時に説くこととする。

芝居の主として女性的なるに反し男性的なる觀覽物は角力である。角力は遠く垂仁天皇の朝、野見宿彌と當麻蹴速と禁中に於て力を角せしに初り王

角力

朝には相撲の節會とて諸國の供御人を召し集めて力を角せしめて主上の御覽に供することあり、此の節會には興廢ありしが此の技は武を以て争ふ戰國の世に大に喜ばれ、後には公の相撲節會の外に勸進角力なるもの起り、嬉遊笑覽には、

今の勸進相撲は(相撲大全)山州千葉寺八幡宮再建につき正保二年六月下鴨會式の十日が間興行す、これ京都勸進相撲の起りなり、江戸は寛永元年明石志賀之助寄相撲と名づけ四谷鹽町にて、晴天六日興行す、これ初めなり、寛永とあるは寛文の誤りなるべし云々。

と、其の頃の角力は飛入勝手たりしと見え、其の爲めに争鬪を生ずること少からざれば、幕府は法令を以て之れを禁じ勸進元の力士のみにて興行することとなり、各諸侯争うて此の力士を扶持し、角力道は大に勃興して明治に入り一時衰運に向ひしが復び隆盛に向ひ昔は假小屋を設け晴天のみの興行なりしもの今は常設館をも設くるに至つて其の開演季節一月五月には都人士を狂せしめんとするほどの勢ひがある。

此の相撲に就て「全書」は肥後細川藩士吉田氏の家傳なりとて角力の式は聖武天皇風俗の概観

神龜年中、近江國志賀清林といふものを召し行司に定められてより其の式悉く相傳はり多年相續せしが節會行はれずなりて志賀も斷絶し、後鳥羽天皇文治年中二び相撲の節會行はるゝに及びて行司勤むべきものなく、全吉田家の先祖吉田豊後守家次越前にありて志賀家の故實を傳へしより五位に任ぜられ、追風の名を賜り、相撲の行司の家と定められ、木劍獅子王が御團扇を賜はり、御節會の式を勤め、其後中絶し、正親町天皇永祿年中に相撲の節會行はるゝ時、十三代目追風久例の如く勤め、元龜年中二條關白より日本相撲の作法二流なしとて一味清風の御團扇烏帽子狩衣等を賜ひ、其後織田、豊臣、徳川と代々相勤め、當時諸國の力士の許しは此の家より出す云々とある。此の吉田家は今も相撲道の尊敬の中心となつて居る。

講談落語

講談は節面白く軍書を読むに初つたので、後醍醐天皇の時、北條

討伐の爲めに行はれた無禮講の席上に玄慧法師が漢の史書を達意的に講ぜられのたを初めとすと傳へられ、これが一種の營業となつたのは徳川氏の世に入つて浪人の武藝を以て立つ能はざるものなど太平記等を読み、糊口の資としたるに初り元祿の頃見付の清左衛門といふもの江戸淺草見付の傍にて太平記を講じ、赤松青龍軒といへるもの堺町に芝居を構へて軍談を試み、享保中には神田白龍子といふもの終に之れを以て大名旗本の家に入出し、外に

志道軒瑞龍軒などが軍談に藉りて嘲世罵俗の談を試みてより此の事大に行はるゝに至つたので、瀬田問答には、

今の講釋師其昔は太平記讀みと申候て、太平記古戦物語のみ講釋いたし候處、享保の頃瑞龍軒、志道軒など願候か、今の參河御風土記など讀み候事始り候由承り候、左様に候や。

といふ問ひに對し、仰せの趣きに御座あるべく候と返事し志道軒に就ては、講釋いたし候内にも種々雜言など申候事(中略)咎めなど之れあり候節如何と存じ氣遣ひて書出し候由とある。かく初めは軍書のみ讀みしものも、そのみでは聽衆に満足を與へ難く漸次英雄談より御家騷動市井の出來事等をも脚色して話すやうになり。一方落語は豊太閤の寵を受けし曾呂利新左衛門を初めとすと稱せらるゝほどで無邪氣なる洒落輕口を貴び、元和年中安樂庵策傳の板倉侯に上りし醒睡笑は今も其の種本となつて居る、さて其初めて辻噺を試みたのは關西には延寶の頃、露の五郎兵衛あり、江戸は元祿中鹿野武左衛門あり、其後しばらく中絶したりしを寛政年中立川焉馬の之れを再興してよ

り名手相次で起り、單なる洒落輕口のみならず人情を含ませて僅に下げと稱して落ちをつけたるを語るやうになり、別に人情漸として市井の情事を脚色して語るものも出で講談と似通ふに至つたが本來がお笑ひを目的とし滑稽を其の専門として人耳を娛ましめて居る。其の他人の耳目を娛ましむる遊藝の數は多いが、すべて之れを略して、こゝには僅に其の主要なるものを擧ぐるに止むる。

第參章 民間信仰

第壹節 日本の宗教

神代の傳
説

天孫降臨

神の國 太古は逸たり得て知るべからずして僅に之れを窺ひ得るは、西暦七百年代に編輯せられた古事記と日本紀との双眼鏡あるのみで、其の傳ふる所によれば天地開闢の時、高天原に成りませる神を天之御中主の神といひ、次で高御產靈神、御產靈の二神あり、之れを造化の三神といひ、相傳へて七代に至り伊弉諾、伊弉冊の二神あり、此の二神此の大八洲の地及び山川草木の神を生み、更に何ぞ天下の君を生まざらめやはとて日の神を生みたまふ、これを天照大神とし、又の名を大日靈と申し奉る、次ぎに月の神、月讀命を生みたまひ、次ぎに素盞鳴尊を生みたまひ、天照大神は高天原を、月讀命は夜を、素盞鳴尊は滄海原をしろしめしたまひ、此素盞鳴尊と天照大神との葛藤、大神の岩戸入り、尊の大蛇退治等のことあり、さて此の大八洲は大神が皇孫瓊々杵尊に三種の神器を授け、葦原の千五百秋瑞穂の國はこれ吾が子孫の王たるべきの地なり、宜し

く汝皇孫就て治めよ、行け、寶祚の隆なること天壤と窮りなかるべしとの神勅となつて尊は猿田彦命を先導として、日向の國高千穂の峰に降りたまふ、これより先き素盞鳴尊の後裔大國主命又の名大己貴命此の地にありて神産靈の御子少名彦命と共に四方を征服し、少名彦命去りたまひて後、獨り大國主命の威望加はりしが、大神の經津主健甕槌の二神を降して國を天孫に譲らしめたまふや、命は其子事代主命と共に國を譲りたまふ、瓊々杵尊の御子を彦火火出見尊といひ、其の御子を鵜鷦尊不合尊とし、其の御子を人皇第一代神武天皇とする、これらの御事蹟は今も其の地方地方に神社を遺したれば其の條下に説くことにするが、退て一般人民の信仰状態を叩くに、何れの國の原始時代に於ても見得る如く天然現象を神格視し、これに史上の神々の結びつきて山は大山祇海は大綿津見、木は久々能地、風は志那都比古、志那斗辨火は軻遇突智、野は鹿屋野比賣等あり、皆な諾冊二神の生みたまふ所とし、自然を崇拜したので上は日月より下は動植物に至るまで八百萬の神の支配したまふ所とし、さて此の神々の上に立たせ給ふは、云ふまでもなく日の神天照大神にして、其御位を

八百萬の神

嗣ぎたまふ天つ日嗣の天皇は實に現神として崇敬の誠を致したのである。

建國と祭祀

神社の由來 神武天皇の中原を征定して都を大和の橿原に奠めたまふや、先づ神籬を樹て、皇祖の靈を鳥見山に祀り、詔して、我が皇祖の靈や天より降臨して朕が躬を光助す、今諸虜已に平ぎ、海内無事なり、以て天神を郊祀すべく、用て大孝を申ぶべきなりとのたまひ、且つ三種の神器を宮殿の中に安んじ天皇と同床に置きたまふ。これ實に祭政一致にして、まつりごとを政治の第一義とし、爾來賊を伐ち亂を平ぐるには先づ神託を受け、國に災害あれば直に神に祈りたまひ、かくて神に奉ずる祭祀に職を奉ずるものも出來、天兒屋命の裔中臣氏、太玉命の裔齋部氏を祭祀の職とし、天鈿女命の裔猿女君氏神樂のことを司ることとなり。崇神天皇の朝よりは神器と室を同じうするは神威を滯すの畏れありとて別に鏡劍を模造して正殿に置き、神授の鏡劍は大和國笠縫邑に奉祀し、神宮と皇宮と相別れ、垂仁天皇は更らに劍鏡を伊勢國度會の五十鈴川上に遷し、天照大神の祠を建てたまひ、雄略天皇の朝には豊受大神を丹波より同じく伊勢の度會に遷座せしめたまひ、内外兩宮は伊勢に遷り、神地神戶

伊勢の神宮

を定め、神物をも分ち、これまでは唯だ神籬を作りて祭りたるを、此時より其制を略ぼ皇居と同うする宮殿を建て、奉祀することとなり、此に神社なるものが出来たのである。其後稱徳天皇の神護景雲二年、春日の神社を奈良の三笠山の下に立て、丹塗を以て柱椽を飾つた、我が邦に於て神社に丹塗を施したのは此の時からで、此の時も天皇神封を寄せさせられた。

神社はもと祭政一致の精神に出るを以て神社と國家とは密接不離の關係を有し、後朱雀天皇の長曆三年には二十二社を定めて、毎歲神祇官に勅して幣帛を奉り、年穀を祈り、禍災を除かしめられ、長く其精神は傳つて居るのである。此の二十二社といふは、

二十二社

- 伊勢 石清水(山城) 賀茂(山城) 松尾(全) 平野(全) 稻荷(全)
- 春日(大和) 大神(全) 石上(全) 大和(全) 廣瀬(全) 龍田(全)
- 大原野(山城) 住吉(攝津) 日吉(近江) 梅宮(山城) 吉田(全) 廣田(攝津)
- 祇園(山城) 北野(山城) 丹生(大和) 貴船(山城)

にして此の中伊勢、石清水を以て宗廟とし、加茂、松尾、平野、春日、大和、龍田等を社

社格

禮とす。(本朝神社考)とあるが、今は伊勢を神宮として他と分ち、他は多く官幣大社に列して居る。明治に入つて神社の格式を定められ、官幣、大中小社、別に別格官幣社あり、國幣も大中小社とし、共に國家の奉祀する所とし、府縣崇敬する所の神社を府縣社とし、郷邑産土の神社を郷社とし、一村産土の神を村社とせられ、現に官幣大社四十七、同中社二十五、同小社三、別格官幣二十三、國幣中社四十八、同小社二十四、府縣社五百九十九、郷社三千四百五十二、村社四萬五千六百八十、總計四萬九千九百〇二、其他境外無格社と稱せらるゝもの七萬二千六百九十一(第三十四統計年鑑)合せて十四萬に達し、山村水郭神社を見ざることなき神の國である。

國家と神社との關係、上述の如きを以て人民と神社との關係も亦密接にして日本人は皆な何れかの神社の氏子となり、生誕の初めより其の神の冥護を受くることとなつて居る。嬉遊笑覽には物徂徠の「南留別志」に、

神社に地をさかひて、こゝ迄は此神の氏子なりといふは神封の地なるべし、後には封戸なき神にも其まねをしていへるは誰が許したるにや、亂世には

民間信仰

神社數

氏神・産土神

人も神も心のまゝに地を領せるなるべし。
とあるを引きて、

例の先生誤れり。もとより今いふ氏子の義なきことは勿論なり。氏子とは藤原氏の春日社、橘氏の梅宮に於けるが如く、其の祖神を氏神とし其の子孫なれば氏といふなり。土地をもていふものは産土うぶぢの神なり。

と駁して居る如く氏神は氏の祖神で、貞丈雜記には

氏神と産土神と一つ事に覺えたる人あり、誤りなり。産土神は人々生れたる在所の鎮守の神なり、氏神は氏の元祖神なり、藤原氏は天兒屋根命あまのこゝろのねのみことなり、平氏は垣武天皇を氏神とするなり、橘氏は敏達天皇を氏神とす、源氏は清和源氏は清和天皇、嵯峨源氏は嵯峨天皇、村上源氏は村上天皇を氏神とするなり。といひ、世俗の八幡を源氏の氏神といふの誤りなるを辯じて、八幡は軍神なり、八幡をあがめ貴む事源氏のみに限るべからずとある。即ち氏神は先祖の神、産土神は土地の神、別に鎮守といふは土地の鎮守たるの義で、多くは産土神で、時には他の地方より勸請し來れるものもあるが、昔は多く同一血族のもの一

鎮守

地方に部落を爲し其の祖先を崇敬して勸請したるものを崇むることとなり、氏神と産土神と鎮守とは自然混同し來つたのである。

佛教の傳播 此の神の國へ支那の儒教は渡來したが、これは主として人倫道德の教を説くのであるから我が舊來の宗教思想と衝突することもなかつたが、其の後に入り來りし佛教は多大の影響を國民思想の上に及ぼし、初め繼體天皇の頃、韓人之れを傳へた時は我が國人は皆な韓土の神として奉ずるものもなく、唯だ獨り南梁の司馬達等のみ大和の坂田原に居りて之れを祀つたほどであつたが、欽明天皇の十三年、百濟王餘聖明の使を遣はして佛像經卷を獻じ、天皇の群臣を召して之れを禮すべきや否やを問ひたまひし時には大連物部尾輿中臣鎌子は我が國家の天下に王たるは皆な國神の守護に由る、今改めて蕃神を拜せば恐らくは其の怒を致さんといひ、大臣蘇我稻目は之れを迎へて崇信せんとし、こゝに神佛は初めて衝突し、稻目の子馬子は篤く佛法に歸依し、佛殿を經營し、尾輿の子守屋、鎌子の子勝海等は之れを毀ち、神佛二教の争ひは政權争奪の争ひと混じり、兩者の軋轢益々盛ならんとする時、用明天皇第二

神佛の衝突

聖德太子

の皇子麻戸は佛教甚深の理を信じ、之れを以て國民を教化せんとし、馬子と力を戮せて終に守屋の一族を亡ぼし、推古天皇の朝、立つて皇太子となりて政を攝するや、其の初めに於て佛法興隆の詔を下し、次で憲法十七條を制して、其第二條に於て、篤く三寶を敬せよと示し、こゝに印度に起り、支那朝鮮を経て我が國に來れる佛教は、殆んど日本の國教たるの待遇を受け、歴代の皇室之れを崇信したまひ、聖武天皇の時に當りて諸國に國分寺は建てられ、家毎に佛壇は安置せられ、爾來一千有余年、上は皇室の優遇を辱うし、下は國民信仰の中心となつて我が精神界に偉大なる勢力を振ふに至り、奈良朝の昔、早くも俱舍、成實、三論、法相、華嚴、律の六宗我が國に傳はりて、蘭菊の美を競ひ、平安朝に入つては、大に日本の色彩を帯びたる傳教大師の天台宗、弘法大師の眞言宗、開け、一は法華の妙理によりて一心三觀の深旨を顯揚し、他は大日の祕奥を探りて、六大四曼三密の幽玄を説き、これら二宗の理高く旨深く、僅に智識階級に理解せられ、多數國民に對しては現世祈禱を之れ事とする時に當り、平民教化に恰當なる念佛の法門漸く其の萌芽を發し、鎌倉時代に入るに及びて、法然上人によつて淨土宗

佛教各宗の開祖

各宗と風俗

は開かれ、其門に出でたる親鸞上人によつて肉食妻帶を公許せる淨土眞宗は立てられ、別に一遍上人の時宗なるもの起りて、南無阿彌陀佛の聲は津々浦々に普及し、之れと前後して、榮西禪師によりて不立文字、教外別傳を説く禪の一派たる臨濟宗は傳へられ、其の門に遊びて別に曹洞一派の禪を傳へたる道元禪師あり。共に當時生死の巷に奔走せる武士階級の機根に投じ、外に是等諸宗を罵倒して法華一乘の成佛を説き、南無妙法蓮華經を高唱せる日蓮上人の日蓮宗は開かれて、日本佛教史上尤も絢爛たる時代を現出し、戰國時代を経て徳川時代に入るや、徳川氏は切支丹禁制の結果、宗門改めなるものを行ひ、日本人は悉く何宗何寺かの檀徒たらざるを得ざるに至らしめ、たから寺檀の關係は最も密接に今日に及んで來たので、其の信仰状態は一種の風俗となり、天台の開山忌、眞言の御影供、淨土の御忌、天台淨土の十夜眞宗の報恩講、禪の成道會、達磨忌、日蓮の御會式、其他多くの宗派で行はるゝ佛生會、涅槃忌及び彼岸、盂蘭盆は年中行事の著名なるものとなり來り、現に天台四千五百七十二、眞言一萬二千三百五十九、淨土八千三百五十九、臨濟六千〇九十一、曹洞一萬四千二百二

寺院數

十五、黃檗五百二十八、眞宗一萬九千六百三十八、日蓮五千〇二十八、時宗四百九十七、融通念佛三百六十一、法相四十三、華嚴三十二、合計七萬一千七百三十、別に境外佛堂三萬六千三百九十三の多きに達し、これ亦野の末山の奥にも塔影を見、鐘聲を聞かざるなきに至つたのである。

門跡寺院

こゝに少しく徳川時代に於ける門跡寺院のことを一言して置かう。輪王寺(天台)一萬三千石、仁和寺(眞言)千五百二石餘、妙法院(天台)千六百三十三石餘、聖護院(天台)千四百三十石餘、智恩院(淨土)千八十石餘、勸修寺(眞言)千十二石、一乘院(法相)千四百九十二石、梶井(天台)千六十四石、圓満院(天台)六百十九石餘、大覺寺(眞言)千十六石餘、大乗院(法相)九百十四石、三寶院(眞言)六百石、東本願寺(眞宗)御領なし、西本願寺(全)御領三百石餘、以上を諸國に支配の寺院ある宮門跡とす。(諸宗寺鑑)

神佛の調和 此の神國に於ける此の佛教の隆盛に對して夙に二教の融合あり調和があつた。彼の聖徳太子が盛んに佛法を興隆せられた時、推古天皇が今佛法來り儒文又至る、朕敢て異國他經を信ぜず吾が國神を守る、汝の意如何と尋ねたまひしに對し、太子は、熟ら儒釋及び神史を見るに大方分明之を疑ふべき所なし、神道は道の根本、天地と發して人の始道を説き、儒教は道の枝葉

三教一致

生黎と發して人の中道を説き、佛道は道の華實、人智熟して後發して人の終道を説く、強て之れを好み之れを惡むは是私情なり、理に隨へば之れ天、私は天に勝たず、其の勝たざるを知つて尙ほ私を用ふるはこれ斯の愚情、智賢の性にあらざといふべし。(太子傳歷補註)と仰せられたと傳へられ、又武田大の「三教論」には太子の言として、學の本は儒釋神なり、然れども一を好むもの各々、其の二を惡みて其の存を嫉み、其の亡を欲し、我が知る所を理とし、知らざる所を非とす、故に政は宜しく之れに通じて一を好まざるべし、若し一を好めば政を枉ぐ、政を枉ぐれば則ち王道廢れ騷動發せむと云はれたとある、これらの言の果して太子の口より出でしや否やは未だ遽かに判ずることは出來ないが、神佛調和の思想は此の頃より發し、印度に於ける本地即ち本體と垂跡即ち化身又は權化の思想は夙に我が國に傳はり、終に聖武天皇の奈良に大佛を建てたまふ時に當り、天照大神の本朝は神國なり、神明を欽仰し奉るべし、而して日輪は大日如來なり、本地は盧遮那佛なり、衆生之れを悟りて當に佛法に歸すべしとの神託を受けたまふととなり(元亨釋書)佛はこれ本地、神はこれ垂迹にして神佛別な

本地垂迹

らざるの思想を以て此の二教を融和し、神を以て佛を護りたまふ方々として諸國の神社には神宮寺が建てられ、神の名も八幡大菩薩妙理權現、三輪權現等となり來り、傳教大師の比叡山を開き天台宗を開かるゝや、比叡山の地主と崇むべき大比叡明神は三輪の神と同體にてましませば、此の三輪の神は天台の教義たる空假中の三諦の一實なるに結びつけて、豎の三點に横の一點を加へて、山横の三點に豎の一點を加へて王、豎の三これ豎にあらざこれ一實横の三これ横にあらざこれ一實、なぞとの説明を加へ、之れを山王權現と唱へ、此に山王一實の神道なるものが胚胎し來つたので、これらの説明は勿論後世の付會であらうが、こゝにも神佛の調和は出來。弘法大師は眞言密教の玄旨たる大日如來を金剛胎藏兩部曼荼羅とするの義によつて日本の神々をも兩部曼荼羅會上に包含してこゝに兩部神道の源を開き、終に伊弉諾尊はこれ金剛界伊弉册尊はこれ胎藏界、此の兩部によりて大日本國成るといひ又は伊勢内外兩宮を之れに配して外宮豐受大神は金剛界、内宮天照大神は胎藏界、大日本國は大日如來の本國の義であるとも付會するものを生じて神佛二教は嚴密に融

山王神道

兩部神道

修驗道

山伏

合して離れ難き状態となり、これより先き大和の人、役小角によつて創められたる山嶽宗教たる修驗道も亦神佛兩道に跨り高山峻嶺の神々は佛陀の權化として融合せられ、吉野山は藏王權現、彦山の子の神は大飛行夜叉の姿を現じて彦山權現、富士の淺間權現、戸隱の九頭龍權現、白山の妙理大菩薩、其他羽黒權現、熊野權現、鳥海權現、二荒權現等は、皆な此の山嶽宗教と密接の關係を有し醍醐の聖寶、聖護院の増譽等出るに及びて益々盛んに其の形相も佛僧に似て非に、神官に類して同じからざるもので、其の行者たる山伏は我が民間信仰に逸すべからざる勢力を持つて居つたので、山伏二字義には、山はこれ三身即一の義、伏は無明法性不二の理、若し法性あつて無明なくんば色法現れず、若し無明のみあつて法性なくんば心法現れず、故に無明即法性、法性即無明と談じ、色心不二、凡聖一如と宣ひ、或は煩惱即菩提、生死即涅槃と談じ、初めて知る衆生本來成佛、即身即佛、我れ即ち大日と斷ず、これ山伏の宗旨なりなどあつて理は頗る高いが實際は禁厭祈禱を事として居つたのである。

此の如き二教の融合は一千有餘年來深く我が民心に浸染して神社に別當

の寺院あり神官の外に社僧あるを怪まず、神前に法樂とて經の誦せらるゝを至當のこととし、光明眞言と禊祓の祝詞とは共に唱へられ、高天原を唱へた口で般若心經を誦せられ、甚しきは南無天照皇大神宮と唱へて憚からず、其の念佛をいふものも、念佛はこれ諸神の本懐と説き、其の題目を唱ふるものも一日に一神一月に三十番神の法華を擁護したまふありといひ、更に民間信仰に下つては日本國民に産土の神あるに對し、守り本尊なるものを定めて、生れ年によつて守護したまふ佛ありとし、

子は千手、うしとらこそは虚空藏。

うは文殊なり辰巳普賢ぞ。

むま勢至未と申は大日よ、

とりは不動に戌亥八幡。(三世相大雜書)

と定むるなどの雜糅混淆を極めた。明治元年三月、令を下して神佛の混淆を禁じ、社僧、別當職を廢し、八幡大菩薩の號を廢して八幡大神とし、兩部の神社より本地の佛體却けられ、神佛判然となつたが、今尙ほ民間は此の混淆の信仰を

持續して居るものが少なくない。

神道の勃興 佛教が法身佛を本地とし日本の神々を垂迹と説くには高尙なる教理の根柢に立つて眞理は唯だ一、諸神悉く同一眞理の顯現とするのであつて敢て牽強附會したのではないが、佛を本とし神を迹とする思想は佛をして神を凌駕せしめたやうであり、實際又凌駕し來つたのであるが、之れに對しては佛徒の中にも佛本神迹の説に對して夙に神本佛迹の説は唱へられたので、島地大等氏は、

本覺の法門は本有無作であるから、繕はず飾らず、有の儘、天然自然の佛といふ信仰が高潮に達して來れば今の所謂神本佛迹といふ思想は、どうしても現れて來ねばならぬ譯になる。それは例へば黒谷の光宗の「溪嵐集」でござります。『溪嵐集』の山王の卷に出て居る語でござります、彼れには立派に、山上の三如來は始覺新成なるが故に却て垂迹である、山下の三神は本覺無作であるから却て本地である。従つて、前は劣後、勝と斯う言うて居る。此の中には充分に私の言ふ思想が現れて居るのであります。(「實神道に就て」)

唯一神道

一面に此の氣運の現はるゝと共に、他面に於て朝廷の中に維持せられた神祇の四姓(白川、中臣、齋部、卜部)の中に卜部兼俱なるもの出で後土御門天皇の時に當り、佛者の手に成る兩部一實等の神道に對して唯一神道を唱へ神道をして佛教より獨立せしめんと企て純一無雜の神道を説かんとしたのであるが尙ほ神道護摩などとて佛教の儀式を採用したもので、島地氏は、

卜部兼俱の作と傳へられ、唯一神道の根本聖典とせらるゝ所の「唯一神道名法要集」といふ書物があります、これを讀んで見ると其の骨目は比叡山でいふ議論を其儘用ゐて居る、チヨット一つ二つ申しますと、卜部兼俱によれば教といふものを二つに分けて顯露教、隱密教、一口にいへば顯密の二教に分ち、佛教は顯露の教、神道は隱密の教だといふ。これは日本天台の山王に關する口傳で其の方では教を顯露と隱密とに分け佛教は顯露教、神道は隱密教だといふて居る通りであります。それから今の神本佛迹、即ち神といふものは根本であつて佛は其の神ながらの道を知らしめんが爲め印度に現れ支那に來り、日本にも傳へられて居るので、つまり神の道が根本だといふ、所謂神本佛迹とハツキリ其語を使つて居るそれは矢張り此方でも山上の三如來は垂迹山下の三聖は本地であるとハツキリ云うて居る(「實神道」就て)

神道と易

といふて居られる。其の立論の根據は佛者の所説にあつたにもせよ、兎に角彼れが神道をして佛教より獨立せしめんとする企ては漸次功を奏して徳川氏の初めに及びて一代の碩儒林羅山は「本朝神社考」を著はし、次で白井宗因の「神社啓蒙」となつて神社の根本を示して兩部習合の弊を論じ、一面には出口延佳の佛教と離れたる神道を儒教と習合して、我國の神道は易道に同じと見るこそ忠孝の道ならぬ、神道儒道其の旨一なれば其の家によりて修する教のかはる所はあるまじけれども異國も我國も制度文學はちがひあり(「復陽記」といふあり。當時徳川氏の文教興隆は支那に於て佛教と争ひ來れる儒教を盛ならしめ、此の儒教との習合は智識階級の注意を惹き、唯一神道の方面に於ては兼俱の流れを汲む吉川惟足の新神道を立て、之れを此日本國は萬國の根本の國なり、凡そ三國の中にて日本は東方より、萬洲の中には中央なり、さて東方は春なり、朝なり、春は四季の始めといふのみにあらず、總じて萬物の始めなり、故に天地開闢の始も東方より開けしこと理の當然なり(「吉川惟足神道書」とし日本は東方日出るの國なるが故に神道生々の教あり、支那は日の中する國なるが

吉川惟足

垂加神道
國學の物
興

故に人倫道德を説くの儒教あり、天竺は日の没する國なるが故に佛道寂滅の教ありと説きて國粹主義を鼓吹し、此の惟足と先きの延佳とに學びて其の奉ずる所の朱子學を棄て別に垂加流の神道を立てたのが有名なる山崎闇齋である。垂加といふのは、神道五部書に、神は垂るゝに祈禱を以て先と爲し、冥加は正直を以て本と爲すとあるに基いたので、こゝに神道勃興の機運を造つたが、佛教を離れて儒教と結托せんとするので眞に神道を闡明するものではなかつた。此の時に當り京都稻荷山の祠官荷田春滿は考證復古學の起源を開き、其の國學院創立のことを論ぜる中に記して

今の神道を談ずるものは、是れ陰陽五行家の説世の詠歌を講ずるもの大率圓頓教儀の解、唐宋諸儒の糟粕にあらずんば、則ち金胎兩部の餘瀝鑿穴の妄説にあらずんば、則ち無證不稽の私言、曰く祕、曰く訣、古賢の眞傳何にかある、或は蘊、或は奧、今人の偽造これ多し。

と喝破して居る。かくて一面には加茂眞淵、本居宣長、平田篤胤の徒相次いで、我が神道の本義を闡明して、明治初年に於ける廢佛毀釋の趨勢を造り、他

宗教神道

面に於ては神道を以て人心を教化せんとするもの起り、加茂規清の烏傳神道先づ起り、次で井上正鐵の禊教、黒住宗忠の黒住教、川手文治郎の金光教等出で、更に富士講の一轉せる扶桑教、實行教、中山ミキの天理教、芳村正乘の神習教、新田邦光の修成教現れ、神社奉祀以外に宗教としての神道は其の主要なるもの十三、教會數は五千に達して居る。

基督教の勢力 基督教の我が國に傳來したのは我が天文年間西曆一千五百五十年の頃で一時は非常な勢ひを以て蔓延し、織田信長は京都に南蠻寺を建てて布教の道場たらしめ、九州の大友、大村、有馬等の諸侯は特に使を羅馬に派して法皇に謁せしめたほどであつたが、豊臣秀吉先づ禁制の手を下し、徳川氏に入つては嚴に之れを禁壓し、切支丹の法は死を顧みず、火に入るも焼けず、水に入るも溺れず、身より血を出して死を成すを成佛と立る故に、天下の法度嚴密なり、之れによつて死を輕んずるもの吟味を遂ぐべきこと（慶長十八年）と達し、其の後壓抑に堪えかねて反抗を企てたる天草一揆等あつて禁はいよゝゝ嚴に先きにもいうた宗門改めを勵行して其の徒を吟味し、少しく怪むべきも

切支丹禁制

のあれば「ころべ」というて轉宗を強ひ、其の命に應ぜざるものには酷刑を科し、元和二年の制札には、

定

切支丹宗門は累年御制禁なり自然不審なる者有之候者申出べし。

御ほうびとして

ばてれんの訴人 銀五百枚

いるまんの訴人 銀三百枚

立かへり者の訴人 同斷

同宿並宗門の訴人 銀百枚

右之通下さるべく、たとひ同宿宗門の内たりとも、訴人に出る品により銀五百枚下さるべき也、かくし置、他所より顯るゝに於ては其所の名主並に五人組迄一類共嚴科に處さるべき者なり。仍て如件。

とあつて吟味頗る嚴密であつたが、尙ほ地方によりては聖母マリアの像を子育觀音など、稱して潜かに拜し、佛壇の外に納戸佛（なんどぶつ）と稱へて之れを祀つて居

切支丹の吟味

現今の基督教

基督降誕祭

るものもないではなかつたが、それは非常に少數なもので、全體に於ては殆んど其の跡を絶つたのであつたが、王政維新後此の禁次第に弛み、歐米の文明と共に滔天の勢ひを以て我が國に襲來し、羅馬法皇を以て教主基督の代表者として立つ天主教（きりすと）曾て日本に來りし切支丹は此の教の一派エスウィト教會なるものであつた、此の天主教に反抗して法皇權を否認して起れる新教各派並に早く一千五十四年に羅馬の大教會と分離し天主教にては基督及び聖母マリアの偶像を置くに反し、會堂に偶像を置くを許さず、天主教にては法皇には罪惡を赦すの權ありとするに對して斷じて罪惡を許さざる希臘正教等相次で入り、今や其の會堂及び講義所數一千三百五十六、其の傳道に従事するもの本邦人一千五百六、外國人七百四十九に達し、信徒の數も從つて多く、其の十二月廿五日に行はるゝ基督降誕祭（きりすと）の如きは將に我が民間年中行事の一に入らんとするの勢ひで、玩具店、雜貨店等は此の日を當て込みて其の贈答品を賣出すの狀勢を示して來た。併しそは一部の都會に限つて大體の上からいへば其の勢力未だ微弱にして日本の風俗を支配するには至らない。

第貳節 信仰の對象

神社に對する思想

盛行せる神々 神社に對する信仰に氏神産土神並に鎮守の別あることは已にこれをいひ、且つ其の國家の祭祀にして宗教を以て見るべからざるものとして置かれてあることも亦已にいふたが、俗間に於ける神社に對する觀念は矢張り宗教的で専ら攘災祈福の情を寄せて居るのである。されば國家の宗廟たる伊勢大神宮を別として他の神々に對する民間の信仰は必らずしも自己の祖神、土地の守護といふ事のみではなく、又社格の高下によつて隆否を異にするでもなく、攘災祈福に靈驗ありと噂せらるゝ神々は崇拜の中堅となつて官國幣社の中にも參詣者の至つて少ないのもあれば、無格の神社でも頗る雜踏を極めるものもある。其の中尤も多く諸國に祀らるゝ神をいへば、天照大神を奉祀せる神明様なるものを外にして吾等は先づ指を稻荷と天神と八幡とに屈せねばならぬ。稻荷の本社は官幣大社として山城にあつて倉稻魂を祀り伊勢の外宮と同體であるが、米産國たる我が日本には殊に五穀の神と

稻荷

八幡

して諸國到る所に祀られ其の漫りに正一位と稱して祀るものの中には保食神なる此神を倭姫命世記に「宇賀能美多摩の神、又大宜都比賣と號し又の名、保食神、神祇官社内に座す御膳神これなり、亦神服機殿に祝ひ祭る三狐神同體なり」とあるに付會して狐と關係せしめ之を神使とし甚しきは神體として祀る淫祠も出來て東都の如きは、伊勢屋稻荷に犬の糞といふ諺もある如く稻荷の社は非常に多く祀られたので、之れが又印度の神たる柁枳尼天と習合せられて神佛兩方面から崇拜せられて居る。それらのことは山城に於ける其の本社又は三河に於ける豊川稻荷、當柁枳尼を祭れるを説く時に述ぶることとしよう。古來武を貴んだ我が國は武神として應神天皇を祀れる八幡も亦全國到る所に奉祀せられ官幣大社たる豊前の宇佐、山城の石清水、官幣中社たる筑前の箱崎八幡、國幣中社たる相模の鶴岡八幡を初め其數實に夥しいものである。此天皇を八幡と申し奉るに就て北畠親房の著と傳へらるゝ「三十一社記」には「垂迹の初めより我れは譽田八幡丸なりと勅したまひしより八幡と申し奉るなり、譽田は往古の稱號八幡は和光の御稱なり、八幡の稱號凡慮に測られ

民間信仰

ず文武天皇の御子開化の皇、出家したまひて攝津の國勝尾山にて誓願を發し大般若經を書寫したまふ時、大菩薩化現して示してのたまはく、得道以來法性を動かさず、八正道を示し權迹を垂る、苦の衆生皆な解脱を得たり、故に八幡大菩薩と號す云々とある。例の神佛習合の上から出たのであらう。八幡の武に對し文の神として祀らるゝものは其の本祠の京都北野にあつて官幣大社に列せられ、別に筑前大宰府にも奉祀せらるる菅原道眞の靈を祀れる天満宮である。これも亦全國到る所に天神として多くの祠宇を持つて居るので、其の稱して天神といふは自在天神の略で、元享釋書には天慶四年八月沙門道賢が冥中に切利天に於て菅公の日本大政威徳天として火雷の神を驅使して天上のことを主らるゝを見たといふことが掲げてあるが、矢張り神佛習合の上の名である。其他熊野權現、金毘羅權現の如きも亦各地に奉祀せらるゝのであるが、それは其の國々の部に於て説くこととして、こゝに今一つ民間に多く奉祀せらるゝ俗に「天王様」といふものに就て少し述べておかう。これを述ぶるに就ては中古以來我が民間信仰を支配した陰陽道の經典とし、安倍晴明

天神

天王

の遺著と傳へらるゝ、重篁内傳又の名金烏玉兔集に云ふ所に耳を傾けねばならぬ同書にては東都の俗語たる天王、正しくは午頭天王と申すを素盞鳴尊に配し、蘇民將來は手名槌足名槌の翁、稻田姫は歳徳神、八岐の大蛇は巨丹將來なりと付會し、尊が蘇民將來の子孫には疫病の憂なしと仰せられしとて蘇民將來の符は疫病除けとして尊信せられ、午頭天王は疫病除けの神として尊信せらるゝので印度の佛教のみならず、支那の陰陽道の風習が加はつて諸國にさまざまの風習を遺して居るのである。

盛行せる佛菩薩 日本に於ける大乘佛教は宇宙の實在を人格化して之れを法身佛と名け、萬象を以て其顯現とする高尚の哲理に立つて居るのであるから皮相の外觀を以てすれば多神教の如き状態になつて佛菩薩の數は頗る多い、平安朝の昔より我が宗教界の大勢力となつた眞言密教、これは眞言宗のみならず、天台宗も亦傳へて、慈覺智證以後に於て頗る盛んとなり、殆んど同時代の教界を風靡したのである、の本尊たる大日如來の兩部の曼荼羅の中に包容せらるゝ佛菩薩の數のみにても金剛界曼荼羅一千四百六十一尊、胎藏界曼

大日と不動

茶羅四百十四尊の多きに上つて居るほどで萬物佛ならぬはなく萬象菩薩たらぬはなく之れを包容する大日如來、梵語に毘盧遮那ヒルンヤナといひ遍一切處と譯する法身の佛並に其の大日如來の所變にして諸明王中の總主、心に慈悲を湛えて身に忿怒の相を現じ普く難解の衆生を濟度せんとしたまふ不動明王の願る我が國民の性情に合し殊に關東尙武の地方に喜ばれて居るのであるが、全國各地に亘つて尤も普遍的に民間信仰を支配して居るものは藥師、觀音、地藏の三尊である。藥師如來は病に應じて藥を與へ一切衆生を治癒せんとしたまふ佛として早く佛教渡來の當時から崇信せられ、聖德太子は御父君用明天皇の御病氣平癒を祈られて此の如來の像を製したまひ天武天皇は皇后の病を除かんがために此の如來の像を安置せしめられ、聖武天皇の時、諸國に建立せしめられた國分寺も多く藥師佛を本尊とせられ、東方藥師瑠璃光如來は實に我が國民佛教信仰の出發點となり、大醫王たる佛は此の如來によつて普く我が國民を濟度したまひ我が國民は此の如來によつて現世に於ける肉身の最苦痛たる病苦を除かれると信じて祈願をさく／＼怠りなき状態である。此

藥師

の如來には、

- 光明普照、 隨意成辨、 施無盡物、
- 安立大乘、 具戒清淨、 諸根具足、
- 除病安樂、 轉女成佛、 安立正見、
- 除難解脫、 飽食安樂、 美衣滿足、

觀音

の十二大願があつて皆な現世利益的であるが、我が國に於ては特に除病安樂に於て崇敬せられて居るのである。觀音詳しくは觀世音又觀自在菩薩といひ、普く衆生の機に應じて三十三身を現じ、常に慈悲を以て一切を救護したまふ慈悲の權現として隨喜渴仰せられて、西國三十三所の靈場を初め全國到る所に奉祀せられて居るので、此の觀世音菩薩の御名を心念口稱すれば火難、水難、風難、劔難、鬼難、國難、賊難等の七難を逃れ現世を安樂にならしめたまふとの信仰は津々浦々に行き渡つて居るのである。地藏菩薩も亦無邊の身を現じたまふこと觀世音の普く一切に示現したまふ如く、三世を通じて救護の手を垂れ、現世のみかは未來に於て地獄、餓鬼、畜生、修羅、人間、天上と六道に輪廻する

地藏

民間信仰

彌陀

吾等の苦を除きたまふ六道能化の菩薩として尤も親み深く村徑里道にまで石に刻まれて立たせたまうて居るのである。是等の現世的なるに對し現世は兎もあれ、未來に於ては極樂淨土に往生せしむべしと誓はせたまふ阿彌陀如來は淨土教の本尊となつて偉大なる力を我が國民信仰の上に有し、極樂憧憬の思想は此の佛に歸依せられ、南無阿彌陀佛の六字の名號は淨土教以外の人々にも唱へられて居るのである。

以上は理想上の佛菩薩に就てであるが、歴史上の人物としては教祖釋迦牟尼佛(其の法身は久遠實成として理想化せられ、此の世に示現したまひしは眞化身として)の崇拜は云ふまでもなく、各宗各派は其の宗祖なり派祖なりに敬虔を拂うて居るが、各宗各派を通じて和國の教主、日本の釋迦牟尼佛として崇敬せられて居るのは聖德太子である。太子は實に日本文明の開拓者、百般の工藝も亦太子の御力に發達したのであるから、假令佛教徒たらずとも大工左官の業に従事するものには太子講と稱して報恩の誠を致して居る。若し各宗の祖師の内で自宗他宗を問はず信仰の對象となつて居るものを擧ぐれば

聖德太子

弘法大師

眞言の宗祖にして日本文明の宣傳者たる弘法大師である。大師が我が文明に對する功蹟は長く國民の腦裏を去らず、其の偉人崇拜の結果は攘災祈福の念となり大師と因縁深き四國八十八ヶ所を初め諸國に新四國八十八ヶ所の靈場あり、大師入定の地たる高野山に納骨するものは必らずしも眞言宗の信徒のみではない。

福の神

雑多の神佛 攘災祈福のために民間信仰の對象となる神佛の數は極めて多いが、こゝに其の著しきもの二三を擧ぐれば其の第一に福の神として奉祀せらるゝ七福神を云はねばならぬ。七福神とは、

一、壽老人。南極老人、星の化身にして壽命を司るの神、或は之れを太上老君即ち老子、名は聃のことであるといひ、共に支那の民間信仰たる道教より傳へ來つたので我が國では之れを白髯明神に配して居る。

二、大黒天。梵語摩訶迦羅といひ、大黒天神經には、一切貧窮無福の衆生の爲めに大福德を與へんがために今優婆塞の形を現すとある印度の婆羅門の神に屬するもので、我が國では之れを大國主命と習合して居る。

民間信仰

三、福祿壽 道教の神たる天の三星、福と祿と壽とを擧げたので童顔長頭の異装の支那人を以て標示して居る。

四、惠比壽 大國主命の御子事代主命とし御父大國主命の大黒天と共に福の神として最も多く崇敬せらるゝ七福神中唯一の日本の神である。

或は之れを蛭兒命ひるこのみこととし或は少彦名命すくはひのみこととする説もあるが、いづれも日本の神である。

五、辨財天 詳しくは能與總持智慧集大辨財天といひ、又宇賀の神將と稱し、一切衆生の爲めに愛福を授け、無上菩提に入らしめんとしたまふ印度の神で、七福神中唯一の女性である。

六、毘沙門 これも印度の神で、支那に譯して多聞天といひ、惡魔の軍を除かんが爲めに金甲を撰し、足に藍婆、毘藍婆の二鬼を踏み、手に寶珠と寶塔とを持つてござる御方である。

七、布袋 これは支那明州奉化縣の契此といふ僧侶で自ら稱して長汀子布袋和尚と號した實在の人である。

印度、支那、日本三國の神を同一寶船たからぶねの中に雜居せしめた此七福神の信仰を見ても、我が民間信仰の如何に雜糅なるかを見ることが出来る。これに就て齋藤彦麿の「神道問答」には

大國主命と法華の大黒天と能く似たる故に付會せしなり。其故は大國の字音、又大己貴おほいきの字音、など大黒に近し、其の上袋を負ひたまひしこと鼠の古事などかた／＼よく似たり。少彦名命すくはひのみこと常世國とこよのくにに渡りたまひし故に夷あひすと名づけ、事代主命魚を釣りたまふを樂みとしたまへると、彦火ひこ々出見命ひこみの鯛うなぎに鈎つりばねをとられたまひしを合せて、又蛭子ひるこの文字を讀み誤りなどして夷といふをつくりしなり。市杵島姫命いちきしまのめのみことを始め、なべて姫神たちを蓮華三昧經及び辨財天經などにある財施といふに基きて辨財天としたるなり。此三神は付會ながら皇朝の御神なり。毘沙門天は四天王の中の一人にて北方の門を守ると阿含經にあり。布袋は、とつ國徑山寺くわんぎんざんじの住僧なるよしいへり。福祿壽はよき字をえらび集めて一人の名とし、異形の人物を造りたる琉球人の僞作なり。さて六神にては數惡しと思ひてよりつまり老翁を一人加へて

貧乏神

壽老人と名け七神の數を合せて天南星の化身といひのがれたるなり。とある。此の神に對して貧乏神の存在も想到せられたと見え、根岸肥州の耳袋に

近頃此天神境内に社祠出來ぬるを何の神と尋ねれば貧乏神の社の由。彼の宮に參りて貧乏を免れんことを祈るに其の靈驗なしとかや。

とある。これは或る旗本が代々の貧乏に苦みながら貧乏のみにて他の災禍なきは偏に此の神の守りたまふ所なるべしとて貧乏神の圖を描かせ、之れに神酒洗米などを備へ、少しにても餘裕出來なば、せめて一小祠にても設け奉りたければ少しは貧罪を免かれしめたまへと祈りたるに、其の驗ありてか後には少しく豊かになりたれば其の御禮心にて建てた一場の滑稽に基くのであるが、かゝる動機から淫祠の生ずることも少なくない。疫病神も亦其の存在の想像せられて風邪には、かぜの神、天然痘には疱瘡神、流行病も此の疫病神の襲來とし、俗説には午頭天王の退治したまひし巨丹將來を疫病の神とし、午頭天王の御符によつて之れを卻け得るとして居るらしい、其の事は尙ほ次ぎに

疫病神

道祖神

いふが、こゝに俗間信仰の神として逸すべからざるは道祖神である。到る所の道路に石を建て、祀られ居るので道祖の二字は支那の共工氏の子が遠遊を好んだから死後道祖神として祀つたといふ支那の傳説から來たので之れが轉訛して道陸神とも呼んで居るが、我が國では共工氏の子ではなく、伊弉諾尊が泉津平坂にて伊弉册尊に會して絶妻の誓を立て、此地より來る勿れと投げられたる杖より成れる岐の神又は同尊が根の國底の國に到りて穢れたるを清めんとて日向の橋の小門の阿波岐が原で禊したまへる時に投げたまへる杖より成ると云はるゝ、衝立船戸神を祀つて災禍を除くものとせられ、又塞の神と云はれ俗には幸の神とも書き、天孫降臨の時に先導たりし猿田彦命をも此の神とし、此の神の行くてに立ちて臍下を露はし終に夫婦となりたまへりといはるる天鈿女命とをも併せ祀り、これに生殖器崇拜の付隨して或は道の神として旅行の安全を祈り、或は縁結びの神として良偶を祈つて各地の風俗に多大の關係を持つて居る。それらの事は各地方を説く時に述ぶることとする。

天然崇拜

動植物崇拜

自然崇拜 上來述べたる如く我が民間信仰の對象は頗る雜多にして中には高尚なる教理を理解して崇敬の念を致すものもあるが其の多くは尙ほ素朴なる原始宗教の状態を持續して殆んど隔世の感ある信仰も殘留して居るのである。試みに自然物其他に對する信仰を見んか、日月星辰等の天體を神として日待月待星祭等の風俗は遺り、其の變象たる風雨雷電に對して之れを神の行爲として雨を祈り風を祭り雷電をも神に祭りて之れを避けんとし、富士御嶽の如く山嶽を直に神とし、岩石其他の奇異なるものに對しては信仰の情を寄せ、架空の動物たる天狗並に龍より下つて狐蛇等に至るまで尙ほ之れを神視し、又は大黒天の鼠、熊野の鳥、八幡の鳩の如く之れを神使として尊ぶ動物崇拜も、大杉大楠に七五三繩を張りて之れを神とする植物崇拜も存し、甚しきは先きにも云ふた生殖器崇拜も遺つて金精明神として祀られ、これに附屬したる習俗も亦見ることが出来るのである。これらも亦其の地方地方によつて代表的に之れを示すこととして、今は之れを略する。

第參節 俗信の狀態

交換的御祈願

日限りの信仰

斷食

信仰の形式 神道の禊祓、佛教の念誦稱名、基督教の祈禱洗禮等、三教各々定れる形式があつて、専門の神官僧侶、牧師等が之れを取扱ふのであるが、これら正當なる信仰形式以外に、別に俗間信仰の形式があつて、攘災祈福に對しては神に報酬を約し、此の病氣平癒いたし候へば鳥居一つさし上申べくとか、此の願成就いたし候へば繪馬をさし上ぐるとかといふ交換的方法で祈るものあれば、痔病にて苦み候間何卒三週間に御癒し下され度候とか、一七日の間日參仕候間此の願御叶へ下され度とか日を限りて強請するものあり。特に稻荷社祠に多くの鳥居納められ、到る所の社寺に繪馬あり掛け願あるは前者にして、日限り地藏の名の各地に存するは後者の一例である。其の他苦行によつて樂果を得んとし、食を斷ちて祈願を貫徹せんとするものあるは下總成田山の斷食堂に人影を絶つたことのないのでも明かである。全く食を斷たずとも或は茶斷ち鹽斷ち酒を斷ち又は特殊の魚例へば飛びの魚の如きものを

民間信仰

斷つのもあり、身を苦むるには御百度と稱して神社若くは佛殿の周圍を百度廻りて祈願を遂げんとするもあり、甚しきは一七日の間御百度を續けるなどといふもあつて信仰の形式は其の人により其の對象とする神佛によつてさまざまである。

妖怪憑依 智識階級によつて一笑に付せらるゝ怪力亂神も俗間には實在の物として今も信ぜられ疫病神、貧乏神だにある如くに思ふ人々の死者の靈の此の世に止りて怨みを晴すといふ幽靈の存在は否定すべくもあらず。魂魄此の土に止り、中有に迷うて髣髴として現はるゝとの信仰は幾多の戯曲、幾多の小説を生み出し、各地の寺院縁起に纏綿せる幽靈得脱の談話は口碑となり、傳説となつて全國に行き渡り、其の形は兩手を胸の所にて垂れ、腰より下は漸次臑氣にて足なしと想像せられて居る。此の如き死後の怨靈のみならず、生前に於ても一念人を怨めば其の怨みの貫徹して其の人を苦め得るとする生靈の信仰もあつて、其爲めには深夜、丑三つ時人に知れないやうに怨める人の形を藁にて造りたるを持ちて神社の深林に入り、大木に釘にて打ちつくる丑

の時参りといふ咒咀の法もあつて、其の行装として頭に三本の蠟燭を立て身には白衣を着し、胸には鏡を掛け手には其の藁人形と釘、金槌を持ち、足には一本歯の下駄をはくの圖は、しばしば畫工によつて描かれて居る。これら人の怪の外に我が俗間信仰に多くの領域を占むるものは動物の憑依で、其の主要なるものは天狗と狐とである。天狗の信仰は平安朝の末より行はれ、鼻高く面赤く羽翼あるものと信ぜられ、太平記、北條高時、田樂を弄ぶの條に、或は嘴まがりて鵝の如くなるものあり、或は身に翅ありて其の形山伏の如くなるものありといひ且つ、後日に南家の儒者刑部少輔仲範此の事を傳へ聞きて天下將に亂れんとする時妖靈星といふ惡星下りて災を成すといへりとあり、護法資治論には、世に傳ふ天狗なるものあり災禍を主る、これ天狗星の類にあらず、地藏經にいふ天龍夜叉天狗土后とこれ一種の鬼神なりとある世間に描く所は胎藏界曼荼羅の迦樓羅王金翅鳥にて其の鼻の高きは猿田彦に取つたのであるが此の天狗なるものが時に人に憑依して祟を爲すと信ぜられ天狗につまひれた話も亦多くの口碑に遺つて居るのである。尙ほこの事は後に日光、秋葉

愛宕鞍馬等を説く所に補ふことにするが此の天狗よりも更に一般的なるは狐憑で、朝河善庵は此の天狗をも狐の一種にあらずやとて、狐にも天狐、白狐、玄狐とて各年數を以て差別あり、天狐は其の最も古き狐にて精神のみ存在して形はなし故に物に托して種々の奇巧を爲し一瞬千里風の如く往來す此方にて天狗も或は僧或は山伏など種々の形を幻し奇變の巧を以て人を蠱惑する一に天狐に同じ、もしや天狗は天狐にてはなきや(善庵隨筆)というて居るほどで狐の怪は殆んど事實として認められて居る。ベルツ博士は之れを一種の病氣とし、此の病を以て日本國が固有病とするは誤なり、蓋しこれと同じき病狀は亞細亞全洲に散在し、唯だ國によりて其の名稱を異にするのみ、是故に人若し此の病の鬼類の所爲なることを信認する印度人に向ひて、これ狐狸の所爲なりと云はば彼れ必らず笑はん。又日本人に向ひて此の病は人體に類似したる鬼の所爲なりと云はば亦必らず笑はん、と云はれて居るが、印度と日本と異なるのみならず、日本の中に於ても同一病態を、狐憑とせずして土佐にては犬神持とし、伊豫并に中國にてはトウビヤウ憑とし、備後にては外道持とする



一 山ヲロ 二 髪切リ 三 ヲメブ 四 ヘスウ

等、地方によつて趣きを異にして居る。これも亦其の地方の條下で説くことにして此には略する。これら憑依の外、狐狸は姿を變じて諸種の怪を爲すと信ぜられ、狐狸が人に化して恩を報じ、仇を酬ひ又は一時的惡戯を試みて道行く人を欺きしといふ珍談怪説は何れの村落に於ても二つや三つは話の種となつて居るのである。其の他、山には山男、山女、山ワロあり、川には河童、ヘウスへあり、海には海坊主、船幽靈あり、家に飼ふ猫さへも怪異を爲すと信ぜられ、途上には髪切りとて女の髪を切る怪物あり、産兒を奪ひ去るうぶめあり。墨染櫻、化け銀杏の如き植物の怪、夜泣き石、三つ石の如

口寄せ

き岩石の怪皆な口碑となり、傳説となつて詩趣多き想像は其の中に運らされ、
それを事實として認容する妄信家も決して少なくないのである。

これらの妖怪憑依に對しては神に仕へ佛に事ふる山伏僧侶等の専門家に
依頼して攘災の祈禱を煩はすは勿論なれど、我が國には巫女なる一種の徒あ
つて死靈生靈其他の憑依に就て其の靈を呼び起すを業とし、官憲の取締り嚴
しき今も尙ほ其の影を絶つに至らぬものがある。蓬生庵隨草は此巫子に就
て

梓巫子又市子といへるものありて、死靈生靈巫子に乗り移りて、種々のこと
どもいへるを以て活業を爲すものあり。其の仕方は我が思ふ佛なり又は
絶えにし人を心に念じ、水を手向ける、其の時巫子に乗り移りて死せしもの
なれば冥土黄泉にての事どもいひ、或は佛事法事をいふ。又生靈なれば怨
みのかずく罵り、又悦びごとなどいへる、それに迷はされて愚夫愚婦女子
など涙を流し聞き居るなり、

とあるものこれである。其他、稻荷降し、神降し等も數年前までは行はれて恐

民を惑はしたものである。

神符

符咒禁厭 これら専門の人々を要するもの、外尤も一般的に行はるゝは符
咒禁厭の法で、小兒の腰には御守りと稱して神佛の紙符を入れたる巾着を提
げ、屈竟の若衆も腕守り、掛け守りを持ち、家の門戸には火難盜難等を除ける護
符は貼られて居る。此の符咒のことも支那の民間信仰たる道教より傳はり
て我が國に入り眞言密教並に陰陽道の隆盛と共に一般に用ひらるゝに至つ
たので、神官僧侶等の専門家の加持祈禱を凝めたる木札紙札に記されたる文
字繪畫を以て消災招福の驗ありとして或は梵字にて眞言を記し、或は字とも
書とも判じ難き模様を記したるものにて、其の尤も著名なるは靈鳥七十五群
を連ねて五個の梵字形を爲し、中央に淡丹色の印章五個を捺せる熊野の午王
符にして起請誓紙には必らず之れを用ひ舊幕時代には諸官吏の拜命又は一
の要務を特命せられたる時にも此の神符によつて誓はせられ、之れに背けば
冥罰恐るべしとせられたるものである。(此の事は尙ほ熊野權現を説く時に
述ぶるとする)水天宮の護符も亦水難を除くのみならず、偽りあるものに吞

面白き貼
り札

を斥くるの俗信は依然として遺り、一歳お染風と稱する感冒の流行せし時に「久松在宅」との紙札を貼ることさへ行はれたのである。同じく支那より渡りて眞言家並に修験道に用ひられたものに九字の法といふものがある。九字とは

臨 兵 闘 者 皆 陳 列 在 前

九字

	兵	者	陳	在
臨				
闘				
皆				
列				
在				
前				

犬の吠える時は虎といふ字を手に書いて握れば吠えぬ。

で眞言家はこれに印相と陀羅尼とを加へ、修験者は劍印を結び、其の印を以て九字を劃すること左の如くせば悪魔を斬り捨るとの行法である。(拙著「運命論」藝人などの中には舞臺へ臨む前に此の九字を斬つて出掛けるものもあつて修行者のみならず、俗間にも行はれて居る。若し夫れ古老を叩いて俗間禁厭の法を聴けば諸種の方法を吾等の前に提示して呉れる。拙著「運命論」に於て其の尤も普通なるものを擧げて、

俗間禁厭

小兒の迷ひ子になつた時に尺度を手渡しすると見當る。

小兒の夜泣きには屋根の棟に鮑殻を挿す。

三角の銀杏を以て居れば狐に化されない。

脚麻のされた時は額に藁をつけよ。

吃逆の止まらぬ時に十二支の名をいひて一口づゝ湯を吞めば止まる。

鼻血が出たら頭の毛を三本抜けば止まる。

飄箆を腰につければ轉ばぬ。

炭の跳ねた時には、山に居つた時のことを忘れたかといへば止まる。

大晦日に蕎麥を食へば小使錢に不自由せぬ。

五月の節句に菖蒲湯に入れば悪病にかゝらぬ。

冬至に柚湯にいれば風邪をひかぬ。

此の禁厭も亦地方によりて異なるので俚諺を見る上に於て忘るべからざるものである。

運命と俗信

生前知るべからず死後も亦測り難く、生より死に至るの間に

民間信仰

も禍福吉凶もとより豫知することが出来ない吾等の生涯は不可知の事情に圍繞せられて居るのであるから如何かして之れを知らんとする熱望は諸種の俗信となつて現れ、輪廻轉生の佛説を尤も卑近に解釋して前生を談じ、死骸を説き、現在の作業によつて諸種の動物に生れ代るの信仰も亦幾多の口碑傳説を生み、父母の因果が子に報ひて龍身を受け、聞法の功德によつて天上に生れたりする話は各地に於て語り傳へられ、地獄極樂の談は牽として抜くべからざる信仰となつて居るものも少くないのであり、生年月によつて其の人の性格氣分を測定せんとする説は支那の五行干支の説より出で、木、火、土、金、水、の五行を以て萬物に普遍するものとし、之れに各陰と陽ありとして、甲、乙、丙、丁、(火)戊、己、庚、辛、壬、癸、(水)の十干とし、干は幹なり、天に此の十干あるに對して地に十二支、支は枝ありとし、之れを子、丑、寅、卯、辰、巳、午、未、申、酉、戌、亥とし、此の十二支を十干に配當して六十支となり、一々に甲子とか乙丑とかいふ如く干支あり之れによりて其の人の運命を定まれりとし、其の簡單なるものは單に五行又は十二支の生年によつて其の性格を窺はんとし、五行の中には相生相剋とて

干支

九星

方位

日の吉凶

相適すると適せざるとありとして結婚等には殊に之れを吟味し又は九星とて一白、二黒、三碧、四綠、五黃、六白、七赤、八白、九紫を年に配當して一白の生れは何れによつて方位方角の吉凶を卜する等のとあつて或は今年は北が暗劍殺だとか、南は本命的殺だとかいひ此の外に方位につきては東北の隅を以て鬼門と稱し、衆鬼の集る所として、之れを避け、牛頭天王、素盞鳴尊の配たる歳徳神、稲田姫の廻りたまふ方位は恵方として喜び、天王に伐たれし巨丹の廻る方位を金神として忌む等此の妄信旅行、轉居、其の他の行動に累し、家を建つるには家相を占ひ、事を爲すには日の吉凶を問ひ、五行により十干により更に天空に於ける月の位地によつて定めたる廿八宿によりて其の測定頗る煩鎖にして其の爲めに生活能率を削減して居ることは夥しいものである、尤も普通に行はるゝは孔明の六曜占とて、日を

- 一、先勝せんかち 先んずれば勝つ日、
- 二、友引ともひき 善惡ともに長引く日、

民間信仰

三、先負 先んずれば負くる日、
 四、佛滅 何事を爲しても悪き日、
 五、大安 凡てに吉き日、
 六、赤口 中間を吉とし前後を凶とする日、
 の六に分ち友引の日には友を引くとして葬式を忌むの風俗の如きは帝都の中
 央にも行はれ、現に青山谷中等の齋場に就て聞くも此の日には殆んど葬儀の
 行はるゝなしといふ有様である。

若し其れ運命卜知の方法に至つては、神代の昔既に天の香山の眞牡鹿の肩
 の骨を灼きて其の割るゝ形によりて神意を知る鹿骨の占あり、神功皇后の時、
 百濟の國より傳へられし龜の甲を灼きて其の割れ目に墨をつけて占ふ龜卜
 の法あり、今は傳はらねど諸冊の二尊の此の土に天降りまして後、天に登りて
 具さに其の狀を申したまへる時、天神は太占を以て卜ひたまひしといひ、かゝ
 る定れる形式の外、探湯とて釜中の湯を煮沸して是非の明かならざる人をし
 て齋戒沐浴して神に誓ひて釜中の湯を探らしめ正邪を分つの法等は夙に行

はれ、其の他くましね即ち精米三粒を紙に包みて神慮を窺ふにて、古歌に

きぬかどるそのくましねの思ふこと

三つてふ數を頼むばかりぞ

とあり、今も諸方の神社に遺れる米占、塵典埃囊抄に、道祖の神とて路傍の小社
 に祭れる圓石を持ち上げて其の石の輕重によりて吉凶を定むとある石占は、
 古くより行はれ

あふことを問ふ石神のつれなさに

わが心のみ動きぬるかな(金葉集)

とあり、近くは石を寺塔の上に投げて止るを吉とし、落るを凶とする方法にて
 も行はれ、又古く夕占問とて夕暮れに四つ辻に立ちて途行く人の言語を聴き
 て船戸の神の默示として吉凶を占ふ辻占の風も遺りて、河内の飄箆山の稻荷
 神社に詣で深夜に神社の境内に近き所に潜みて途行く人の服装や言語によ
 りて吉凶を卜するの風俗あるは余が幼時に耳にする所、恐らく今も尙ほ遺れ
 る風であらう。これらを外にしては屋上に啼く鳥の聲によりて吉凶を卜し、